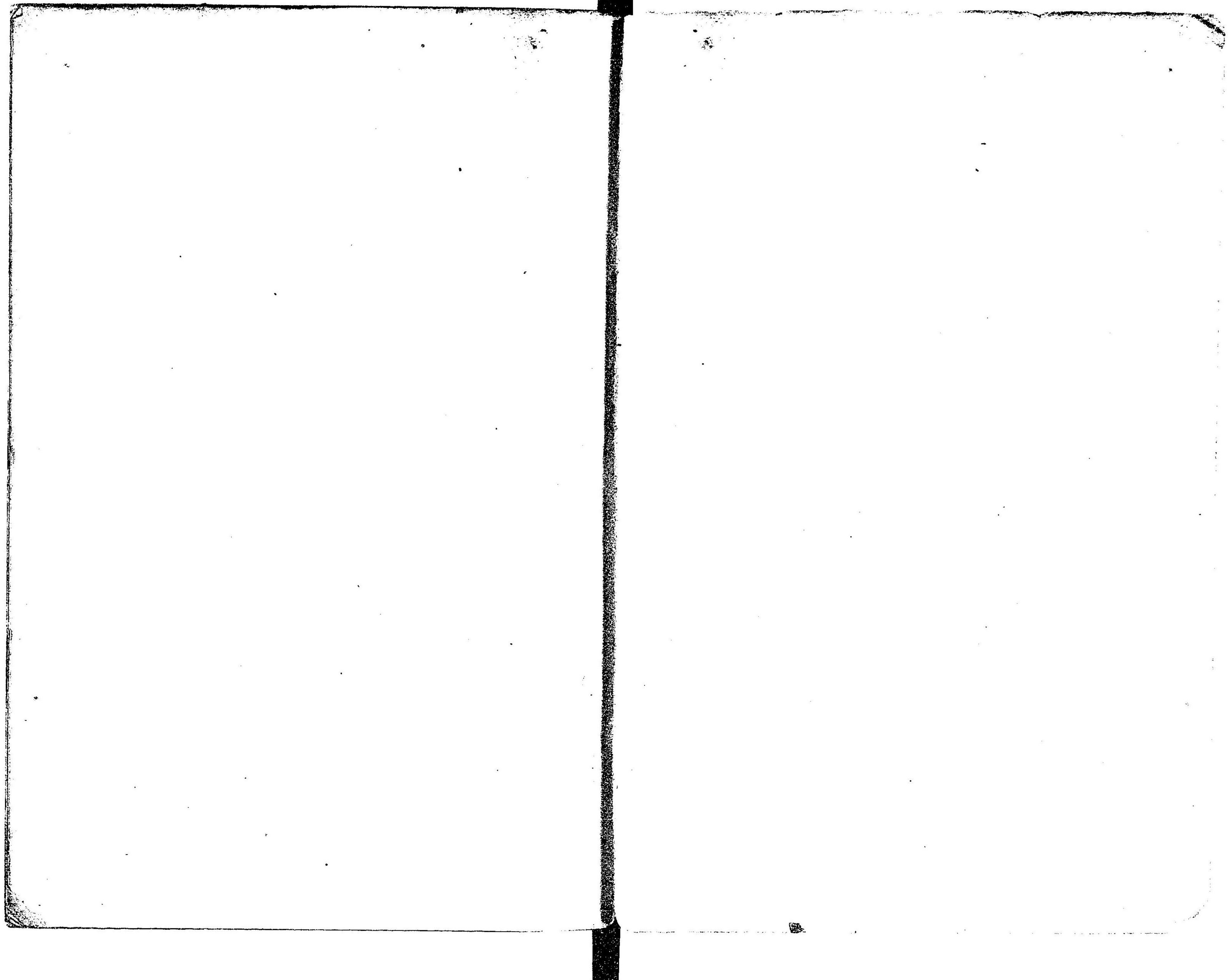


判事樋山廣業著述

刑事訴訟手續

版權所有 岡島實文館藏





特16  
46

判事樋山廣業著述

刑事訴訟手續

版權所有 岡島寶文館藏



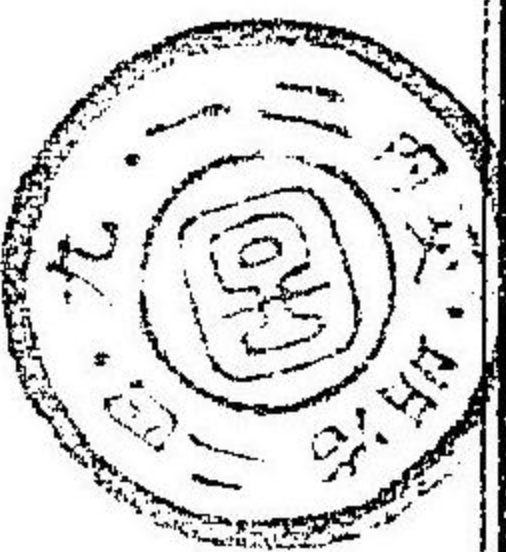
# 刑事訴訟手續

## 緒言

一本書ハ刑事訴訟ノ手續ヲ區別シ公訴及私訴トシ二手續ニ付キ順序ヲ立テ詳細ニ説明ス

一公訴ノ手續ハ告訴告發ヨリ刑ノ執行ニ至ルマテヲ説明ス蓋シ一ハ被疑者トナリテ訴ヘラレタルモノ、爲メニ權利伸張ノ方法ヲ示シ一ハ被害者ノ爲メニ自己ノ回復權ヲ計ラシムル手續ヲ知ラシムルニアリ

一私訴ノ手續ハ訴訟ヲ提起スルヨリ裁判ヲ執行スルマテノ手續ヲ説明ス蓋シ一ハ被告人ノ爲メニ防禦ノ方法ヲ知ラシメ一ハ民事原告人ノ爲メニ贖物ノ返還及





ヒ損害ノ賠償ヲ得セシムル手續ヲ示スニアリ  
 一私訴手續中ニハ其性質民事ナルヲ以テ往々民事訴訟  
 ニ從フヘキモノアリ是等ハ一々説明ヲ加ヘスシテ民  
 事訴訟法ニ讓ル之レ其煩ト紙數ノ嵩ムヲ避ケタルニ  
 アリ

一私訴ハ其性質民事ニアルヲ以テ民事訴訟法ト同一ノ  
 規則ニ從フモノト誤解スル勿レ蓋シ名ハ私訴トアリ  
 テ其性質民事ナルモ便利ノ爲メ刑事ニ附帶セシメタ  
 ルニ依リ其手續總テ刑事ト同一ナリ左レハ強チ其手  
 續ノ嚴格ナルニ驚ク勿レ

一本書紙尾ニ公訴及ヒ私訴ニ付テノ書式ヲ定ム蓋シ一

班ヲ示スノミ讀者是ニ依テ取捨セハ自由ニ文案ヲ製  
 出スルコトヲ得可シ彼此參照ス可シ

一本書ヲ讀ムニ當リ參照スヘキ書籍ハ余カ著ス民事訴  
 訟法釋義、刑事訴訟法釋義及ヒ俗解、民事訴訟手續、土居  
 氏著民事訴訟文例等ナリトス

明治二十四年八月

著者 識



刑事訴訟手續目次

第一編 總則	.....	一
第一章 裁判所	.....	全
第一節 犯罪種類ノ管轄	.....	三
第二節 便益上ノ管轄	.....	七
第三節 管轄裁判所ヲ指定スル申請	.....	九
第四節 公安ノ爲メノ裁判管轄ヲ移ス	.....	十
申請	.....	十一
第五節 嫌疑ノ爲メノ裁判管轄ヲ移ス	.....	十二
申請	.....	十二
第二章 判事書記ノ除斥及ヒ忌避回避	.....	十四
		丁



第三章	期間計算方法	十七丁
第四章	書類送達	十九丁
第五章	書類作成方法	二十二丁
第六章	刑事訴訟手續ノ效力	二十四丁
第七章	親屬例	二十五丁
第二編	公訴	二十六丁
第一章	公訴ノ性質	全丁
第二章	公訴ノ消滅	二十九丁
第三章	公訴ノ時効及ヒ中斷方法	三十一丁
第四章	犯罪捜査	三十五丁
第一節	捜査スル役人	全丁

第二節	告訴ヲ爲ス手續	三十八丁
第三節	告發ヲ爲ス手續	四十五丁
第四節	現行犯アル時ノ手續	四十六丁
第五章	起訴セララルル事	五十二丁
第六章	起訴ノ通知アル事	五十四丁
第七章	豫審	全丁
第一節	豫審廷へ召喚セララルル事	全丁
第二節	勾引狀勾留狀ヲ發セララルル事	五十七丁
第三節	令狀執行ノ事	六十丁
第四節	接見及ヒ通信ヲ爲ス手續ノ事	六十二丁
第五節	密室監禁ヲ言渡サルル事	六十五丁



第六節 訊問ノ事……………全 丁

第七節 檢證、搜索及ヒ物件差押ノ事……………六十七丁

第八節 證人ノ訊問セラルル事……………七十丁

第九節 證人ト爲ルヲ許ササル人々ノ事……………七十五丁

第十節 事實參考人トシテ訊問セラルル事……………七十七丁

第十一節 證言ヲ拒ム權アル人々ノ事……………七十八丁

第十二節 鑑定人ノ鑑定ヲ爲ス事……………七十九丁

第十三節 鑑定人ト爲ルヲ許ササル人々ノ事……………八十二丁

第十四節 鑑定ヲ拒ム權アル人々ノ事……………全 丁

第十五節 現行犯ノ豫審ノ事……………全 丁

第十六節 保釋ヲ請求スル事……………八十五丁

第十七節 責付ノ事……………八十七丁

第十八節 豫審終結アル事……………八十八丁

第十九節 豫審終結ニ對シ抗告ヲ爲ス事……………九十一丁

第八章 公判……………九十三丁

第一節 公判ヲ受理スル手續ノ事……………全 丁

第二節 辯護人ヲ用ユル事……………九十四丁

第三節 補佐人ノ事……………九十六丁



第四節 被告人及ヒ代人ノ出頭ノ事……………九十七丁

第五節 開廷中心得ノ事……………九十九丁

第六節 辯論ヲ停止セラレタル事……………百一丁

第七節 訴訟關係人ニ於テ公判中申立  
又ハ請求シ得ヘキ件ノ事……………百三丁

第八節 公判手續順序ノ事……………百四丁

第九節 證人鑑定人ヲ請求スル事……………百七丁

第十節 證人ノ訊問セララルル事……………百八丁

第十一節 鑑定人ノ鑑定ヲ命セララルル  
事……………百九丁

第十二節 判決言渡ノ事……………百十丁

第十三節 欠席判決ヲ爲スヘキ事……………百十五丁

第十四節 欠席判決ノ故障ヲ爲ス事……………百十六丁

第十五節 故障期間ヲ回復スル手續ノ  
事……………百十九丁

第十六節 判決ノ正本等ヲ求ムル事……………百二十丁

第十七節 重罪事件ニ付テノ特別手續……………百二十一丁

第九章 違警罪即決例……………百二十二丁

第一節 即決裁判所ノ事……………全丁

第二節 即決言渡手續ノ事……………百二十四丁

第三節 即決判決ヲ處分スル手續ノ事……………百二十五丁

第四節 正式ノ裁判ヲ求ムル手續ノ事……………百二十六丁



第十章 上訴通則……………百二十七丁

  第一節 上訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ人々ノ事……………全丁

  第二節 上訴ヲ申立ツル事……………百二十九丁

  第三節 上訴取下ノ事……………全丁

  第四節 權利回復ヲ爲ス事……………百三十丁

第十一章 控訴……………百三十一丁

  第一節 控訴ヲ爲シ得ヘキ事件ノ事……………全丁

  第二節 控訴申立ノ事……………百三十三丁

  第三節 控訴審判手續ノ事……………全丁

  第四節 附帶控訴ヲ爲ス事……………百三十四丁

第五節 控訴ノ判決ノ事……………百三十五丁

第六節 欠席判決ノ事……………百三十八丁

第七節 輕罪控訴ニ付キ保證金ノ事……………百三十九丁

第八節 重罪控訴ニ付キ保證金ノ事……………百四十一丁

第十二章 上告……………百四十三丁

  第一節 上告ヲ爲シ得ヘキ事件ノ事……………全丁

  第二節 上告ヲ爲スヘキ裁判ノ事……………全丁

  第三節 上告申立ノ事……………百四十七丁

  第四節 上告ノ答辯書ノ事……………百四十八丁

  第五節 附帶上告ヲ爲ス事……………百四十九丁

  第六節 上告審理手續ノ事……………全丁



第七節 上告判決ノ事……………百五十一丁

第八節 非常上告ノ事……………百五十四丁

第十三章 抗告……………百五十五丁

第一節 抗告ヲ爲ス事件ノ事……………全 丁

第二節 抗告ヲ申立ル事……………百五十七丁

第三節 抗告ヲ裁判スル事……………百五十八丁

第十四章 再審……………百五十九丁

第一節 再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ事件ノ事……………全 丁

第二節 再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ人々ノ事……………百六十二丁

第三節 再審ノ訴ヲ爲ス手續ノ事……………全 丁

第四節 再審ノ判決ノ事……………百六十三丁

第十五章 裁判執行……………百六十四丁

第一節 刑ノ執行ヲ受クル事……………全 丁

第二節 刑ノ言渡及ヒ執行ニ付テノ異議申立ノ事……………百六十六丁

第十六章 復権願ヲ爲ス事……………全 丁

第十七章 特赦ヲ受クル事……………百六十八丁

第十八章 裁判費用ノ事……………百六十九丁

第三編 私訴……………百七十丁

第一章 私訴ノ性質……………全 丁



第二章 私訴權ノ消滅……………百八十八丁

第三章 私訴ノ時効及ヒ中斷方法……………百八十二丁

第四章 被告人ヨリ損害ヲ要ムル事……………百八十五丁

第五章 私訴ヲ爲スコトヲ許ササル場合ノ事……………百八十八丁

第六章 私訴ハ何時爲スヘキヤノ事……………百八十九丁

第七章 民事原告人ノ豫審廷ニ於ケル訊問ノ事……………百九十一丁

第八章 私訴ヲ取上ル事……………百九十二丁

第九章 民事原告人ノ辯論ニ立會フ事……………百九十三丁

第十章 私訴ノ判決ヲ爲ス事……………百九十六丁

第十一章 欠席判決ヲ爲ス事……………百九十七丁

第十二章 欠席判決ニ對シ故障ヲ爲ス事……………百九十八丁

第十三章 故障期間ヲ回復スル手續ノ事……………百丁

第十四章 上訴通則……………二百一丁

第十五章 控訴ヲ爲ス事……………二百三丁

第十六章 上告ヲ爲ス事……………二百五丁

第十七章 抗告ヲ爲ス事……………二百九丁

第十八章 再審ノ訴ヲ爲ス事……………二百十一丁

第十九章 裁判ヲ執行スル事……………全丁

第二十章 裁判費用ノ事……………二百十二丁

第二十一章 贓品及ヒ賠償處分ノ事……………二百十四丁



追加

刑死者墓標葬典等ノ心得ノ事……………二百二十一丁

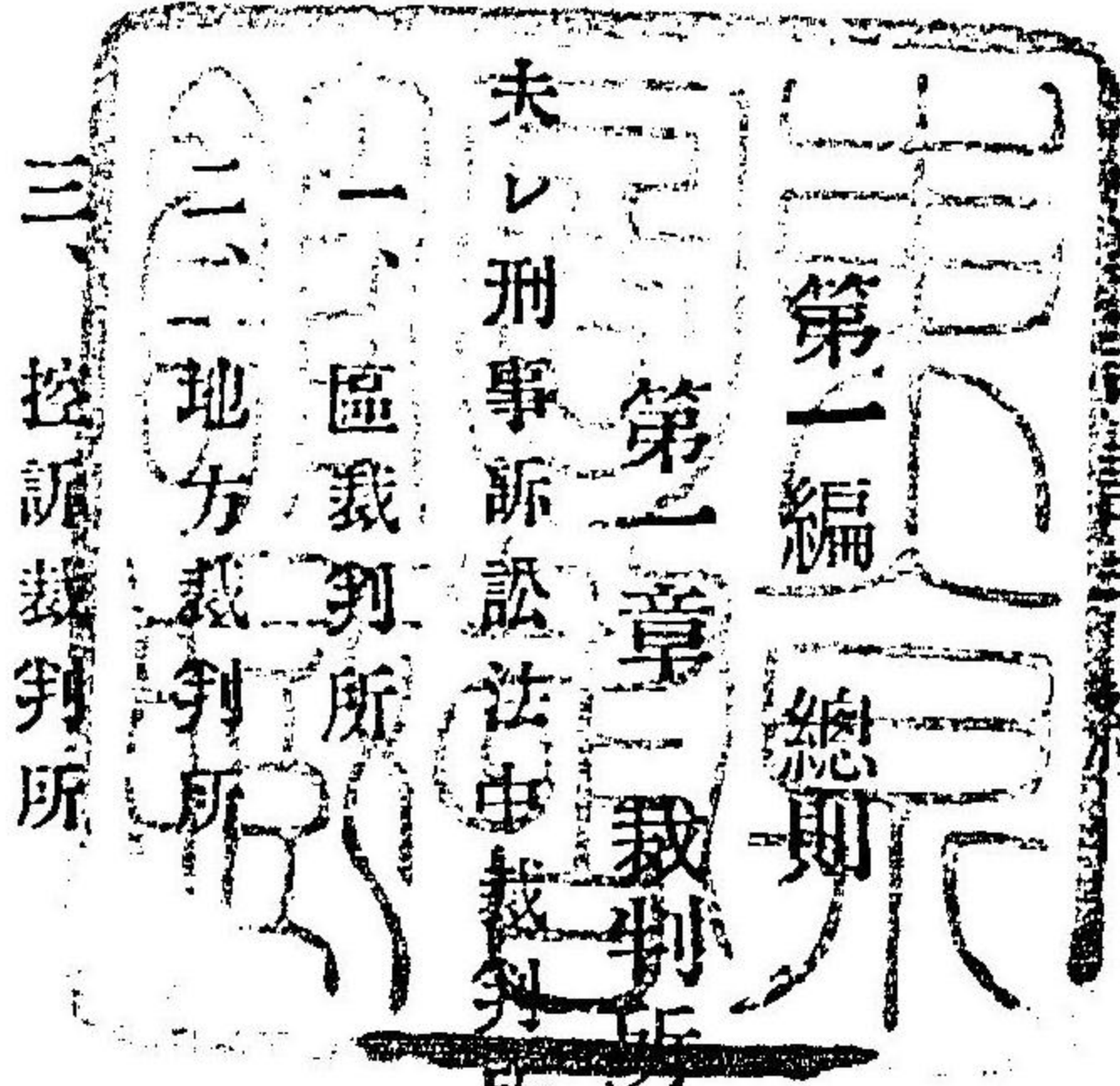
○ 附録書式……………

自一七十九丁  
至

刑事訴訟手續目次畢

刑事訴訟手續

樋山廣業著述



未レ刑事訴訟法中裁判所ノ種類ヲ別テ左ノ名稱ヲ付シタリ

- 一、區裁判所
- 二、地方裁判所
- 三、控訴裁判所
- 四、大審院
- 五、上告裁判所
- 六、第一審裁判所
- 七、第二審裁判所
- 八、上級裁判所

○裁判所



九、原裁判所

十、抗告裁判所

以上裁判所中區裁判所地方裁判所大審院ハ裁判所ノ固有ノ名稱ナレトモ他ハ皆其實實ヨリシテ名稱ヲ付シタルニアリ即チ第三ハ控訴事件ヲ受理裁判スル裁判所ニシテ地方裁判所及ヒ控訴院ヲ包含ス之レ地方裁判所ハ區裁判所ノ控訴ヲ控訴院ハ地方裁判所ノ控訴ヲ受理裁判スレハナリ第五モ上告事件ヲ受理裁判スル裁判所ニシテ區裁判所ノ上告ニ於ケル控訴院、地方裁判所ノ上告ニ於ケル大審院ヲ包含ス第六第七ハ事件ノ第一審ト第二審トニ依テ區別スルモノナリ即チ一ハ區裁判所地方裁判所ヲ指シ一ハ地方裁判所控訴院ヲ指ス第八ハ裁判所ノ階級ヨリ名稱ヲ付セリ即チ區裁判所ノ上級裁判所ハ地方裁判所ヲ云ヒ地方裁判所ノ上級裁判所ハ控訴院ヲ指ス但シ單ニ上級裁判所ト云ヘハ區裁判所ヨリ見ルキハ地方裁判所以上ノ各裁判所ナリト雖モ普通ハ直近上級裁判所

即チ前述セシ裁判所ヲ以テ上級ノ名ヲ付シタリ第九ハ上級裁判所ヨリ云ヘル普通ノ稱タリ例ヘハ區裁判所ノ上告事件ニシテ控訴院ヨリ云ヘハ地方裁判所ヲ以テ原裁判所ト云ヘリ第十ハ抗告事件ヲ裁判スル裁判所ヲ指シテ云フ故ニ區裁判所ヨリ云ヘハ地方裁判所カ抗告裁判所ナリ地方裁判所ヨリ云ヘハ控訴院カ抗告裁判所ナリトス其他種々ナル名稱ヲ付スルモノアレヒ本編ニ其例ナケレハ之ヲ略ス其詳悉ヲ知ラントセハ余カ著ス又例續編民事訴訟手續第一章ヲ一讀セヨ

第一節 犯罪種類ノ管轄

犯罪ノ種類ニ關スル裁判所ノ管轄ハ裁判所構成法ノ規定スル所ニシテ左ノ如シ(二五)  
區裁判所ノ裁判權アルモノ(構一六)

第一 違警罪

第二 本刑五十圓以下ノ罰金ヲ附加シ若ハ附加セサル二月以下ノ禁



四  
鋼又ハ單ニ百圓以下ノ罰金ニ該ル輕罪

第三 刑法第二編第一章ヲ除キ其ノ他ノ輕罪ニシテ本刑二百圓以下ノ罰金ヲ附加シ若ハ附加セサル二年以下ノ禁錮又ハ單ニ三百圓以下ノ罰金ニ該リ其ノ情第二ニ掲ケタル刑ヨリ更ニ重キ刑ニ處スルコトヲ要セスト認メ地方裁判所若ハ其ノ支部ノ檢事局ヨリ區裁判所ニ移付シタルモノ

前項ノ手續ニ因リ訴追ヲ爲シ犯罪ノ證明アリタル場合ニ於テ判決ヲ爲ス前何時ニテモ其ノ情第二ニ掲ケタル刑ニテハ相當ニ罰スルコトヲ得スト認ムルキハ區裁判所ハ之ヲ裁判スル權限ヲ有セストノ言渡ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ檢事ハ被告人ヲシテ相當ノ裁判所ニ於テ裁判ヲ受ケシムル爲適當ノ手續ヲ爲ス

地方裁判所ノ裁判權アルモノ(構二七)

第一 第一審トシテ

區裁判所ノ權限並ニ大審院ノ特別權限ニ屬セサル刑事訴訟

第二 第二審トシテ

(イ) 區裁判所ノ判決ニ對スル控訴

(ロ) 區裁判所ノ決定及命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

控訴院ノ裁判權ヲ有スルモノ(構三七)

第一 地方裁判所ノ第一審判決ニ對スル控訴

第二 區裁判所ノ判決ニ對スル控訴ニ付爲シタル地方裁判所ノ判決

ニ對スル上告

第三 地方裁判所ノ決定及命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

大審院ノ裁判權ヲ有スルモノ(構五〇)

第一 終審トシテ

(イ) 控訴院裁判權中第二ニ依リ爲シタル判決ニ對スル上告

(ロ) 控訴院ノ決定及命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告



第二 第一審ニシテ終審トシテ

刑法第二編第一章及第二章ニ掲ケタル重罪並ニ皇族ノ犯シタル罪ニシテ禁錮又ハ更ニ重キ刑ニ處スヘキモノノ豫審及裁判

以上ノ如ク裁判所構成法上裁判權ヲ區別スト雖モ尙ホ其施行條例ニ依リ左ノ變例アルモノトス

一、違警罪ニ付テハ即決例ニ依リ警察署長及ヒ分署長又ハ其代理者ニ於テ其管轄地内ノ犯罪者ヲ即決裁判スルモノトス(十八年九月第三十一號布告(施九))

二、違警罪即決ノ言渡ニ對シ不服アルモノハ其管轄區裁判所ニ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得ヘシ(同上)

三、東京地方裁判所管内小笠原島及ヒ伊豆七島ニ於ケル刑事ニシテ區裁判所ノ裁判權ニ屬スルモノハ裁判所設置マテ島吏之ヲ取扱ヒ其手續ハ便宜ニ任ス(施一二)

四、沖繩縣ニ於ケル刑事ニシテ區裁判所及ヒ地方裁判所ノ裁判權ニ屬スルモノハ裁判所設置マテ縣官吏之ヲ取扱フ其控訴院ノ裁判權ヲ屬スルモノハ長崎控訴院ノ管轄トス(施一三)

五、樺戸空知釧路以上北海道ニ在リノ集治監ノ囚人罪ヲ犯シ輕罪以下ニ該ル者ノ裁判ハ司獄官吏ニ於テ裁判シ其手續ハ便宜ニ任シ其裁判ハ地方裁判所ノ爲シタルモノト看做サル(施一四)

管轄ハ各劃然區別アリテ互ヒニ相侵スコトヲ許ササルモノナレトモ管轄ヲ異ニスル數箇ノ犯罪ニ付キ同時ニ同一ノ被告人ニ對シ(例へハ區裁判所ノ管轄事件ト地方裁判所ノ管轄事件ト)訴アリタルキハ上級ノ裁判所併シテ之ヲ管轄ス之レ便宜タリ(二五ノ二)

第二節 便宜上ノ管轄

同等ノ裁判所ニ於テハ犯罪ノ地又ハ被告人所在地ノ裁判所ヲ以テ豫審及ヒ公判ノ管轄タリ(二六)數箇ノ裁判所ノ管轄ナル場合ハ其中ニテ最初



豫審又ハ公判ニ著手シタル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス(二七)之レ普通ノ場合トス其異ナル管轄ハ左ノ如シ

從犯ノ管轄 正犯ノ管轄裁判所ヲ以テ其管轄トス之レ審理上總テ便益アルニ依ル若シモ正犯數名アリテ數個ノ裁判所ノ管轄ニ屬スルトキハ普通原則ニ從ヒ最初豫審又ハ公判ハ著手シタル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス(二八ノ一及ヒ二)

皇族犯罪ノ管轄 皇族ノ犯罪ニ付テハ其正犯、從犯ハ假令平人即チ皇族ニ非ラサルモノト雖モ大審院ニ於テ管轄ス之レ皇族タル身分ノ利益ヲ共ニ受クルモノトス(二八ノ三)

外國ニ於テノ犯罪ノ管轄 外國ニ於テ犯セシ總テノ犯罪ハ本邦ニ於テ總テ罰スヘキモノニハアラス只本邦ノ法律ニ依リ處斷スヘキモノニ限ルヘシ例ヘハ日本通用ノ貨幣ヲ外國ニ於テ偽造シタルカ如シ此場合ニシテ内地ニテ被告人ヲ逮捕シタルキハ逮捕ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄

ナリトス又外國ヨリ送致シタルトキハ送致ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄トス例ヘハ長崎又ハ横濱ノ如シ然レトモ欠席ノ儘判決ヲ下スキハ前段ノ地ナキヲ以テ被告人最後ノ住所ノ地ノ裁判所ヲ以テ管轄ナリトスルニアリ(二九)

海船内犯罪ノ管轄 海船内ニ於テ罪ヲ犯シタルキノ管轄裁判所ハ未タ進行ヲ初メサル間ニ於テハ其定繫港ノ地ノ裁判所ヲ以テス若シ航海中ニ生シタル罪ナレハ犯罪後最初ニ著船シタル地ノ裁判所ヲ以テス(三〇)

第三節 管轄裁判所ヲ指定スル申請

管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ヲ爲ス場合ハ左ノ如シ(三一及構一〇)

第一 權限アル裁判所ニ於テ法律上ノ理由(回避)若シハ特別ノ事情(死去、病氣、戦争)ニ因リ裁判權ヲ行フヲ得ス且其裁判所ニ代ルヘキヲ決定メタル裁判所モ亦之ヲ行フヲ得サルトキ

第二 裁判所管轄區域ノ境界明確ナラサルカ爲メ其權限ニ付疑ヲ生



シタルトキ

第三 法律ニ從ヒ又ハ二以上ノ確定判決ニ因リ二以上ノ裁判所裁判權ヲ互有シタルトキ

第四 二以上ノ裁判所權限ヲ有セストノ確定判決ヲ爲シ又ハ權限ヲ有セストノ確定判決ヲ受ケタルモ其裁判所ノ一ニ於テ裁判權ヲ行フヘキトキ

右ノ申請ハ訴訟關係人即チ被告人民事原告人民事擔當人等ヨリ附録第一號ノ如ク趣意書ヲ以テ關係アル各裁判所ヲ併セテ之ヲ管轄スル直近上級裁判所ニ爲スニアリ例ヘハ地方裁判所ト地方裁判所トノ管轄ナレハ其控訴院ニナシ區裁判所ト區裁判所トノ管轄ニシテ同地方裁判所ノ下ニアル分ハ其地方裁判所ヘ各異ナル地方裁判所ノ下ニアル分ハ各地方裁判所ノ管轄スル控訴院ニ爲スモノトス(三二、三三及構一〇)裁判所ハ別ニ口頭辯論ナクシテ書面上ニテ決定セラレ、モノトス

#### 第四節 公安ノ爲メノ裁判管轄ヲ移ス申請

公安ノ爲メ裁判管轄ヲ移スヘキ場合ハ左ノ如シ(三四)

第一 犯罪ノ性質例ヘハ國事犯又ハ兇徒聚集ノ如シ

第二 被告人ノ身分例ヘハ地方ノ名望家又ハ政黨員ニシテ反對多キ人ノ如シ

第三 被告人ノ員數例ヘハ兇徒聚集ノ如シ

第四 地方ノ民心其他重大ナル事情例ヘハ被告人ノ爲メニ地方人民ノ物議紛々或ハ爭擾ヲ來サンカ又ハ黨派上ノ爭ノ爲メ或ハ危險ノ虞アルカ等ノ類ナリ

以上何レノ場合ニ於テモ常ニ裁判ニ對シ紛擾又ハ危險ヲ生スル恐レアル時ナラサルヘカラス而シテ此場合ニ於テハ公安ヲ維持スル點ヨリ同等ノ裁判所ニ移スモノトス(此申請ハ訴訟關係人ヨリ爲スヲ許サス蓋シ公安維持ノ爲メナレハ私益ヨリ爲スヲ許ササルヲ以テナリ又之ヲ



訴ストセハ反對ノ結果ヲ生スルノ恐レアレハ故ニ此申請ヲ爲スハ大審院檢察總長ヨリ大審院ニ爲ス檢察總長モ亦一己ノ量見ヲ以テスルコトナクシテ司法大臣ノ命ニ因リテ爲スモノタリ(三五ノ一)大審院ハ訴訟關係人ノ申立ヲ聽カスシテ之ヲ決定ス(三五ノ二)

### 第五章 嫌疑ノ爲メノ裁判管轄ヲ移ス申請

嫌疑ノ爲メ事件ヲ他ノ裁判所ニ移スヘキ場合ハ左ノ如シ(三六)

- 第一 被告人ノ身分
- 第二 地方ノ民心
- 第三 訴訟ノ模様

以上ノ場合ニ於テハ裁判ノ公平ヲ維持スルコト能ハサル恐アルコトヲ必要トス例ヘハ被告人ニ愛憎畏懼ヲ以テスルカ又ハ裁判官檢察ニ關係ヲ及ホスカ到底裁判權ノ獨立ヲ維持スルコト能ハス裁判ノ信用ヲ害スルコトアルコト等其他訴訟關係人ノ一身ニ關係ヲ及ホスコトアル時ニ於テ此申請ヲ

必要トス

此申請ハ訴訟關係人ヨリ何時ニテモ上級裁判所ニ之ヲ爲ス其方法ハ趣意書ニ通テ原裁判所ニ差出ス可シ即チ附錄第二號ノ如シ(三七ノ一)右申請ノ相手方ハ裁判所書記ヨリ趣意書ノ送達アルヲ以テ其送達アリタルヨリ三日内ニ附錄第三號ノ如ク答辯書ヲ原裁判所ニ差出スコトヲ得ヘシ尤トモ答辯書ヲ差出スハ自由ナレハ別ニ差出サストモ差支ナシトス(三八ノ一)

裁判所ハ申請ヲ受ケタルトキハ其訴訟手續ヲ停止セラル即チ呼出人ヲ廢シ又ハ公判ヲ開廷セズ又ハ開廷スルモ辯論ナクシテ中止スルカ如シ(三八ノ二)

然レトモ此申請ヲ爲スコト許サ、ルモノアリ左ノ如シ(三七ノ二)

- 第一 民事原告人嫌疑アル裁判所ニ私訴ヲ爲シタルトキ
- 第二 被告人其裁判所ニ於テ異議ヲ申立スシテ本案ノ辯論ヲ爲シタ

○嫌疑ノ爲メノ裁判管轄ヲ移ス申請



右ハ其裁判所ノ裁判ヲ受クルヲ甘受シ其裁判ハ有罪無罪及ヒ請求ノ正當不當ニ論ナク正當ナリトシ敗テ其事ニ付テハ不平ナシト看做セハナリ  
上級裁判所ハ書類ノミニ依リ申請ヲ決定スルモノトス(三九)

### 第二章 判事書記ノ除斥及ヒ忌避回避

訴訟關係人ハ左ノ場合ニ於テハ何時ニテモ判事及ヒ裁判所書記ヲ忌避スルヲ得ヘシ

第一 判事被害者ナルトキ(例ヘハ盜ミ取ラレタル者又ハ傷付ケラレタル者ノ類)

第二 判事又ハ其配偶者ト被告人、被害者又ハ是等ノ者ノ配偶者ト親屬ナルトキ但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖モ亦同シ(例ヘハ判事ト民事原告人ト親屬又ハ判事ノ妻ト被告人ノ妻ト姉妹ノ

### 間柄ナルノ類)

第三 判事其事件ニ付キ証人、鑑定人ト爲リタルトキ又ハ被告人若クハ被害者ノ法律上代理人ナルトキ(例ヘハ判事カ舊ト醫師ナリシト此事件ニ鑑定シタルトアルトキ又ハ判事カ告訴人ノ後見人ナルトキノ如シ)

第四 判事其事件ノ豫審終結ニ干與シ又ハ不服ヲ申立テラレタル裁判ノ前審ニ干與シタルトキ(例ヘハ判事カ自分豫審シタル事件ニ公判ニ立會ヒ又ハ判事カ第一審ノ裁判ヲ爲シタル人ニシテ第二審ノ裁判ニ立會ヒ居ルノ類)(以上四〇)

第五 偏頗ナル裁判ヲ爲スコトヲ疑フニ足ル可キ情况アルトキ(例ヘハ被告人、被害者又ハ是等ノ親族又ハ法律上代理人等ト朋友知己ナルトキ又ハ共ニ會飲シ又ハ常ニ出入スルカ如シ)

以上第一乃至第四ハ判事カ法律上ヨリ其職務ヲ取扱フヲ禁スル場合



ナレハ如何ナル場合ト雖モ何時ニテモ忌避ノ申請ヲ爲スヲ得ヘケレトモ第五ニ至テハ判事ノ面前ニ於テ申立ヲナシ又ハ相手方ノ申立ニ對シ陳述ヲ爲ス以前ニ忌避ノ申請ヲ爲サ、レハ許サス尤トモ偏頗ノ恐れアルヲ知ラサルモ其知リタル時ハ何時ニテモ許サルルハ勿論トス(民訴三四三三五) 忌避ノ申請ハ附錄第四號ノ如ク判事所屬ノ裁判所ニ差出シテ爲ス但口頭ヲ以テスルモ差支ナシ(民訴三五)此裁判ハ口頭辯論ナクシテ爲サルルモノタリ(民訴三七)又忌避ノ申請ヲ不當ナリト宣言セラレタルモ抗告ヲ爲スヲ得ヘシ此抗告ノ事ハ下ノ上訴ノ部ニ於テ詳ク解クヘシ(民訴三八)

右ノ申請アルモ公判ニ付テハ辯論ヲ中止シ豫審ニ付テハ急速ヲ要スルモノハ之レヲ續行シテ中止セス(四三)

判事自ラニ於テモ何時コトモ其職務ノ執行ヨリ退クコトヲ得ヘシ之ヲ回避ト云フ假令回避スルモ訴訟關係人ニ於テハ收テ彼是云フヲ得サ

ルモノトス(四四)

### 第三章 期間計算方法

刑事訴訟ニ付テノ期間ヲ計算スルニハ時、日、月、年ノ區別アリ左ノ如シ(二五)

- 一、時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ起算ス故ニ午前十時ニ於テ二十四時トアレハ其十時ヨリ翌日ノ午前九時マテトスルカ如シ
- 二、日ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セス故ニ明治二十四年七月一日ニ三日間ト云ヘハ其一日ハ算ヘス二日ヨリ算ヘ七月四日カ切リ日トス若シ最終ノ日休暇ニ當ルトキ即チ其四日カ日曜又ハ大祭日ナレハ七月五日カ切リ日トナルヘシ只時効ノ期間ハ此事ナシ時効ノ事ハ公訴私訴ノ部ニ於テ詳シ○一日ト云ヘハ二十四時ナリ
- 三、月ト稱スルハ三十日ヲ以テス故ニ六月二十五日ヨリ一ヶ月トハ七月二十四日ナリ



四、年ト稱スルハ曆ニ從フ故ニ明治二十三年五月一日ヨリ一ケ年ト云  
 ～ハ明治二十四年四月三十日ナリトス  
 此期間ハ里程ニ依リ猶豫アリ即チ海陸路八里毎ニ一日ノ猶豫ヲ加ヘ八  
 里ニ滿タサルモ三里以上ナルキモ一日ノ猶豫アリ○島嶼又ハ外國ニ付  
 テハ裁判所ヨリ別ニ附加期間ヲ定メラル、モノトス(一六)  
 以上法律中期間ノ定メアルモノニシテ若シモ其期間ヲ經過シタルキハ  
 訴訟ヲ爲ス權ヲ失フヘシ例ヘハ上訴ヲ爲スハ言渡ヨリ五日内ナリシニ  
 此五日間ヲ過キタルキハ如何ナル不服ノ點アルモ上訴スルヲ得ス之  
 チ怠ルハ其者ノ過失ナレハナリ尤トモ刑事ニ付テハ上訴スヘキコトヲ  
 告知セサルキ又ハ欠席判決ノ時ニ故障スヘキコトヲ記載ナキキ又ハ刑事  
 ハ勿論私訴ト雖モ天災其他避クヘカラサル事變ノ爲メ期間ヲ經過シ其  
 旨ヲ疏明シタルキ等ノ場合ニ在テハ其權ヲ回復シテ上訴故障等其他ノ  
 權利ヲ行フヲ得ヘキモノトス(二七、二〇七、二四七)

第四章 書類送達

書類ノ送達ハ訴訟關係人ノ本人又ハ其訴訟代理人又ハ無能力者ナルキ  
 ハ法律上代理人ニ爲スヲ以テ原則トス而シテ其送達ヲ受クルカ爲メ裁  
 判所所在地ニ住所ナキモノハ其地ニ假住所ヲ設ケ裁判所ニ届出ツ可  
 シ若シモ然ラサルキハ書類ノ送達ナシト雖モ異議ノ申立ヲ爲スヲ得  
 サルモノトス(一八)其届出書式ハ附録第五號ノ如シ  
 書類送達ニ三種アリ執達吏ニ依ルモノト郵便ニ依ルモノト公示ニ依ル  
 モノトス  
 執達吏ニ依ル送達 送達ハ何レノ地ヲ問ハス其受クヘキ人ニ出會ヒタ  
 ル地ニ於テ爲スモノナレハ執達吏ヨリ之ヲ受取ルヲ得ヘシ若シ其裁  
 判所所在地ニ住居又ハ假住居アルキハ受取ヲ拒ムコトヲ爲シ得ヘキモ  
 ノトス(民訴一四四)而シテ送達ヲ受クヘキ人カ其住居ニ於テ不在ナルキ  
 ハ執達吏ハ同居ノ成長シタル親族又ハ雇人ニ爲ス若シモ是等ノ人々ナ



ナレハ如何ナル場合ト雖モ何時ニテモ忌避ノ申請ヲ爲スヲ得ヘケレ  
 トモ第五ニ至テハ判事ノ面前ニ於テ申立ヲナシ又ハ相手方ノ申立ニ對  
 シ陳述ヲ爲ス以前ニ忌避ノ申請ヲ爲サ、レハ許サス尤トモ偏頗ノ恐レ  
 アルヲ知ラサルモ其知リタル時ハ何時ニテモ許サルルハ勿論トス  
 (民訴三四、三五) 忌避ノ申請ハ附錄第四號ノ如ク判事所屬ノ裁判所ニ差  
 出シテ爲ス但口頭ヲ以テスルモ差支ナシ(民訴三五)此裁判ハ口頭辯論ナ  
 クシテ爲サルルモノタリ(民訴三七)又忌避ノ申請ヲ不當ナリト宣言セラ  
 レタルモ抗告ヲ爲スヲ得ヘシ此抗告ノ事ハ下ノ上訴ノ部ニ於テ詳  
 ク解クヘシ(民訴三八)

右ノ申請アルモ公判ニ付テハ辯論ヲ中止シ豫審ニ付テハ急速ヲ要ス  
 ルモノハ之レヲ續行シテ中止セス(四三)

判事自ラニ於テモ何時ニテモ其職務ノ執行ヨリ退クコトヲ得ヘシ之ヲ  
 回避ト云フ假令回避スルモ訴訟關係人ニ於テハ收テ彼是云フヲ得サ

ルモノトス(四四)

### 第三章 期間計算方法

刑事訴訟ニ付テノ期間ヲ計算スルニハ時、日、月、年ノ區別アリ左ノ如シ  
 (二五)

- 一、時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ起算ス故ニ午前十時ニ於テ二十四時  
 トアレハ其十時ヨリ翌日ノ午前九時マテトスルカ如シ
- 二、日ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セス故ニ明治二十四年七月一日ニ  
 三日間ト云ヘハ其一日ハ算ヘス二日ヨリ算ヘ七月四日カ切り日トス  
 若シ最終ノ日休暇ニ當ルトキ即チ其四日カ日曜又ハ大祭日ナレハ七  
 月五日カ切り日トナルヘシ只時効ノ期間ハ此事ナシ時効ノ事ハ公訴  
 私訴ノ部ニ於テ詳シ〇一日ト云ヘハ二十四時ナリ
- 三、月ト稱スルハ三十日ヲ以テス故ニ六月二十五日ヨリ一ヶ月トハ七  
 月二十四日ナリ



四、年ト稱スルハ曆ニ從フ故ニ明治二十三年五月一日ヨリ一ケ年ト云  
 ヘハ明治二十四年四月三十日ナリトス  
 此期間ハ里程ニ依リ猶豫アリ即チ海陸路八里毎ニ一日ノ猶豫ヲ加ヘ八  
 里ニ滿タサルモ三里以上ナルモ一日ノ猶豫アリ○島嶼又ハ外國ニ付  
 テハ裁判所ヨリ別ニ附加期間ヲ定メラル、モノトス(一六)  
 以上法律中期間ノ定メアルモノニシテ若シモ其期間ヲ經過シタルモハ  
 訴訟ヲ爲ス權ヲ失フヘシ例ヘハ上訴ヲ爲スハ言渡ヨリ五日內ナリシニ  
 此五日間ヲ過キタルモハ如何ナル不服ノ點アルモ上訴スルヲ得ス之  
 ナ忘ルハ其者ノ過失ナレハナリ尤トモ刑事ニ付テハ上訴スヘキコトヲ  
 告知セサルモ又ハ欠席判決ノ時ニ故障スヘキコトヲ記載ナキモ又ハ刑事  
 ハ勿論私訴ト雖モ天災其他避クヘカラサル事變ノ爲メ期間ヲ經過シ其  
 旨ヲ疏明シタルモ等ノ場合ニ在テハ其權ヲ回復シテ上訴故障等其他ノ  
 權利ヲ行フヲ得ヘキモノトス(一七、二〇、七、二四、七)

第四章 書類送達

書類ノ送達ハ訴訟關係人ノ本人又ハ其訴訟代理人又ハ無能力者ナルモ  
 ハ法律上代理人ニ爲スヲ以テ原則トス而シテ其送達ヲ受クルカ爲メ裁  
 判所所在ノ地ニ住所ナキモノハ其地ニ假住所ヲ設ケ裁判所ニ届出ツ可  
 シ若シモ然ラサルモ書類ノ送達ナシト雖モ異議ノ申立ヲ爲スヲ得  
 サルモノトス(一八)其届出書式ハ附録第五號ノ如シ  
 書類送達ニ三種アリ執達吏ニ依ルモノト郵便ニ依ルモノト公示ニ依ル  
 モノトス  
 執達吏ニ依ル送達 送達ハ何レノ地ヲ問ハス其受クヘキ人ニ出會ヒタ  
 ル地ニ於テ爲スモノナレハ執達吏ヨリ之ヲ受取ルヲ得ヘシ若シ其裁  
 判所所在地ニ住居又ハ假住居アルモハ受取ヲ拒ムヲ得ヘシモ爲シ得ヘキモ  
 ノトス(民訴一四四)而シテ送達ヲ受クヘキ人カ其住居ニ於テ不在ナルモ  
 ハ執達吏ハ同居ノ成長シタル親族又ハ雇人ニ爲ス若シモ是等ノ人々ナ



キカ又ハ在ルモ戸ヲ閉テ不在ナルキハ其書類ヲ其地ノ市町村長ニ預置  
 キ送達告知書ヲ作り之ヲ住居ノ戸ニ貼附シ且近隣ニ住居スル者二人ニ  
 其旨ヲ通知シテ以テ送達シタルモノト爲セリ(同上一四五)其他本人ナリ  
 親族雇人ナリ居ナカラ法律上ノ理由ナクシテ送達ノ受取ヲ拒ムトキハ  
 書類ヲ送達ノ場所ニ差置カルヘシ(同上一四九)其法律上ノ理由トハ左ノ  
 類ナリ

一、其地ニ住居ヲ有スルキ其住居外ニテ書類ヲ送達セントスルキ(民  
 訴一四四)

二、日曜日及ヒ一般ノ祝祭日ナルトキ但裁判官ノ命令アルキハ拒ム  
 ヲ得ス

三、夜間ニ爲スヘキトキ夜間トハ日没ヨリ日出マテノ時間ヲ云フ(以  
 上民訴一五〇)

以上ハ送達ヲ受取ルヲ拒ム權利アリ其他ノ場合ニ於テ拒ムキハ場所

ニ差置カルルモノナリトス

書類ヲ受取リタルキハ送達吏ハ受取證書ヲ作ルヲ以テ受取リタルヲ證  
 スル爲メ署名捺印ス可シ(民訴一五一)

郵便ニ依ル送達 此送達ハ郵便配達人ヲ以テ送達吏ト爲ス其執行スル  
 手續ニ付テハ執達吏ト同一ナリトス只異ナル点ハ受取ヲ拒ムヲ得ヘ  
 キ場合ニ於テ夜間ト雖モ送達ヲ爲スニ付キ之ヲ拒ムヲ得サルノミナ  
 リトス

公示ニ依ル送達 公示送達ハ原告若クハ被告ノ所在知レサルトキ又ハ  
 外國ニテ爲スヘキ送達ニシテ送達規定ニ從フヲ能ハス若クハ從フモ其  
 効ナキモノト知ルトキニ於テ裁判所ハ中立ニ依リテ爲スモノナリ其方  
 法ハ交付スヘキ書類ヲ裁判所ノ掲示板ニ貼付シテ爲ス又新聞紙ニ掲載  
 スルヲアルヘシ而シテ其貼付ヨリ十四日ヲ經過シタル日ヲ以テ爲シタ  
 ルモノト看做ス又場合ニ依リ夫レヨリ長キ時間ヲ定ムルヲアルヘシ尤



モ同一事件ニ付同一ノ原告若クハ被告ニ對シテハ其後ノ公示送達ハ貼附ヲ以テ之ヲ爲シタルモノト看做サルヘシ(民訴一五八)公示送達申立ハ附録第六號ノ如シ

### 第五章 書類作成方法

如何ナル書類ヲ作ル(書キ認ムルヲ云フ)ニモ左ノ各項ヲ記載スヘシ(二〇)

第一、年月日

第二、場所

第三、署名捺印

第四、契印

以上皆其書類ノ効アリヤ否ヤニ付大關係ヲ生スレハナリ其場所ノ如キハ人民ヨリ差出ス書類ニハ餘リ必要ナケレトモ彼ノ名前ノ肩書ヲ以テ之ニ代ユルモノトス又署名捺印ハ本人自ラ自筆ニテ爲シ實印ヲ押スニアリ若シ本人自筆スルヲ能ハサルトキハ他人ニ代筆ヲ頼ムヘシ而シテ

其代筆者ハ代筆セシヲ其傍ラニ明記スヘシ尤トモ官吏公吏ノ面前ニ於テ作ルトキハ別ニ代筆者ノ事由ハ記載スルモノニアラス之ノ官吏公吏カ代筆ヲ爲シ吳ルルカ故ナリ附録第七號ノ如シ又第四ノ契印トハ彼ノ繼キ目ニシテ他人ノ拔キ指シテ恐ルルカ故トス其綴リタル書類ノ如キハ表裏及ヒ其書中紙ト紙トノ繼キ目ニ實印ヲ押スモノトス以上ノ規則ニ依ラサレハ書類トシテ取扱ハレサルモノトス

又書類ノ文字ハ書損シナキ様注意ス可シ若シモ落字又ハ書キ足シ又ハ無駄ノ文字等アルトキハ落字ハ其所ヘ挿入シ書キ足シハ欄外(野紙)ノ上欄ヲ云フ)ニ記入シ無駄字ハ之ヲ消スヘシ而シテ皆一々其所ニ實印ヲ押シ置キ他人ノ之ヲ加ヘ消サ、ルヲ防クナリ尤モ消ストキハ其文字ヲ讀得ヘキ爲メ朱又ハ墨ノ点ヲ掛クヘシ決シテ眞黒ニ消スヘカラス之レ前ハ如何ナル文字ナリシヤ分明ナラシムルモノトス以上ノ規則ニ依ラサレハ挿入欄外書キ加ヘ消除ノ効ナキモノトナルヘシ(一一)



### 第六章 刑事訴訟手續ノ効力

總テ法律ト云フモノハ皆既往ニ遡ルノ効ナクシテ將來ノ出來事ニ對シテ効力アルモノトス例ヘハ舊新律綱領(明治十三年以前)ニ於テ竊盜三犯懲役十年ナリシカ刑法實施後ハ假令三犯四犯ナルモ二月以上四年以下ニ一等ヲ加ヘタルヨリ多ク處セラレサルコトナリタリ左レハ明治十三年中ニ三犯目ノ竊盜ヲ犯シ明治十五年刑法實施中ニ發覺スルモ道理上(恩典上ニテ其輕キニ從フハ格別)溯ラシメサルニアリトス蓋シ未ダ知ラサル法ヲ以テ之ヲ處スルハ難キナ人ニ責メ今日ノ所爲ヲ明日ノ法ニ依リ罰スルニ外ナラスシテ不法モ亦甚太シ然レトモ刑事訴訟法ハ之ニ反シテ溯及セシメ以テ舊法即チ治罪法ノ時代ニ犯シタル罪ヲ審判スルニ此法ヲ以テスルハ所謂今日ノ行爲ヲ明日ノ法ヲ以テ處置スルカ如キモ之レ決シテ一方即チ被告人ノ爲メニ不利トナラサルモノナリ却テ利益ヲ受クルコト多シ之レ刑事訴訟法ハ一ノ手續ニシテ治罪法ノ不完全ヲ補

ヒ完全クランメタルニ外ナラス故ニ假令法律ノ未タ實施セラレサル當時ノ行爲ヲシテ本法ニ依リ審判セラレルモ決シテ不服ヲ申立ツルコトヲ許ササルモノトス之レ本法ノ効力トス而シテ舊法時代ヨリ爲シツ、アリシ手續ヲ新法ノ代リテ更ニ手續ヲ初メヨリ更正スルニハアラス其手續ニシテ舊法ノ規定ヲ背カサル限りハ有効トシテ存シ置キ夫レヨリ先キノ手續ヲ刑事訴訟法ニ從ヒ爲スモノト知ルヘシ(一一二)

### 第七章 親屬例

刑事訴訟法ニ於テモ親屬ト稱スルハ左ノ如シ(一二四)

- 一、 祖父母父母夫妻
- 二、 子孫及ヒ其配偶者
- 三、 兄弟姊妹及ヒ其配偶者
- 四、 兄弟姊妹ノ子及ヒ其配偶者



- 五、父母ノ兄弟姉妹及ヒ其配偶者
  - 六、父母ノ兄弟姉妹ノ子
  - 七、配偶者ノ祖父母父母
  - 八、配偶者ノ兄弟姉妹及ヒ其配偶者
  - 九、配偶者ノ兄弟姉妹ノ子
  - 十、配偶者ノ父母ノ兄弟姉妹
- 以上祖父母トハ高曾祖父母外祖父母ヲ包含シ父母ニハ繼父母嫡母ヲ包含シ子孫トハ庶子曾玄孫外孫ヲモ云ヒ兄弟姉妹トハ異父異母ノ兄弟姉妹ヲ包含セリ而シテ養子其養家ニ於ケル親屬ハ實子ト同一ナリトス(刑一一四、一一五)

### 第二編 公訴

#### 第一章 公訴ノ性質

公訴ハ私訴ニ對スル詞ニシテ公ケノ訴訟即チ社會ノ爲メ公益ヲ維持シ

安寧秩序ヲ保護スル爲メニ提起スル訴訟ナリ故ニ常ニ公益ヲ害シ秩序ヲ紊乱スルモノ即チ刑事犯罪者ニ對シテ之ヲ起シ其者ニ相當ノ刑ヲ適用セシメントスル目的ニアリトス其方法ハ此者ニ此ノ犯罪アリ此犯罪ハ刑法上ノ制裁ヲ加フヘキモノナリトノ數種ノ證明ヲ爲スニアリ夫レ斯ノ如ク公訴ノ性質タルハ之レカ公訴ヲ行フヤ社會ヲ代表シ公益ノ爲メ設ケラレタル官吏即チ檢事ニアリトス又檢事モ各管轄アリテ全國一體ニ及フヘキモノニハアラス即チ法律上ノ區別アリテ區裁判所ノ管轄事件ハ區裁判所ノ檢事之ヲ行ヒ地方裁判所管轄ノ事件ハ地方裁判所檢事之ヲ行ヒ控訴事件ノ如キハ控訴院ノ檢事之ヲ行フノ類ナリトス(一)

公訴ハ決シテ一私人ノ爲メニスルニアラサレハ性質ハ不羈獨立タリ故ニ被害者ノ告訴即チ自分ハ物品ヲ盜マレタリ自分ハ人ニ傷ケラレタリトノ訴アルニアラサレハ訴訟ヲ起スト云フヘキモノニアラス未ダ告訴アラサルモ其行爲ニシテ刑法上制裁ヲ加フルモノナリセハ直チニ公訴



ヲ起サルルモノタリ之レト同一ニシテ一旦公訴ノ起リシ上ハ假令本人等ノ請願アルモ取下ルコトナシトス之レ公訴ハ公益ノ爲メニシテ一私人ノ爲メニアラサル證ナリトス然レトモ左ニ列記スル罪ニ於テハ本人又ハ親屬ヨリ訴出テサレハ公訴ヲ起サレサルノミナラス公訴カ假令起リシモ拋棄セリトノ證アルトキハ公訴ハ消滅シテ又進行スルコトナシ蓋シ之レ親告罪ト稱シ本人自身ニアラサレハ惡處分ヲ受ケタリト感スルコトナキノミナラス外觀ヨリシテ社會ヲ害シタリト認ムルノ證ナク又ハ一家内ノ惑亂ヲ生セシメ名譽ヲ傷ケ公益ヨリモ反テ私益ヲ害スルノ多キコトアルヲ以テナリ(三)

- 一、脅迫罪(刑三二六以下)本人又ハ其親屬ノ告訴ヲ待テ罪ヲ論ス
- 二、幼者ヲ略取誘拐スル罪(刑三四一以下)被害者又ハ其親屬ノ告訴ヲ待テ罪ヲ論ス
- 三、猥褻姦淫罪(刑三四六以下)被害者又ハ其親屬ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ

論ス

- 四、姦通罪(刑三五三)本夫ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス
- 五、誹毀罪(刑三五八以下)被害者又ハ死者ノ親屬ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス
- 六、牛馬以外ノ家畜ヲ殺ス罪(刑四二三)被害者ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

- 七、公然人ヲ罵詈嘲弄スル罪(刑四二六ノ一二)訴ヲ待テ其罪ヲ論ス
- 八、寫真版權ヲ侵ス罪、商標ヲ侵ス罪、專賣權ヲ侵ス罪、版權ヲ侵ス罪以上其性質ヨリ結果マテテ説了シタリ

第二章 公訴ノ消滅

公訴ハ刑法ノ制裁ヲ加フヘキ犯罪者ニ對シテ訴ヲ起スモノナレトモ如何ナルモノニテモ然ルニアラス假令公訴ヲ起スモ其目的ヲ達スルコト能ハス已ニ起シタルモノニシテ重複セシモノ及ヒ公訴ヲ起ス必要ノ消滅



セシモノ等ニ付テハ只漫リニ手數ヲ要スルノミニシテ決シテ其利益ナシ故ニ其場合ハ法律上列記シ以テ無益ノ手數ヲ省クニアリ即チ左ノ如シ(六)

第一 被告人ノ死去○刑ヲ科スルハ犯罪人ヲ懲戒スルニアリ其犯罪者ニ加ヘントスル人ナシ左レハ懲戒スルニ由シナシ從テ公訴ヲ起スモ目的タル刑ヲ適用スルコトヲ得サレハナリ

第二 告訴ヲ待テ受理ス可キ事件ニ付テハ告訴ノ拋棄○前章ニ於テ述ヘタル數個ノ親告罪ハ親告即チ告訴アリタルカ爲メ公訴起リタリ然ルニ其告訴ヲ拋棄セハ公訴ヲ起シタル原因ナシ從テ公訴ヲモ消滅セシメサルヘカラス

第三 確定判決○一度判決ヲ受ケタレハ再ヒ審理ヲ受クル理ナシ若シ然ラストセハ幾度判決ヲ受クルトキハ足ルヘキヤ底止スル處ナシ

第四 犯罪ノ後頒布シタル法律ニ因リ其刑ノ廢止○舊法ニ於テ必要ナリトスル刑ヲ新法ニ依リ之ヲ廢止シタルハ之レ無用ノモノナルカ故ナリ無用視ス何ソ公訴ヲ起シ刑ノ適用ヲ爲スヘケンヤ

第五 大赦○大赦ハ事件ヲシテ皆無タラシム左レハ公訴ヲ起スヘキ原因即チ犯法ノ處爲ナシ何ソ公訴ヲ起スノ要アラソヤ

第六 時効○時効ヲ設ケタルハ時日ノ經久ニ依リ事實ヲ遺忘シタリトノ推測ヨリス社會遺忘セハ其代表者タル檢事モ亦遺忘セリ左レハ公訴ヲ起スノ必要ナシトス

以上公訴ノ消滅ハ當然法律上消滅セシメタルニアレハ檢事ニ於テハ起訴スヘカラス若シモ起訴セハ判事ハ免訴又ハ無罪ヲ言渡スヘク又若シ檢事判事ニ於テ氣付カサルトキハ被告人タルモノハ一々之レヲ唱ヘ以テ刑ヲ免カレサルヘカラス

### 第三章 公訴ノ時効及ヒ中斷方法

○公訴ノ時効及ヒ中斷方法



公訴ノ時効ヲ設ケタルノ主意ハ時日ノ經久ニ依リ其事跡ヲ遺忘シ毫モ念頭ニ記セサル所ヨリ生スル一ノ推測ナリ即チ所謂社會ノ刑罰權ノ一元素タル社會ヲ害シ從テ社會ハ畏懼ノ念ヲ生スル條件ヲ欠クニアリトス故ニ前章ノ如ク公訴消滅ノ一原因ト爲シタルニアリトス斯ノ如ク時日ノ經久ニ因リ事跡ヲ遺忘スルハ其事跡ノ輕重ニ依リテ長短アルハ理ノ當然ナレハ之レカ區別ヲ立テ推測ニ早晚ヲ置カサルヘカラス之レ刑事訴訟法第八條ノ規定アル所以タリ即チ左ノ如シ

第一 違警罪ハ六月

第二 輕罪ハ三年

第三 重罪ハ十年

ナリ故ニ竊盜ヲ犯シタルモノハ其日ヨリ三ケ年間社會ノ知ラサルキ即チ發覺セサルトキハ其後ニ至リ發覺スルモ禁錮ニ處セラル、ノ患ヒナシトス之レ公訴消滅スト云フニ當ルモノトス(一〇)尤トモ其犯罪ノ種類

ニ依リ犯罪ノ日ヨリ計算スルト犯罪ノ最終ヨリスルトアリ彼ノ竊盜ナリ毆打罪ノ如キハ其犯罪ハ成立チ直チニ終ルモノナレトモ繼續犯ト云フヘキモノ、如キハ犯罪成立チ直チニ終ルモノニアラス此間多少ノ時期アリ例ヘハ明治二十三年十二月ニ印ヲ偽造シ二十四年一月ニ之ヲ使ヒテ金ヲ借リタルト本年十月ニ公訴起リタリト假定セヨ此時効ハ何時ヨリ起算スヘキヤト云ヘハ即チ偽造行使罪ノ成立シタル二十四年一月ヨリトス蓋シ夫レヨリ以前ニ犯罪アリシカ如キモ印ヲ偽造スルモ之ヲ行使セサレハ罪トナラサルモノ(刑二〇八)ナルカ故ナリトス

右ノ如ク社會カ知ラサルキハ時効ヲ成就シタリトシテ罪ヲ免ルスモノトセハ甚タ罪人ヲシテ利益ヲ與ヘ益々惡人ノ増加スルカ如キモ決シテ然ラス其罪惡ノ重輕ニ從ヒテ時効ノ期間ヲ中斷シ決シテ罪人ヲ遣ササルノ法アリトス其中斷スル手續トハ左ノ如シ

第一 起訴

○公訴ノ時効及ヒ中斷方法



第二 豫審

第三 公判

トス起訴トハ豫審ヲ求メ又ハ公判ヲ請求スルヲ云ヒ豫審トハ證人ヲ呼出シ又ハ臨檢處分ヲ爲スカ如ク公判トハ呼出ヲ爲シ告知ヲ爲シタルカ如キ類タリ而シテ或ル場合ニ於テハ被告人ノ某ナルヲ知ルノ要ナキヲアルヘシ彼ノ豫審ヲ求メテ臨檢ヲ爲スカ如シ時効ノ中斷ハ被告人ノ之レカ中斷セラルルコトヲ知ルノ要ナキノミナラス未タ檢事モ知ラサル事件ノ正犯、從犯ニモ其効ヲ及ホサルヘシ(一一ノ一)

又中斷スルノ方法アルモ又幾十年幾百年モ爲スヲナシ之レ檢事ニ於テ本人ノ未タ此世ニ在リシカ否ヲ知ル能ハサルヲ以テ大抵見計ヒ又其中斷ノ手續ヲ止ムルコトアルヘシ其時ハ更ニ止メタル日ヨリ六月、三年、十年ヲ起算スルモノトス之レ其間時効ニ算ヘサルヲ以テ中斷ト云フモノナリ(一一ノ二)

以上中斷ノ方法ヲ述ヘタリシカ如何ナル中斷法モ効アリト云フヘガラズ起訴ナリ豫審ナリ公判ナリカ刑事訴訟法ノ規定ノ如ク爲ストキニ限ルヘシ故ニ之レカ規定ニ背キタルトキ例ヘハ重罪事件ヲ豫審ニ廻サスシテ公判ヲ求メタルカ如キハ起訴ノ手續カ反則ナリ豫審判事カ告訴ヲ受ケテ豫審ニ取掛リタルカ如キハ豫審ノ手續カ違反ナリ被告人ヲ規則ニ從ハス呼出シ告知ヲ爲サスシテ裁判シタルカ如キハ公判ノ手續カ違背セリ以上ノ場合ハ切角中斷シタリト思フモ決シテ中斷シタルモノト爲サス故ニ被告人タルモノ及ヒ其正犯ナリ從犯ナルモノハ之ヲ故障トシテ不服ヲ申立ツルヲ得ヘシ然レトモ裁判所ノ管轄違例ヘハ地方裁判所ニ受理スルモノヲ區裁判所ニ於テ受理シタリトテ故障ヲ爲スヲ許サ、ルモノトス(一二)

第四章 犯罪搜查

第一節 搜查スル役人

○犯罪搜查ノ搜查スル役人



捜査スル役人ヲ述フルニ付テハ先ツ捜査トハ如何ナル事ヲ云フヤチ一言スヘシ捜査トハ犯罪アルコトヲ知り或ハ犯罪者ナラントノ嫌疑ヲ懷キタル場合ニ於テ其犯罪者タルノ證據ヲ搜シ其犯人ノ知レサル所ハ其犯人ヲ搜シ以テ公訴ヲ爲ス材料ヲ集ムル手續ヲ云フモノトス故ニ犯罪アルヤ否ヲ隠密ニ探偵シ罪人ヲ發キ出スカ如キコト云フニアラサルナリ」捜査ヲ爲ス權アル役人ハ左ノ人々ナリ(四六、四七、四八)

第一 検事

第二 警視總監

第三 地方長官(北海道長官及ヒ知事)但東京府知事ハ警視總監アルカ爲メ除ク

第四 警視、警部長、警部

第五 憲兵將校、下士

第六 島司

第七 郡長

第八 林務官

第九 市町村長

第十 船長

以上ノ中、検事ハ專務官ニシテ自ラ起ツテ犯罪ヲ捜査シ其爲メニ第四乃至第九ノ諸官吏公吏ヲ指揮スル權ヲ有シ第二、第三ノ官吏ハ検事ト同一ノ捜査權アリト雖モ平常其職務ヲ執行スル專務官ニアラス彼ノ國事犯ノ如キ兇徒聚集ヲ爲スカ如キ地方ニ關係スル犯罪アル時ニ於テ第四第六第七第九ノ諸官吏公吏ヲ指揮シ犯罪ヲ捜査セシムルノ權ヲ有スルコト過キス第四乃至第九ノ官吏公吏ハ平常ニ在テハ検事ヨリ非常ニ在テハ検事及ヒ警視總監知事等ヨリ指揮ヲ受ケ犯罪ヲ捜査スル職分トス殊ニ第四第五ノ如キ官吏中司法警察事務ヲ掌ルモノハ專務トシテ犯罪ヲ捜査スルコト收テ異ナルコトナキモノナリ見ヨ彼ノ犯人アル所ハ常ニ



各警察署ノ手及ヒ憲兵ノ手ヲ經テ檢事ニ送致スルノ最モ多ケレハナリ  
 又第十ノ人ハ官吏公吏ニハアラサルモ一海船内ニ在テハ總括ノ任アル  
 モノニシテ船内ノ安全ヲ保護スル役人ナリ故ニ船内ニ犯罪者アルトキ  
 之レカ搜查ヲ爲スハ船長ヨリ他ニ人ナシ之レ船長ヲシテ檢事ノ指揮ヲ  
 待タス獨立シテ司法警察ノ職務ヲ行フ權利アリトス司法警察ノ職務ト  
 ハ犯罪者ヲ逮捕シテ逃亡ヲ防キ證據ヲ取調又ハ差押人ヲ以テ湮滅ヲ防  
 クニ外ナラサルモノトス  
 搜查スル役人ハ以上ノ如ク多數アレトモ公訴ヲ起スハ檢事一人ノミト  
 知ルヘシ他ノ役人等ハ搜查ヲ終レハ犯罪人ト共ニ皆其地ヲ管轄スル檢  
 事ニ送致スル外職權ナシトス蓋シ檢事ハ代表者ニシテ公訴ノ性質ニ於  
 テ述ヘタルカ如ク公訴ハ檢事之ヲ行フト定メタレハナリ(四九、一四七、六  
 二以下)

第二節 告訴ヲ爲ス手續

何人ニ限ラス犯罪ニ因リ損害ヲ受ケタル者ハ告訴スル權アリ即チ盜賊  
 ニ遇ヒ金錢物品ヲ盜ミ取ラレタルルキノ如キ人ニ毆打セラレタルカ如キ  
 我子ヲ略取セラレタルカ如キ妻カ姦通シタルカ如キ家ヲ燒カレタルカ  
 如キ所有品ヲ毀タレタルカ如キ手飼ヒノ犬ヲ殺サレタルカ如キ皆之レ  
 損害ヲ蒙リタルモノニシテ其所爲ヤ刑法上罰セラレヘキモノナリ故  
 ニ告訴ヲ爲スヲ得ヘシ告訴ハ爲スト爲サ、ルトハ損害ヲ受ケタル人  
 ノ隨意ナレトモ告訴ヲ爲サ、ルカ爲メニ犯人ハ罰ヲ免カルコトナシ  
 只公訴ノ性質及ヒ消滅ノ章ニ於テ述ヘタル親告罪即チ告訴ヲ以テ公訴  
 ノ原因トナセシ時ノミハ告訴ヲ爲ササルトキハ罰ヲ免カルコトヲ得ヘ  
 キナリ(四九)

告訴ハ犯罪ノ地若クハ被告ノ所在ノ地ノ檢事又ハ司法警察官ニ告訴ス  
 ルモノトス  
 犯罪ノ地トハ盜マレタル所又ハ打レタル場所又ハ欺ムカレタル土地ヲ



云ヒ被、告、人、所、在、地、トハ犯罪者カ居ル所ニシテ犯罪ノ地ニ居ルコトアリ  
 又ハ逃ケテ東京長崎地方ニ居ルコトアルヘシ必ラス犯罪ノ地ト被告人  
 所在ノ地ト同一ニハアラスト知ルヘシ  
 又告訴スルモ檢事ナリ司法警察官ナリ孰レナリトモ便利ノ方ニ爲ス  
 ナ得ヘシ假令地方裁判所又ハ區裁判所アル地ト雖モ檢事ニ爲サスシテ  
 司法警察官ニ爲ストナ得ヘキモ本則上ヨリ云ヘハ檢事ニ爲スヲ以テ  
 シトス尤トモ田舎ノ如キ檢事ナキ土地ハ司法警察官ニ爲スヲ以テ便利  
 トス

告訴ヲ爲スニハ書面ト口述トノ別アリ左ノ如シ(五一、五〇)  
 書、面、ヲ、以、テ、爲、ス、コ、ト、 告、訴、ヲ、書、面、ニ、テ、爲、ス、ニ、ハ、告、訴、狀、ト、シ、テ、事、實、ヲ、詳  
 細ニ認メ證憑及ヒ事實參考トナルヘキコトヲ申立ツルニアリ假令ハ賊  
 ノ捨置品アリ又ハ血痕アル棒アリ足跡アリ斯々ノ言語ヲ發シタリ又ハ  
 顔付キ体格ハ云々ト云フカ如シ場合ニ依レハ其以前ヨリ在リシ手續及

ヒ疑アル場合チ一々詳記スルヲ以テ利アリトス

書面ハ附録第八號ノ如シ

口、述、ヲ、以、テ、爲、ス、コ、ト、 口、述、ヲ、以、テ、爲、ス、ニ、ハ、自、身、自、カ、ラ、檢、事、局、又、ハ、警、察  
 署ヘ出頭シ掛リ官ニ面會シ口述告訴ヲ爲スヘキ旨ヲ述ヘ以テ書面告訴  
 ハ同シク詳細ニ申立ツ可シ而シテ官吏ハ調書ヲ作り之ヲ讀ミ聞カスニ  
 依リ其異ナル箇所ハ改正増補ヲ申立テ、變更ヲ受ケ又讀ミ聞ケラレ到  
 底間違ヒナキトキハ其調書ニ署名捺印スヘシ若シ署名捺印スルコト能  
 ハサルトキハ其旨ノ附記ヲ受ケテ捺印スルモ可ナリ  
 告訴ハ本人自ラ爲スヲ以テ正則トシタリシモ都合ニ依リ本人ノ出頭ス  
 ルヲ出来サルコトアルヘシ病氣ノ如キ又ハ傷付ケラレタル時ノ如シ此時  
 ハ代人ニ委任シテ告訴スヘシ代人ハ委任狀ヲ持參シテ出頭スルカ又ハ  
 書面ニ委任狀ヲ添ヘ置ク可シ委任狀ハ附録第九號ニアリ(五四ノ一)  
 本人カ無能力者ナルキハ法律上代理人ニ於テ告訴スルモ有効ナリ原來



無能力者ハ訴訟ヲ爲スノ能力ナク即チ夫レカ爲メ法律上代理人ヲ定メアルヲ以テ代理人ハ本人ニ依リテ告訴スルノ權アリトス(五四ノ二) 無能力者トハ左ノ如シ

- 一、未成丁年者(二十歳未滿ノ男女)
  - 二、有夫ノ婦(人ノ妻)
  - 三、白痴瘋癲人(馬鹿、氣狂ヒ)
  - 四、禁治產者(重罪犯人)
  - 五、法人(政府、國、府縣、郡區、市町村、組會、會社、社團等)
- 以上第一ノ場合ハ父母又ハ後見人ニシテ第二ノ場合ハ夫タル者第三ノ場合ハ管理人第四ノ場合ハ管財人第五ノ場合ハ其長タルモノ大臣、知事、郡區長、市町村長、頭取、社長、總代等ノ人々ニ於テ告訴スルニアリトス 總理代理人ハ自ラ告訴ノ代人ヲ包含セス告訴ノ代人ハ別段ニ委任セサルヘカラサルモノナレハ總理代人ト雖モ告訴ヲ爲スノ委任ナケレハ勝

手ニ告訴スル權ナシト知ルヘシ 終リニ從來ノ盜難届ノ事ヲ一言セン 盜難届 盜難届ハ文面上ヨリ云ヘハ損害ヲ受ケタルモノヨリ爲ス届書ニシテ告訴狀ト大ナル差ナキカ如シト雖モ其性質大ニ異ナレリ盜難届ハ盜賊ノ難ニ罹リタリト云フニ過キスシテ一ニ行政上取締ノ處分ニ付テ必要ナルカ爲メニ各警察署ニ於テ之ヲ徵シ又之ヲ差出スニアリ一ハ司法上ノ處分ニ付テ必要ナル爲メニシテ別ニ之ヲ徵サス差出サハ之ヲ取り差出ササルモ強テ之ヲ取ルノ必要ナシ去ルカ故ニ盜難届ハ檢事ニ差出スモノニアラス從テ犯罪ノ捜査ノ原因トモ爲ラス又盜難届ヲ受ケル官吏ト告訴狀ヲ受ル官吏ト其資格ヲ異ニス一ハ行政官吏ニシテ一ハ司法官吏タリ

今日多ク盜難届ヲ以テ告訴狀ト同一ノモノトシテ取扱ヒ居レルハ全ク便宜方法ニシテ其正則ヨリ云ヘハ誤謬タルモノトス故ニ正則上云ヘハ



盜難届ハ各警察署ニ差出シ告訴狀ハ檢事若クハ司法警察官ニ差出スチ以テ十分ナリトス

告訴ハ一旦爲シタル上ハ飽マテモ之ヲ維持スルノ義務ナシ一時間違ヒ又ハ怨ミアリ又ハ憤リテ以テ告訴ヲ爲スモ後之カ考ヘ直シ其惡シキト又ハ穩ヤカニ濟ム等ノ事アルトキハ取下クルト得ヘシ取下トハ一旦呈出シタルモノヲ取戻スチ云フ其手續モ亦書面ヲ以テ取下ケ又ハ口述ヲ以テ取下クルト得ヘシ附録第十號ノ如シ○此取下ニ付テ大ナル利益アルハ彼ノ親告罪ニ付テ尤モ然リトス何ントナレハ親告罪ハ告訴セシカ爲メ犯罪ヲ捜査サレ犯罪人トシテ公訴ヲ起サルヘシ其取下クル時ハ前ノ告訴ハ消滅スルモノナレハ檢事モ公訴ヲ維持スルトナシ裁判官モ裁判スルコトナシ從テ本人タル被告ノ身ニ取り大ナル利益アルヘシ又告訴人ニ於テモ内部ノ惑亂ヲ世間ニ十分知ラレサル利益アリトス告訴ハ已ニ申立タル事柄ヲ變更スルトナモ自由タリ例ヘハ初メ五点紛

失シタリト云ヒシニ十分取調ヘタル處二点ヨリ紛失セサルカ如シ又刀ヲ以テ切ラレタリト告訴シタルニ醫師ノ診斷ノ後組合ヒタルカ爲メニ摺リ傷ノ付キタルカ如シ以上ノ類ハ重キヨリ輕キ方ニ輕キ方ヨリ重キ方ニ何レニテモ變更スルト得セシムヘシ之レ實際ノ事實ヲ得ントナラハ此道ヲ明了ニ置カサルヘカラス變更ノ申立モ取下ケト同シ書面又ハ口述ニテ爲スト得ヘシ其書面ノ場合ハ附録第十一號ノ如シ

第三節 告發ヲ爲ス手續

先發ハ告訴ト同シク犯罪事件ヲ官ニ申告スルニアレトモ大ニ其趣キチ異ニス即チ告發ハ自己ハ別ニ損害ヲ受ケタル身ニアラスシテ只犯罪アルトキ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキニ於テ告發スルモノトス

告發ハ告發人所在ノ地又ハ犯罪ノ地ノ檢事又ハ司法警察官ニ爲スモノトス

以上告發ノ何タルモノヲ解クトキハ告訴ト異ナル點アリ即チ告訴ハ損



害ヲ受ケタルモノヨリ之ヲ爲シ告發ハ犯罪ヲ知り又ハアリト思料シタルキニ之レヲ爲ス又告訴ハ犯罪ノ地若シハ被告人所在ノ地ノ檢事又ハ司法警察官ニ爲スモ告發ハ告發人ノ所在地若シハ犯罪ノ地ノ檢事又ハ司法警察官ニ爲スモノトス此異アルハ一ハ損害ヲ回復スルノ主意ニアレハ被告人所在地ニ訴ヘサルヘカラサルモ一ハ公益上ノ爲メヲ主トスルニアレハ其場所ハ告發人所在地ヲ以テ足ル別ニ被告人所在地ヲ以テ限ルニ及ハス若シ限ルトセシカ犯罪ノ地外ノモノハ被告人ノ所在地ニ立越シ告發セサルヘカラサルニ至ルヘシ(五三)

告發ニ付テノ書面及ヒ口述手續及ヒ證據及ヒ事實參考トナルヘキ申立ヲ爲ス<sub>1</sub>及ヒ代人ニ委任スル<sub>1</sub>其告發ヲ取下ケ又ハ申立ヲ變更スル<sub>1</sub>ハ皆告訴ト同一ナレハ更ニ茲ニ解カス(五三ノ一、五〇、五一、五四ノ一、五五)

第四節 現行犯アル時ノ手續

現行犯アルトキハ如何爲スヘキヤトノ問題ヲ説クニハ先ツ現行犯トハ如何ナルモノナルヤヲ了解セサルヘカラス

現行犯トハ刑事訴訟法ノ定義ハ左ノ如シ(五六)

現行犯トハ現ニ行ヒ又ハ現ニ行ヒ終リタル際ニ發覺シタル罪ヲ謂フト左レハ罪ト爲ルヘキ所爲ヲ爲シツ、アルカ又ハ爲シタル後未タ幾時間ヲ立タス俗ニヌクノ事實ナリトス例ヘハ盜賊カ最中物品ヲ取出シ居ルカ又ハ人ヲ殺シテ居ルカ此時巡查憲兵卒等ノ目撃シタル場合ハ之ヲ現ニ行ヒタル際發覺シタル罪ナリ又賊カ已ニ物品ヲ竊取シ正ニ其家ヲ去ラントスルカ又ハ人ヲ已ニ殺シ血刀ヲ提ケツ、アルカニ發覺シタル時ノ如キハ之レ現ニ行ヒ終リタル際ニ發覺シタル罪ナリ

又現行犯ニハアラサルモ殆ント其形跡ノ現行犯ト間髪ヲ容レサル程ノモノアリ之ヲ名ツケテ准現行犯ト云フ左ノ種類ヲ包含セリ(五七)

第一 犯人トシテ一人又ハ數人ニ迄セラレルトキ〇ヌスビトノ

○現行犯アル時ノ手續



呼ヒナボくト呼ヒナカラ追ヒシテ云フ之レ現行犯人トシテ少シモ差支ナシトス尤トモ明文ナキヲ以テ其犯罪ノ當時ナルト其以前殊ニ數年前ノ事ナリシカ其所ハ必要ナラス只追呼スル人ト追呼セラルル人トニ依リテ定マルヘシ若シモ不審ナラサル人ナレハ之レカ追呼セラルルモ敢テ逃ルノ要ナシトス

第二 兇器、贓物其他ノ物件ヲ携帯シ又ハ身体、被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料ス可キトキ○兇器トハ罪ヲ犯シタル後ニ名ノ付クモノナレトモ庖丁、刀劍、銃砲等其他人ヲ殺シ傷クルニ足ルヘキ道具ヲ云フ敢テ刃物ニ限ルコアラズ贓物モ亦同一ニシテ盜ミ品又ハ竈ヒ取品又ハ騙取品等不正ノ所爲ヨリ得タル物品ノ名ナリ其他ノ物件トハ梯子、釘拔、其他家藏ヲ切抜クニ用ユル道具ノ類ヲ云フ又ハ顯著ナル犯罪ノ痕跡トハ甚タ六ツケ敷キ場合ナルモ先ツ身体ニ傷ヲ受ケアリ又ハ身体被服ニ血痕アリ泥土アリ殊ニ衣服ノ如

キハ所々破レツ、アルカ如キノ類ヲ云フカ以上ノ物件ヲ携帯シテ通行スルモノ又ハ犯罪ノ痕跡アルモノカ徘徊スル等ニ至リテハ決シテ正當ナル人ト云フヲ得ス必ラスヤ不正當ノ所爲ヲ爲スモノナリト推測スルニ十分ナリトス

第三 家宅内ニ於テ犯シタル罪ヲ檢證スル爲メ又ハ其犯人ト思料スヘキ者ヲ逮捕スル爲メ戸主ヨリ官吏ニ其處分ヲ求メタルトキ○犯人巳ニ其所ヲ去ルモ斯ノ如キ始末ニテ何々ヲ爲シタリ檢證アレノヲ求メ又ハ其家宅内ニテ罪ヲ犯シタル人ナリト思料スルモノ、逮捕ヲ求メタル時ノ如キハ之レ現行犯ニ准シテ決シテ差支ナシ只現ニハ行ヒ居ラサルモ巳ニ犯シタル際ニシテ未タ犯罪ノ形跡依然タリ又ハ犯人ト思料スル人ノ現ニ在ルヲ以テ知ルヘシ此戸主トハ必ラス戸籍上ノ長ト解スヘカラス故ニ戸ノ主モナル人例ヘハ名前主タル倅ノ不在中ナレハ其父、父ナキトキハ母之ヲ求ムヘシ只其家



内ニ於テ現ニ求ムル時主モナル人ヲ云フ何故之ヲ云フカト云ヘハ  
 元來人ノ家宅内ハ城郭ノ如クニシテ許可ヲ得サレハ漫リニ入ル  
 ヲ許ササルナリ其之ヲ許スヤ其城郭ノ大將タル戶主ニアラカレハ  
 此權ナシトスルヨリ出テタルモノナリ又官吏トハ逮捕權アルモノ  
 ナ云フ第一節ニ述ヘタル搜查スル役人ヲ稱スレトモ多クハ警部、巡  
 査、憲兵卒ニアリトス

以上ノ現行犯ハ勿論現行犯ニ准スヘキ場合ヲ目撃シタル人ハ何人ニ限  
 ラス其被告タル犯人ヲ逮捕スル權アリトス之レ一見或ヒハ官吏ニアラ  
 サルヲ以テ奇ナル思ヒヲ爲スナランカナレトモ之レ公益上ノ爲メ殊ニ  
 自己ノ損害ヲ生スル場合ニ在テハ私益ヲ保護スルカ爲メニシテ一ニ權  
 利アリト云フヘシ若シモ然ラサルトスレハ良民ハ如何ナル事アルモ傍  
 觀座視シテ惡事ヲ觀テ何ノ處分ヲ施スヲナキニ至ルヘシ然ルトキハ奸  
 惡ノ徒ハ增長シテ終ニ底止スル所ナキニ至ラン之レ法律上ニ於テ逮捕

スル權ヲ與ヘタルニアリトス(六〇)其逮捕スルヲ得ヘキハ重罪輕罪ニ  
 限ルヘシ違警罪ニ在テハ之ヲ許サス之レ微罪ニシテ常ニ逮捕スヘキ性  
 質ナキモノナレハナリ  
 何人ニ限ラス被告人ヲ逮捕シタルキハ之ヲ司法警察官即チ警察署又ハ  
 分署ニ引致スヘシ若シモ引致スルヲ得サルトキハ自己ノ氏名、職業、住  
 所及ヒ逮捕シタル事由ヲ陳述シテ假ニ之ヲ巡查憲兵卒ニ引渡スヲ得  
 ヘシ此引渡ハ假ニ爲スモノナレハ速ニ告訴發テ爲スヘキモノトス何  
 トナレハ原來自己自ラ被告人ヲ引致シテ司法警察官ノ前ニ到テ告訴告  
 發ヲ爲スヘキモノヲ被告人ノ逃走スルヲ恐ルルカ又ハ力ヲ足ラサル  
 カ他ニ用向アリテカ假ニ巡查憲兵卒ニ引渡シタルニアレハ速ニ本則ノ  
 手續ヲ爲ササルヘカラサルモノトス其告發ノ例ヲ示スヘシ附錄第十二  
 號ノ如シ  
 被告人ニ於テ逮捕シタル者ニ對シ共ニ警察署ニ至ルヲ求ムルヲ得ヘ

○現行犯アル時ノ手續



シ其逮捕シタル者ハ正當ノ事由ナクシテ其求ヲ拒ムコトヲ得ス被告人ト同行シテ始末ヲ申立ツ可シ之レ被告人ニ在テハ罪ヲ犯ササルコトヲ證明スルニ必要ニシテ逮捕シタル人ハ故ナク正當ニ法律ニ從ヒ逮捕シタルコトヲ證明スルニ於テ必要ナリトス若シ然ラサレハ一方ニ於テハ逮捕セラルル道理ナク又一方ニ在テハ無暗ニ人ヲ逮捕スルコトヲ得スシテ場合ニ依リ刑法ノ制裁ヲ受クルコトアルカ故ナリ(六一)

### 第五章 起訴セラル、事

起訴ヲ爲スハ檢事ノ職ニシテ被告人タルモノハ檢事ニ起訴セラルルモノトス即チ地方裁判所ト區裁判所トニ依リ左ノ差異アルヘシ  
地方裁判所檢事ハ起訴(六二、六四ノ一)

- 第一 被告事件重罪ナルキハ豫審ニ廻サルヘシ
- 第二 被告事件輕罪ナルキハ其事件ノ輕重難易ニ從ヒ或ハ豫審ニ廻サレ又ハ公判ニ訴ヘラルヘシ

第三 區裁判所管轄ノ事件ナルキハ輕罪又ハ違警罪ヲ論セス區裁判所ニ廻サルヘシ

第四 被告事件カ其地方裁判所ノ管轄ニアラサルトキハ相當之ヲ管轄スル裁判所ノ檢事ニ送ラルヘシ

區裁判所檢事ノ起訴(六三、六四ノ一)

第一 區裁判所ノ管轄事件(三ページ)ニ列記アリナルトキハ公判ニ訴ヘラルヘシ

第二 被告事件ノ區裁判所ノ管轄ニ屬セサルモノナルトキハ之ヲ相當ノ管轄裁判所檢事ニ送ル可シ例ヘハ本廳ノ管轄事件ナレハ本廳檢事ニ送り他廳ノ管轄ナレハ其廳檢事ニ送ルナリトス

以上ノ如ク手續定ムルト雖モ初メヨリ被告事件ノ罪トナラス又ハ公訴受理スヘカラサルモノ(二十二ページ)ニ列記セルモノナルトキハ檢事ニ於テハ起訴ヲ爲サス若シモ爲シタルトキハ豫審ニ於テハ免訴ノ言渡ヲ



ナシ公判ニ在テハ無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ爲スモノナリ又被告ヨリハ其中立ヲ爲スヲ得ヘシ(六四ノ二、一六五、二二四)

### 第六章 起訴ノ通知アル事

検事ニ於テ被告事件ニ對シ豫審ヲ求メ、公判ニ訴ヲ爲シ、他ノ検事へ廻シ、起訴ノ手續ヲ爲サス等總テ被告事件ニ付キ結局ヲ爲ストキハ其旨ヲ告訴人ニ通知スルモノトス而シテ此通知ヲ爲スハ検事ノ義務ニシテ被害者ナシテ被告事件ノ如何ナリシヤヲ知ラシムル爲メノミナラス私訴ヲ起スニ於テ其時期ヲ定ムルニ付大ナル利益アルヘシ何ソトナレハ通知アルヲ以テ總テノ場合ヲ知ルカ故ニ私訴ヲ爲サントシ又ハ私訴ヲ止メテ普通ノ民事ニ訴フヘシト決スルカ故ナリトス(六五)

### 第七章 豫審

#### 第一節 豫審廷へ召喚セララルル事

豫審判事ノ面前へ召喚セララルルハ被告事件ノ起訴アリケル證據ナリ豫

審判事ノ起訴ヲ受理シタル證據ナリ即チ刑事訴訟法ニ豫審判事ハ検事ノ起訴ニ因リ重罪、輕罪ノ事件ヲ受理シタルトキハ被告人ニ對シ先ツ召喚狀ヲ發スヘシ(六九)トアルヲ以テナリ  
召喚狀ハ被告事件及ヒ被告人ノ氏名職業住所ヲ記載シ之ヲ發シタル年月日時及ヒ判事書記署名捺印アリトス又召喚狀ハ執達吏ヨリ送達ス(七六)其豫審廷ニ出頭スル日ト召喚狀ノ送達ノ日トノ其間ニ二十四時間ノ豫猶アリ之レ準備ノ爲メトス(六九ノ一)此規定ニ背キシ召喚狀ニハ應スルノ義務ナシトス  
裁判所ニ出頭シタルトキハ召喚狀ノ副本即チ自己所持ノ召喚狀ヲ受付所へ差出シ出頭シタルヲ證明スヘシ  
出頭シタル被告人ハ豫審判事ニ於テハ即時ニ訊問スルカ又ハ遅クモ裁判所退廳時刻マテニハ訊問スルモノトス(六九ノ二)故ニ訊問ナキトキハ何時ニテモ催促スヘシ決シテ失敬ニハアラサルナリ

○起訴ノ通知アル事○豫審廷へ召喚セララルル事



若シ豫審判事ノ管轄地内ニ任セサルトキハ其被告人ノ所在地ノ豫審判事又ハ區裁判所判事ニ訊問ノ囑托ヲ爲ス規則(七〇)アルヲ以テ被告人ハ態々遠方ヨリ喚戻サルヲナカル可シ

被告人召喚ニ應セサルトキハ勾引セラルヘシ(七一)若シモ出頭セサルハ故ナキニアラス或ハ病氣ニテ歩行スルヲ得ス又ハ父母病氣ニシテ他ニ看病人ナキハ又ハ官命ニテ他ニ外スコト能ハサルヲアルハ何レモ之レカ疏明シテ出頭ノ延期ヲ請ヒ又ハ延期ヲ請ハストモ其召喚ノ日時出頭セサルヲ届出ツヘシ(七四)其或ハ附録第十三號ノ如シ規則上ニテハ被告人ハ先ツ召喚狀ヲ發シ呼出スモノナリ然レトモ次節ニアルカ如ク召喚狀ヲ發スルヲ得ス又ハ召喚ヲ爲スニ暇ナキハ直チニ勾引狀ヲ發セラル、コトアルヘシ(七二)

被告人タルモノカ現役軍籍中即チ兵役義務執行中ナルハ召喚狀ハ直チニ本人ニ送達スルヲナシテ其所屬ノ長官又ハ隊長ヲ經テ送達セラ

ル、モノナリ(八一)故ニ被告人タルモノ兵卒ナルハ其事ヲ申立テ直チニ召喚狀ノ受取ヲ拒ム權アリトス

### 第二節 勾引狀勾留狀ヲ發セラルル事

召喚狀ノ外ニ勾引狀勾留狀アリ共ニ強制ヲ以テ人ヲ引致スル公力ヲ有スルモノニシテ之レヲ執行スルハ公力者タル巡查又ハ憲兵卒トス(七六ノ三)

勾引狀ヲ發セラルル場合ハ左ノ如シ(七一、七二)

- 第一 召喚狀ヲ受ケナカラ其日時ニ出頭セサルトキ
- 第二 定マリタル住所アラサルトキ○此住所トハ原籍地ヲ云フニアラス現在其モノ、住居スル所ヲ云フ故ニ寄留ト止宿トチ問ハサルモノトス
- 第三 罪證ヲ湮滅シ又ハ逃亡スル恐アルトキ
- 第四 未遂罪又ハ脅迫罪ヲ犯シ仍ホ其目的ヲ遂ケントスル恐アルト



キ

以上ノ場合ニ於テ勾引狀執行者タル巡查憲兵卒ハ被告人ヲ豫審判事ノ  
面前ニ引致スルコアリ之ニ應シタル被告人ハ四十八時内ニ判事ノ訊問  
ヲ受ク若シ此時間ニ訊問ナク且ツ勾留狀ヲ發セラルルコトナキハ當  
然釋放セラレ自由ノ身トナルモノトス(七七三)

勾引狀ヲ受ケタル被告人ニシテ疾病其他正當ノ事由即チ前節ニ示シタ  
ル事柄アリテ應スルコト能ハサルトキハ其事由ヲ疏明シテ勾引ヲ拒ムコ  
ト得ヘシ(七四)

勾留狀ヲ發セラルル場合ハ左ノ如シ(七五)

訊問シタル後禁錮以上ノ刑ニ該ル可キトキ但逃亡シタルトキハ別ニ訊  
問ヲ爲サスシテ勾留狀ヲ發セラルルコトアルヘシ

以下ニ於テ勾引狀ト勾留狀ト共ニ適用スヘキ規則ヲ説ク可シ

一、勾引狀勾留狀ニハ被告事件及ヒ被告人ノ氏名、職業、住所ヲ記載シ其

氏名分明ナラサルトキハ容貌、体格等人相ヲ明示シタリ(七六ノ一)

二、又之ヲ發スル年月日時ヲ記載シ豫審判事及ヒ書記ノ署名捺印アリ  
トス(七六ノ二)

三、勾引狀勾留狀ハ時宜ニ因リテ正本數通ヲ作りテ巡查憲兵卒數人ニ  
分付セラルルコトアリ故ニ何レノ手ニテ勾引セラレ勾留セラルルコ  
トアルヤ知ルヘカラス(七七ノ一)

四、勾引狀勾留狀ヲ受ケタル者ハ執行ノ場所、日時ヲ記載シタル所ニ署  
名捺印スヘシ若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記セラレ  
捺印スルモノナリ(七七ノ二)

五、勾引狀勾留狀ヲ受クヘキ被告人カ現役ノ下士以下ナル軍人軍屬ナ  
ルハ直チニ執行スルコト得ス其所屬ノ長官又ハ隊長ニ令狀ヲ示シ  
テ執行スルモノナリ(八一)

以上勾引狀及ヒ勾留狀ヲ發セラルル場合及ヒ發スル手續ヲ示シタリ以



下其執行ニ付テノ手續ヲ説カン

### 第三節 令狀執行ノ事

令狀トハ召喚狀、勾引狀、勾留狀ヲ總稱スルモノニシテ勾引狀ト勾留狀トハ其執行方法同一ニシテ召喚狀ハ普通書類ノ送達ト同一ナリトス

召喚狀 此令狀ハ執達吏カ送達スルモノニシテ其手續ハ第一編第四章ニアル書類送達ト同一ナレハ之ヲ參照セヨ

勾引狀、勾留狀 此二個ノ令狀ヲ執行スルハ巡查、憲兵卒ナリ(七六ノ三)巡查憲兵卒ニ於テ此令狀ヲ執行スルニハ被告人ニ正本ヲ示シ其謄本ヲ下付ス其正本謄本ハ執行ノ場所、日時ヲ記載シ被告人ハ之ニ署名捺印ス若シ署名捺印スルコト能ハサルキハ巡查憲兵卒ハ其旨ヲ附記シ名ヲ記載スヘシ執行者モ執行ノ事由ヲ正本ニ記載ス(七七ノ二、八三)

此令狀ハ公力者カ執行スルヲ以テ被告人ヲ搜索スル權ヲ有ス故ニ潜匿シタリト思料セハ本人ノ居宅ト他人ノ家宅トヲ論セス家宅内ヲ搜索ス

尤トモ他ノ人ヲ害スルヲ以テ旅店、割烹店其他夜間ニ衆人ノ出入スル場所ヲ除ク外ハ日出前日没後ハ搜索スヘカラス又正當ノ處置ヲ證明スル爲メ其他ノ市町村長又其差支アルトキハ隣佑二名以上ノ立會ヲ求ム可シ本人ノ發見シタルトキハ令狀ヲ直チニ執行スヘク若シ發見セサルトキハ其事由ヲ記載シ檢事ニ申立ツルモノトス以上其發見スルト否トヲ問ハス搜索調書ヲ作り立會人ト共ニ署名捺印ス可シ立會人ニ於テハ之ヲ拒ムコトヲ得ス若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其附記ヲ乞ヒ捺印スルモ可ナリ(七八、八三ノ二)

被告人ニ於テ所々徘徊逃走シアルモノハ檢事長ヨリ逮捕狀ヲ發シテ搜索ス此逮捕狀ハ勾留狀ト同一ノ効アルモノナレハ引致勾留セラレモ拒ム權ナシ(八〇)

豫備後備ノ軍籍ニ在ラサル下士以下ノ軍人軍屬ハ令狀ニ對シテ直チニ應スルコトヲ許サス必ラス執行者ハ所屬ノ長官又ハ隊長ニ令狀ヲ示シテ



其長官又ハ隊長ヨリ引渡ヲ求ムルニアリト知ルヘシ(八一)  
勾留狀ヲ受ケタルモノハ監獄署ニ引致シ勾束セラルルモノトス而シテ  
他營等ニテ執行シタルトキハ直チニ監獄署ニ引致スルヲ能ハサルトキ  
アレハ假ニ最近ノ監獄署ニ引致スルヲアルヘシ例ハ和歌山監獄署ニ  
勾留スルノ令狀ヲ帶行シテ東牟婁郡所轄ニテ執行シタリトセハ其者ヲ  
假ニ田邊監獄署ニ勾留スルカ如シ

#### 第四節 接見及ヒ通信ヲ爲ス手續ノ事

被告人ニ接見スルハ其親屬、故舊又ハ辯護士ニ限リ官吏ノ立會ヲ以テ之  
ヲ許ス(八五、監三五)其手續ハ左ノ如シ  
被告人ニ接見セントセハ附錄第十四號ノ如ク接見願書ヲ其入監ノ典獄  
ニ差出スヘシ典獄ニ於テハ其接見ノ事由カ不都合ナキモノト認メラル  
ルトキハ被告人男子ナレハ看守長看守立會ヒ被告人女子ナレハ看守長  
女監取締立會ヒ接見セシム接見ハ午前八時ヨリ午後四時迄ノ間ニシテ

接見時間ハ三十分時ヲ過クルヲ許サス但死刑執行前及ヒ集治監又ハ假  
留監ニ押送以前ナレハ特ニ一時間ノ接見ヲ許サルヘシ之レハ已決囚ノ  
事ナルモ序ニ説キ置クナリ以上ナルヲ以テ左ノ事項ニ係ルトキハ接見  
ハ停止セラルルモノトス

- 一、接見時間ノ三十分ヲ過キタルトキ
  - 二、接見ヲ請ヒシ旨趣ニ違フ談話ヲナシタルトキ
  - 三、姿貌其他形狀等ヲ以テ相通スルノ形跡アルトキ
  - 四、接見時限タル午後四時ヲ過キタルトキ
- トス監施八六、八七、八八)接見ハ普通ノ被告人ニ限リ許スヲ以テ彼ノ下ニ  
説クカ如キ密室監禁ノ言渡ヲ受ケタル被告人ニハ如何ナル事由アルモ  
許サレサルモノトス(八五ノ一)
- 被告人ト外人トノ通信ハ囚人ト外人トノ通信ヨリ寛ニシテ別ニ制限ナ  
シト雖モ總テ判事ノ檢閱後ニアラサレハ受授スルヲ許サス即チ外人ヨ



リ信書ヲ發スルトキハ監獄署内ニ於テ被告人何某ト記シ差出人ニ於テモ詳シク記載シ郵便ニ托スルカ又ハ使ヲ以テ差出スモノトス被告人ヨリスル通信ハ書信紙ヲ用ヒ典獄一閱ノ上封緘シテ遞送スルモノトス尤トモ其費用ハ被告人ノ負擔アリ(八五、監三四、監施八三)

書籍其他ノ書類ニ於ケルモ信書ト同一ニシテ判事檢事ノ檢閲ヲ經タル後ニアラサレハ受授スルヲ許サス(八五)

終リニ差入物ノ事ヲ一言シ置ク可シ

被告人ニ差入ルヘキ品物ハ酒及ヒ烟草ヲ除キテ別ニ焚焚ヲ爲スニ及ハサル飲食物トス而シテ其度數ハ一日三回一人一食ノ量ニ限ルヘシ(監施八九)附録第十五號ノ如ク書面ヲ添ユルモ可ナリ

書籍衣服夜具等モ亦差入ルヲ得ヘシ只書籍ハ前述ノ如ク判事又ハ檢事ノ檢閲ヲ經タル後ニアラサレハ許サス其他ノ物品ハ監獄署ニ於テ一々精檢シテ差支ナキモノハ之ヲ許スニアリトス

### 第五節 密室監禁ヲ言渡サルル事

密室監禁ハ左ノ場合ニ於テ言渡サルルモノトス

- 第一 豫審中ナルヲ
- 第二 事實發見ノ爲メナルヲ
- 第三 勾留狀ヲ受ケタル被告人ナルヲ

ナ要ス然ラサレハ豫審判事ハ密室監禁ヲ言渡ササルモノトス(八七)密室監禁ハ一名毎ニ之ヲ別室ニ置キ豫審判事ノ允許アルニアラサレハ他人ト接見シ又ハ差入物ヲ爲スヲ許ササルモノトス(八八)

密室監禁ハ其長キヲ厭フヘキモノナレハ十日ヲ過クヘカラス尤トモ更ニ言渡ヲ改メタルトキハ幾日コテモ監禁スルヲ得ヘケレトモ十日間ニハ少クトモ二度曳出シ訊問アリトス(八九)

### 第六節 訊問ノ事

豫審事件ニ付テハ先ツ召喚狀ヲ發シテ出頭セシメ取散ヘス被告人タル



モノヲ訊問スルヲ以テ正則トス尤トモ急速ヲ要シ證據ノ湮滅ヲ患フルモノニ付テハ檢證及ヒ證人訊問ヲ先キニスルヲモアルヘシ(九三)訊問ヲ受クルモノハ事實上有体ニ供述ス可シ尤トモ被告人タルモノハ事實ヲ隠蔽スルハ情狀ナレトモ一旦罪アリトシテ疑ハルルニ於テハ他ノ證據上ヨリシテ罪ヲ斷セラルルモノナレハ可成丈ケ自白ヲナシ官ニ對シ手數ヲ掛ケス自己モ亦長ク未決勾留セラルルヲ免ルヘシ事實白狀セサルトキハ止ムナク未決勾留ノ長クナリ從テ種々官ニ在テモ手數ヲ煩シ到底免カルルヲ能ハサルノ結果ニ至ルヘシ尤トモ判事ハ別ニ恐嚇又ハ詐言ヲ用ヒサルモノナレトモ(九四)之ヲ好機會トシテ自白セサルトキハ反テ其身ノ害トナルヘシ又無罪ノ爲メナレハ十分飽マテ舉證ヲナシ事實ヲ供述スヘシ被告人タルノ地位ニアル間ハ證據ヲ舉クルノ責ハ其身ニアレハ無罪ナルヘキヲ證センニハ如何ナル方法ヲ以テモ舉證ヲ爲スヘシ之レ利益ナリトス

裁判所書記ハ判事ノ傍ニ在リテ訊問及ヒ供述ヲ錄取シツ、アリ後ヲ終リニ至リ之ヲ朗讀シテ供述ノ如何ヲ示スヘシ依テ之ヲ聞キ居リ若シ相違セシ件々アルトキハ訂正ヲ求メ相違ナキニ至リテ署名捺印スヘシ若シ署名捺印スル能ハサルトキハ其旨ノ附記ヲ受ケ捺印スヘシ(九五、九六)被告人ニ於テ供述書ノ謄本ヲ得ント欲セハ之ヲ請求スヘシ(九七)被告人譯ナルトキハ書面ヲ以テ問ハル依テ口頭ヲ以テ答フヘシ若シ啞者ナルトキハ口頭ヲ以テ問ハル故ニ筆ヲ以テ答フヘシ(一〇〇)譯者啞者ノ文字ヲ知ラサルトキハ通事ヲ付ケラルヘシ其通事ハ正實ニ通譯スヘキ事ヲ宣誓シタル上ニテ通事ヲ爲スモノトス之ニ背キタルトキハ刑事ノ制裁アリトス(一〇一)通事ト鑑定人トハ恰モ同一ノモノナレハ其他ノ事ハ鑑定人ノ手續ヲ見ルヘシ

### 第七節 檢證ノ搜索及ヒ物件差押

檢證トハ犯所又ハ其他ノ場所ニ臨ミ事實發見ノ爲メ調査ヲ爲スヲ云フ



(二〇二)

搜索トハ事實發見證據集取ノ爲メ被告人ノ住居又ハ事實ヲ證明スヘキ物件ヲ藏匿スル疑アル住居ニ臨ミ家居ヲ捜シ索メ又ハ夫等ノ人々ノ身体及ヒ之ニ属スル物件ヲ搜索スルヲ云フ(一〇四、一〇五)

物件差押トハ臨檢又ハ搜索ニ因リ發見シタル物件ニシテ事實ヲ證明スルニ足ルヘキモノナルトキニ於テ之ヲ差押ヘ人民ノ自由ニ爲<sub>レ</sub>サシメサルヲ云フ(一〇六)

以上ノ内搜索ヲ爲スニハ其家居ノ同居ノ親屬若シ其在ラサルトキハ市町村長ノ立會ヲ以テシ又旅店、割烹店其他夜間ト雖モ衆人ノ出入スル場所ヲ除ク外ハ日出前日役後ハ搜索ヲ爲サ、ルモノトス(一〇四、七八ノ二)

差押物件ハ判事ニ於テ認印ヲナシ目錄ヲ作ルモノナレハ若シ之ヲ破棄シタルキハ刑法第百七十四條ニ依リ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處セラレ之ヲ看守スルモ破棄スルトキハ二月十五日以上二年六月以下ノ重

禁錮ニ處セラル、モノナレハ注意スヘシ又看守者ニ於テ懈怠ノ爲メ封印ヲ破棄スル者アルトキ覺ラサル時ハ同法第百七十六條ニ依リ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處セラルヘシ(一〇六)

被告人ハ臨檢、搜索、物件差押ノ處分ニ立會ヒ又ハ代人ヲ撰ミテ立會ハサシムル權利アリ尤トモ被告人勾留ノ身ナレハ自ラ立會フヲ得サルハ勿論トス(一〇八)又此處分ニ立會ヒタルト否トチ問ハス物件ヲ示シテ辯解ヲ爲サシムル規定アレハ其節ニ於テ十分辯解ヲナシ以テ事實ヲ曲クルヲ得サラシムヘシ(一〇九)

何人ニ限ラス豫審判事ノ允許ナクシテ臨檢、搜索、物件差押ノ處分ヲ爲シツ、アル場所ニ出入スルヲ禁ス故ニ此禁ヲ犯シタルキハ其所ヨリ逐斥セラレ又ハ處分ノ終ルマテ留置セラルルコトアルヘシ(一一一)

差押處分ハ信書及ヒ荷物ニモ及ホサルヘシ信書ハ郵便電信ニ依リ又荷物ハ鐵道其他私設ノ會社ニ依ル依テ判事ヨリ官署會社ニ通知シテ其信



書又ハ物件ヲ受取リ開披スルモノトス(一一三)  
 官署及ヒ諸會社ハ差出人受取人ノ故障ヲ避クルカ爲メ豫審判事ヨリ受  
 取證書ヲ取リ置クモノトス  
 又證言ヲ拒ムコトヲ得ル人ノ所持スル物件ニシテ其黙秘スヘキ義務アル  
 事情ニ關スルモノハ其承諾アルニ非サレハ判事ト雖モ之ヲ差押ヘ及ヒ  
 開披スルコトヲ得サルモノトス  
 (一一四)其證言ヲ拒ムコトヲ得ル人ハ第十節ニ於テ述フヘシ

第八節 證人ノ訊問セラルル事

證人ハ呼出狀ヲ以テ呼出サルヘシ(一一五)若シモ疾病其他正當ノ事故ニ  
 依リ呼出ニ應スルコト能ハサル時ハ附錄第十六號ノ如ク不參届書ヲ差出  
 スヘシ(一一六)然ラヌシテ無届ノ儘出頭セサルトキハ不參ヨリ生スル費  
 用ノ賠償(例ヘハ證人不參シタルカ爲メ被告人及ヒ民事原告人カ空シ  
 ク出頭シタルヨリ其日當ヲ拂ハサルヘカラサルカ如シ)及ヒ二圓以上二

十圓以下ノ罰金ヲ言渡サルルモノトス若シモ此決定ニ對シテ不服アル  
 モノハ抗告スルコトヲ得ヘシ即チ附錄第十七號ノ如ク抗告狀ヲ差出スア  
 リ(一一八ノ一)

不參シタル證人ハ罰金ノ言渡ト共ニ再度ノ呼出狀ヲ送達セラルルカ又  
 ハ場合ニ依リ直チニ勾引狀ヲ發セラルルコトアリトス其再度ノ呼出ニ  
 應セサルトキハ費用賠償ノ外二倍ノ罰金ヲ言渡サルルモノトス(一一八  
 ノ二及ヒ三)

證人ハ罰金言渡書ノ送達アリタルヨリ三日内ニ其出頭セサリシコトヲ  
 正當ノ理由ヲ以テ辨解シタルトキハ其決定ヲ取消サルルモノトス其附  
 錄第十八號ノ如シ(一一九)

證人呼出ニ依リ出頭シタルモノト豫審判事自ラ出張シ證人ニ就テ訊問  
 スルコトノ二個アリテ其區別ハ只出頭スルコト能ハサルモノト出頭セ  
 シムルコト能ハサルトニ依ルモノタリ左ニ判事ヨリ出張シテ訊問スヘキ



場合ヲ列記ス可シ(一一六、一二〇ノ一)

第一 疾病其他正當ノ事故ニ因リ呼出ニ應スル能ハサルコトヲ疏明シタルトキ

第二 皇族ナルトキ

右ノ外ハ何人ト雖モ裁判所ニ出頭セサルヘカラス

出頭シタル證人ハ呼出狀ヲ受付掛リ書記ニ差出シ人違ヒニアラサルヲ示スヘク若シ呼出狀ヲ遺失シタルトキハ其旨ヲ申立テ人違ニアラサルヲテ疏明ス可シ(一二〇)

證人ノ訊問ハ左ノ順序ニ依テセラルルニアリ

第一 氏名年齢、職業、住所ヲ問フ(一二二)

第二 民事原告人ニアラサルヤノヲ

第三 民事原告人及ヒ被告人ノ親屬(但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキモ亦同シ)ニアラサルヤノヲ

第四 民事原告人及ヒ被告人ノ後見人又ハ此等ノ者ノ後見ヲ受クル者ニアラサルヤノヲ

第五 民事原告人及ヒ被告人ノ雇人又ハ同居人ニアラサルヤノヲ(以上一二三)

第六 宣誓ヲ爲スコト(一二二)

第七 事實ヲ訊問セラルルコト(一二七)

第八 供述ノ錄取書ヲ讀ミ聞カシムルコト(一二一ノ一)

第九 供述ノ相違アル件々ハ改正ヲ求ムルヲ(一二一ノ二)

第十 調書ニ署名捺印スルヲ若シ能ハサルトキハ其旨ヲ附記シ捺印スルモ可ナリ(一二一ノ三)

右ノ内第二乃至第五ノ場合ニ於テ若シモ其中ノ一項ニテモ當ルトキハ證人トシテ供述セシムルヲナクシテ事實參考人トシテ供述セラルルモノトス又第六ノ宣誓ハ書記之ヲ讀聞ケ之ニ署名捺印ス若シ能ハサルモ



ハ是旨ヲ附記シテ捺印スルモ可ナリ而シテ宣誓ヲ肯セス又ハ一旦宣誓  
 スルモ供述ヲ肯セサルトキハ刑法第百八十條ニ照シ四圓以上四十圓以  
 下ノ罰金ノ處斷ヲ受クルモノトス若シモ此決定ニ對シ不服アルモノハ  
 抗告スルヲ得ヘシ第十七號附錄ノ如シ(一二二、一二六)其證人カ軍人軍  
 屬ナルトキハ此言渡ハ軍事裁判所ニ於テ爲スモノトス(一二六ノ二)  
 證人ハ互ヒコ通謀ヲ防クカ爲メ各別ニ之ヲ訊問シ訊問後モ其庭内ニ扣  
 ヘセシム而シテ若シモ必要アルキハ他ノモノト對質セラルルコトアル  
 可シ(一二七)又供述ヲ確實ナラシムルカ爲メ犯所又ハ其他ノ場所ニ同行  
 スルヲ求メラレタルトキハ同行セサルヘカラス然ラサルトキハ罰金  
 ヲ言渡サルヘシ(一二八、一一八)

證人カ聾ナルキハ書面ヲ以テ問ヒ口答セシメ啞ナルトキハ口ヲ以テ問  
 ヒ書面ヲ以テ答ヘシム若シ聾者啞者又字ヲ知ラサルトキハ通事ヲ命ス  
 ○通事ハ正實ニ通譯スヘキ旨ノ宣誓ヲ爲スモノトス(一二九、一〇〇、一〇

一)

證人ハ已ニ爲シタル供述ノ相違ナキヤ否ヲ知ラシムルカ爲メ書記之ヲ  
 讀ミ聞カス依テ之ヲ篤ト聽キ居リ若シモ間違ヒアルトキハ變更増減ヲ  
 求メ更ニ記載ヲ受クヘシ而シテ満足ノ後ハ署名捺印ス若シ能ハサルト  
 キハ其事由ヲ附記シ捺印スルモ可ナリ

證人ハ公ケノ義務ナリト雖モ出頭セシトキハ旅費日當ヲ要ムル權アリ  
 トス即チ附錄第十九號ノ如ク請求書ヲ差出スコトヲ得可シ(一三四)

第九節 證人ト爲ルヲ許ササル人々ノ事

證人ト爲ルコトヲ許ササル人々ハ左ノ如シ但シ何レモ被告人ノ爲メニ  
 不利益ナル供述ヲ爲ス人々又ハ民事原告人ノ爲メニモ亦不利益ノ供述  
 ヲ爲ス人々ノミナラス或ハ無實ノ供述ヲ爲シ或ハ無感覺者等コシテ信  
 用ナキ人々等ニアレハナリ

第一 民事原告人

○證人ト爲ルヲ許サ、ル人々ノ事



- 第二 民事原告人及ヒ被告人ノ親屬但此親屬トハ姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキニ於テモ亦同一ナリ
- 第三 民事原告人及ヒ被告人ノ後見人又ハ此等ノ者ノ後見ヲ受クル者
- 第四 民事原告人及ヒ被告人ノ雇人又ハ同居人(以上一二三)
- 第五 十六歳未満ノ幼者
- 第六 知覺精神ノ不十分ナル者
- 第七 瘖啞者
- 第八 公權ヲ剝奪セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタル者
- 第九 重罪事件又ハ重禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪事件ニ付キ公判ニ付セラレタル者
- 第十 現ニ供述ヲ爲スヘキ事件ニ付キ曾テ訴ヲ受ケ其證憑十分ナラサルニ因リ免訴ノ言渡ヲ受ケタル者(以上一二四)

### 第十節 事實參考人トシテ訊問セララル事

事實參考人トハ證人トシテ訊問セララル資格ナキ人ニシテ其他證人ト決シテ異ナルヲナシトス即チ事實ヲ見聞セシ人々ニシテ其事實ヲ悉知セシモノナリ而シテ其事實參考ノ爲メト爲スハ蓋シ被害者又ハ被告人ノ爲メ不利益ノ供述ヲ爲シ又ハ社會ニ於テ不信用ノ人々ナルカ爲メ證人トシテ制裁ヲ立テ訊問スルモ其効ナキモノナレハナリ即チ前節列記ノ人々ナリトス

例ヘハ被害者ノ身ニ取リテハ害ノ被告人ヨリ受ケタルト云フヲ以テ其雇人ニ事實ヲ取訊スニ其雇人ハ曰ク被告人ハ竊盜ヲ爲シ歸リニ火ヲ放チタリト供述セリ而シテ被告人ニ之ヲ訊スニ否歸途被害者ハ退跡セリ其時被害者ハ燭臺ヲ取落シ其火障子ニ燃エ付キタリト供述スルカ如シ若シモ之レカ雇人ナシテ證人トセンカ果シテ事實相違ナキヤ否疑フ處アリ然ルトキハ或ハ偽證ヤ知ルヘカラス偽證ナリトセハ罰セサルヘカ



ラス或ハ主人ノ爲メニ事實ヲ隠蔽シテ被告人ノ不利益ノ陳述ヲ爲スヤ知ルヘカラス又被告人ノ供述モ信用スルニ由シナシ主人ト雇人トノ間柄ヲ付ケ込ミ以テ斯ノ如キ供述スルヤ知ルヘカラス旁々以テ雇人ヲ證人トシテ供述セシメス事實ニ考人トシテ聽クニ過キサルヘシトシタリ尤トモ被告人ハ自己ノ罰ヲ免カレントスルハ情ナレハ決シテ咎ムヘキコトニアラサルナリ

### 第十一節 証言ヲ拒ム權アル人々ノ事

證人トシテ聽クト事實參考ノ爲メニ聽クトヲ論セス左ノ人々ハ其記載スル場合ニ於テハ証言ヲ爲スヲ拒ムコトヲ得可シ其理由タル蓋シ其身分ヲ重シシ其業体ヲ信用シ他人ノ内事ヲ發シ等反テ私益ヲ害シ或ル場合ニ於テハ社會ヲ害スルノ恐レアルヲ以テナリ

- 第一 官吏、公吏(公吏トハ市町村長又ハ區長等自治制上ノ役員及ヒ公證人等ノ類ヲ云フ)タリシ者其職務上默秘ス可キ義務アル事情ニ

### 關スルトキ

- 第二 醫師、藥商、穩婆、辯護士、辯護人、公證人、神職、僧侶其身分、職業ノ爲メ委託ヲ受ケタルニ因リテ知リタル事實ニシテ默秘スヘキモノニ關スルトキ

以上供述ヲ拒ム權アリト雖モ何故ニ之ヲ拒ムカ事實ヲ開示シ且之ヲ疏明シテ豫審判事ニ知ラシメサルヘカラス然ラサレハ名ヲ之ニ假リテ證言ヲ免カレントスル輩ノ出ツルヤ知ルヘカラサレハナリ(一二五)

### 第十二節 鑑定人ノ鑑定ヲ爲ス事

鑑定ヲ爲スハ犯罪ノ性質、方法及ヒ結果ヲ分明ナラシムル爲メニ必要ナルトキニ在リ而シテ犯罪ノ性質トハ毒殺カ毆打殺カ又ハ刃物ヲ以テ殺シタルカ如キ又犯罪ノ方法トハ刃物ナリトセハ如何ナル銃銃ヲ以テシタルヤ又毒殺ナレ飲マシメタルカ注射セシカノ如キモノ又犯罪ノ結果トハ毒藥ノ爲メニ死シタルカ又ハ他ノ原因ノ爲メナルヤ等總テ犯罪上

○証言ヲ拒ム權アル人々ノ事○鑑定人ノ鑑定ヲ爲ス事



必要ノ場合ニ於テ生スルモノトス故ニ場合ニ依リ死体ノ解剖ヲ爲スヘク又既ニ埋葬シタルモノナレハ墳墓ヲ發掘シテ死體ヲ出シ解剖シ又ハ檢視スルコトアルヘキモノトス(一三五)

鑑定ヲ爲ス人ハ學術、職業ニ依リ専門家コシテ醫師、化學士、藥劑師等ノ人々ナリトス又場合ニ依リ彫刻師、印刷師等ヲ要スルコトアルヘシ彼ノ偽印偽版ノ如シ

鑑定人ハ呼出狀ニ依リ出頭シ人違ヒナキコトヲ疏明スヘシ(一三六、一一五)若シ無届不參スルモノハ不參ヨリ生シタル費用及ヒ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ言渡サレ其再度ニ及フモノハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ言渡サルルモノトス然レトモ證人ノ如ク勾引セラルルコトナシ(一三六、一一八)其言渡ニ不服アルモノハ抗告ヲ爲スコトヲ得ヘキノミナラス證人ト同シク之レカ決定ノ取消ヲ申請スルコトヲ得ヘキハ勿論トス(一三六、一一八ノ一及ヒ一一九)

鑑定人モ亦證人ト同シク宣誓スヘシ之レ眞實ニ公平ヲ旨トシ鑑定セシムルニアリ(一三七)故ニ宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓ノ後鑑定ヲ爲スコトヲ拒ムトキハ刑法第百七十九條ニ從ヒ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ受ク此言渡ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得(一三八)

鑑定人ハ自己ニ於テ疑ヒアル場合ニ於テハ鑑定人ノ増加ヲ求メ又ハ他ノ鑑定人ヲシテ代ラシメシメテ求ムルコトヲ得ヘシ之レ自己ノ技能ノ及ハサル所ヲ強テ爲スカ如キハ反テ害アルヲ以テ此道ヲ設ケタリ(一三九)又場合ニ依リ犯所又ハ其他ノ場所ニ判事ト同行スルコトアルヘシ之ニ從ハサルトキハ罰金(二圓以上二十圓以下)ヲ言渡サルルモノトス(一三六、一二八)

鑑定人鑑定ヲ爲シタル時ハ鑑定書ヲ作ルヘシ其書面ニハ鑑定ヲ爲セシ手續、結果及ヒ鑑定時間ヲ詳記ス可シ若シ結果ヲ得サルトキハ其推測スル所ヲ記載スヘシ(一四〇ノ一及ヒ二)鑑定人數名アリテ同意見ナル時ハ



同一ニ署名シテ一通ヲ以テ足ルヘケレトモ若シモ各異見アルトキハ各自ニ鑑定書ヲ作り又ハ一通トスルモ別ニ意見ヲ記載シタル鑑定書ヲ添ユルヲ得ヘシ(一四〇ノ三)鑑定書例ハ附録第二十號ノ如シ  
鑑定人ハ附録第二十一號ノ如ク旅費、日當、立替金ヲ要ムルヲ得ヘシ(一四一)

第十三節 鑑定人ト爲ルヲ許ササル人々ノ事

鑑定人ト爲ルヲ許ササル人々ハ証人ト爲ルヲ許ササル人々ト同一ナリトス依テ別ニ再記スルヲ要セス前第九節ヲ参照ス可シ

第十四節 鑑定ヲ拒ム權アル人々ノ事

鑑定人ト爲リテ鑑定ヲ爲スヲ拒ム權アル人々ニ於ケルモ證言ヲ拒ムヲ得ヘキ人々ト同一ナリトス即チ第十一節ヲ再讀ス可シ

第十五節 現行犯ノ豫審ノ事

現行犯トハ已ニ第四章第四節ニ於テ述タルカ如ク現ニ行ヒ又ハ現ニ行

ヒ終リタル際ニ發覺シタル罪ニシテ事ノ顯然タル場合ニアリトス故ニ何人ニ限ラス被告人ヲ逮捕スルヲ得ヘキモノタリ蓋シ證據ノ湮滅ト犯人ノ逃走トヲ防グニ外ナラス又其犯狀顯然ニシテ一点ノ疑ヒナキモノナレハ逮捕スルニ躊躇スルニ及ハス直チニ犯人タルヲ認メラルルモノナレハ其職ニ在ルト否トヲ問フ要セサルニアリ

斯ノ如キ性質ヲ有スルモノナレハ治罪ノ手續モ亦變例アリテ速ニ處分ヲ爲ササルヘカヲサルモノナレハ刑事訴訟法ニ在テモ別ニ節ヲ設ケタリ故ニ被告人タルモノハ訴訟手續ノ普通ト異ナル點ヲ以テ異議ノ申立ヲ爲スヲ許サ、ルニアリ即チ左ノ變例アリトス

- 一、豫審判事ハ檢事ヨリ起訴ナケレハ豫審ニ著手スルヲナシト雖モ現行犯アルヲ知リタルトキハ假令檢事ノ起訴ナキモ豫審ニ取掛リ被告人ヲ訊問シ證據ヲ集メ犯所ニ臨檢シ令狀ヲ發シ證人ヲ訊問スルモノトス(一四二、一四三)

○鑑定人ト爲ルヲ許サ、ル人々ノ事 ○鑑定ヲ拒ム權アル人々ノ事 ○現行犯ノ豫審ノ事 八十三



二、 検事ハ豫審ヲ求ムル權ハアルモ豫審ヲ爲スノ權ナシト雖モ現行犯アルコトヲ知リタルトキハ犯所ニ臨檢シ證據物ヲ集メ證人ヲ訊問シ被告人ニ令狀ヲ發シ訊問ヲ爲シ鑑定ヲ爲サシムル等一切豫審判事ノ爲スヘキ事ヲ爲スモノトス但證人ニ對シテハ不參ノ罰金及ヒ費用賠償ノ言渡ヲ爲スコトヲ許サス又證人鑑定人ヲ訊問スルニモ宣誓ヲ爲スコトナキノミトス(一四四、一四五、一四六)

三、 司法警察官ハ検事ノ補佐官ニシテ獨立シテ搜查ヲ爲ス權ナキノミナラス豫審處分ノ如キハ決シテ爲スコトヲ許ササルモノナリト雖モ現行犯アルコトヲ知ルニ於テハ検事ト同シク搜查及ヒ豫審處分ノ一部分ヲ爲スコトヲ得ヘシ然レトモ其許シタルハ假リニ行ハシムルニアレハ豫審判事ハ更ニ爲スコトヲ得ヘク又司法警察官ハ被告人ニ對シテ勾留狀ヲ發スル權ナキノトス(一四七)

以上現行犯ノ豫審ニ付テハ一ノ變例ヲ用ユルヲ以テ或ハ弊害ノアルア

レハ可成的速ニ普通ノ手續ニ復サシムルノ法律ハ精神ニ依リ第一ノ場合ニ於テハ検事ニ通知シ第二ノ場合ニ於テハ豫審判事ニ通知シ共ニ事件ノ急速ヲ要スルルニ限レリ又検事ニ於テハ速ニ書類ヲ豫審判事ニ回送シ又豫審ヲ要セサル分ハ公判ヲ求メ司法警察官ハ速ニ一件書類ヲ檢事ニ送致シ被告人モ亦之ニ引渡スカ如シ(一四三、一四五、一四七、一四八、一四九)

第十六節 保釋ヲ請求スル事

保釋ヲ許サルルハ證據湮滅ノ恐レナク被告人ノ逃亡スル患ナキ場合ニ於テ保證ヲ立テ、一時出獄ヲ爲スニアリ故ニ請求セハ必ラス許可セラレルモノト心得可カラス

保釋ヲ請求スルニハ附錄第二十二號ノ如ク願書ヲ差出スモノトス其請求スルハ被告人ナルカ又ハ被告人無能力ナルトキハ法律上ノ代理人ナリトス之レ在獄ノ苦チ一時免カレントスルニアレハ本人ヨリスルコト



勿論ナリ(一五〇)

保釋ヲ許サルルトキハ保證金何圓ヲ差出ス旨ノ言渡アリ(一五一)然ルトキハ其金額ヲ其裁判所ニ納付スルコアラサレハ出獄ヲ許サス其納金手續ハ書記課ノ差圖ニ依リ會計官吏ノ命令書ヲ受取り金庫取扱所ニ於テ切符ニ切換ヘ其切符ヲ以テ納ムルニアリトス

保證金ハ金錢ヲ以テ納付スルヲ以テ正則トスルモ或ハ有價證券(公債證券又ハ株券ノ類)ヲ以テスルモ差支ナク又場合ニ依リ裁判所管轄内ニ住居シ且十分ノ資力アル人ヨリ保證金ヲ何時ニテモ差出スヘシトノ證文ヲ差入ルルモ可ナリ(一五二)何レニスルモ書記課ノ差圖ニ任スヘシ保釋ヲ許サレ保證書ヲ納メタル時ハ附録第二十三號ノ如ク受書ヲ差出スヘシ故ニ呼出ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ保證金ノ全部又ハ一分ヲ沒收セラルルモノトス(一五四)且沒收ト共ニ保釋ノ言渡ヲ取消サレ更ニ入監セラルルヘカラス(一五六)注意ス可シ若シ呼出アルモ

疾病其他事由アルトキハ書面ヲ以テ其旨ヲ豫審判事ニ届出ツ可シ重罪公判ニ付ス言渡アレハ保釋ヲ取消サルヘシ此場合ハ再ヒ入監ヲ爲ス爲メナリ此時ハ已ニ納メタル保證金ハ還付セラルルハ勿論トス其他左ノ場合ニ於テモ保證金ヲ還付セラルルモノトス(一五八)

一 免訴ノ言渡アルトキ

二 違警罪ニ付キ公判ニ付スル言渡アルトキ

三 罰金ニ該ルヘキ輕罪ニ付キ公判ニ付スル言渡アルトキ

又假令保證金ノ沒收アリタル後ト雖モ右ノ三個ノ場合アリタルハ已ニ沒收セラレタル金額ハ還付セラルルモノトス(一五七)以上何レノ場合ニ於テモ保證金ノ還付アリタルハ附録第二十四號ノ如ク差出スヘシ

### 第十七節 責付ノ事

責付ハ保釋ト異ナリ被告人又ハ法律上代理人ヨリ請求スルニアラスシテ豫審判事ヨリ親屬又ハ故舊ニ一時宿下ケスルモノニシテ即チ保釋セ



ラルルヨリ尙ホ弊害ナキモノト認メラレタル時ニアルトス故ニ保釋ヲ  
請求シ來ルモ夫レニ係ハラス責付ヲ爲スコアルヘシ(一五九)  
責付セラルトキハ親屬又ハ故舊ヨリ何時ニテモ呼出ニ應シ出頭セシ  
ムヘキ附錄第二十五號ノ如ク受書ヲ差出スヘシ(一五九ノ二)故ニ之ニ背  
キタルトキハ責付ノ言渡ヲ取消サレ再ヒ入監セサルヘカラサルニ至ル  
ヘシ(一六〇)

### 第十八節 豫審終結アル事

豫審判事ハ一件取調濟ノ上ハ左ノ言渡ヲ爲スナリ

- 第一 免訴ノ言渡
  - 第二 區裁判所ニ移ス言渡
  - 第三 地方裁判所ノ公判ニ對スル言渡
  - 第四 管轄違ノ言渡
- 以上第一ノ場合ハ左ノ事項ノ一ニ適スル時ニアリトス(一六五)而シテ

被告人ノ勾留アルトキハ放免ノ言渡ヲ爲シ自由ノ身ト爲ルモノトス

イ 犯罪ノ證據十分ナラサルトキ(殺シタ、盜ンダ、此人カ犯人ダトノ  
證據ナキ時ナリ)

ロ 被告事件罪ト爲ラサルトキ(刑法上罰スヘキ明文ナキ時ノ如シ)

ハ 公訴ノ時効ニ罹リタルトキ(盜賊ノ所爲ハアルモ已ニ三年ヲ過  
キタル時)

ニ 確定判決ヲ經タルトキ(其事件ニ付テハ一度裁判ヲ受ケタルト  
キ)

ホ 大赦アリタルトキ(憲法發布式ノ日國事犯等ノ罪ヲ赦サレタル  
カ如シ)

ヘ 法律ニ於テ其罪ヲ全免スルル(偽證ヲナシテ其人カ罪トナラサ  
ル以上ニ自首シタルトキノ如シ)

第二ノ場合ハ二個アリ純粹ノ違警罪ナリシトキ此時ニ勾留セラレタル



被告人ハ釋放ノ言渡ヲ受ケ自由ノ身トナルヘシ(一六六)若シ裁判所構成法(第一編第一章第一節區裁判所ノ管轄トシテ列記シタルモノ)ニアル輕罪事件ニシテ區裁判所ノ管轄ナルキハ之ヲ區裁判所ニ移スヘシト言渡サルヘシ(一六七ノ一)

第三ノ場合モ亦二箇アリ一ハ輕罪事件ニシテ其裁判所ノ輕罪公判ニ付スル言渡ヲ爲シ其所爲カ罰金ニ該ルモノナルキハ釋放シ禁錮ノ刑ニ該ルモノナレハ保釋ヲ許シ責付ヲ爲シ又勾留ヲ受ケサルトキハ勾留狀ヲ發スルコトアルヘシ(一六七)但此事ハ輕罪事件ニシテ區裁判所ニ移ス言渡ヲナス時モ適用セラルルモノトス其一ハ事件カ重罪ニシテ其裁判所ノ重罪公判ニ付スル言渡ヲ爲スコトアリ此時ハ保釋又ハ責付セラレタルモノハ其言渡ヲ取消サレテ再ヒ入監スヘク未ダ勾留ナキ人ハ勾留狀ヲ發セララルルモノトス(一六八)

第四ノ場合ハ犯人ノ身分、犯罪ノ場所、犯罪ノ性質ニ依リ其豫審判事ノ管

轄ニアラサルキニアリトス而シテ此場合ハ勾留ヲ要スルトキハ其儘前ノ令狀ヲ存シ又ハ新ニ令狀ヲ發シテ檢事ニ交付セララルルモノトス(一六

四)

以上何レノ場合ヲ問ハス豫審終結ノ決定書ノ正本ハ被告人手許ニ送達セララルルモノトス(一七一)

一旦豫審ニ於テ免訴ノ言渡ヲ受ケ其決定カ確定(決定ノ確定ハ言渡書ノ檢事ノ手元へ送達アリタルヨリ四日目ヨリ云フモノトス)シタルキハ罪名ノ變更アルモ同一事件ニ付テ再ヒ訴ヲ受クルコトナシトス若シモ新ナル證據アルキハ裁判所ヨリ起訴スルモノナリトノ決定アルトキニアラサレハ再ヒ豫審ニ廻ルコトナシト知ルヘシ(一七五)

第十九節 豫審終結ニ對シテ抗告ヲ爲ス事

豫審終結ニ對シテ抗告ヲ爲スコトヲ得ヘキ場合ハ左ノ如シ

第一 重罪公判ニ付スル決定



## 第二 免訴ノ決定

## 第三 管轄違ノ決定

而シテ被告人ハ第一ノ場合ニ限り抗告ヲ爲スヲ得ヘキ權利アリトス  
 他ノ第二第三ノ場合ハ檢事ニ限ルモノトス何ントナレハ檢事ハ公益ノ爲  
 メニ爲スニアリテ此場合ハ被告人ニ於テハ不利益ナルヲナクシテ反テ  
 利益ノアル方ナレハ別ニ抗告ヲ爲スヲ許ス必要ナケレハナリ(一七二)  
 重罪公判ニ付スル決定ニハ必ラス抗告ヲ爲シ得ヘキヲ及ヒ其期間ノ送  
 達アリタルヨリ三日内ナルヲ記載アリトス故ニ抗告セントスルモノ  
 ハ之ヲ誤ルヘカラス若シモ此記載ナキトキハ更ニ記載アル決定ノ送達  
 アルマテ抗告スル權アリトス左レハ若シモ公判アルノ通知アルモ右  
 ノ事實ヲ申立テ公判ヲ拒ムコトヲ得ヘシ(一七三)  
 豫審終結ノ決定ハ抗告ノ期間内又抗告アリタルトキハ其決定アルマテ  
 執行ヲ停止セラルルモノトス故ニ免訴ノ言渡アルモ直チニ被告人ハ出

獄スルヲ得ス必ラス三日内ハ在監セサルヘカラス若シ檢事ニ於テ抗  
 告ヲ爲ストキハ抗告ノ決定アルマテ在監セサルヲ得ス(一七四)  
 被告人タルモノ重罪公判ニ付スル言渡ニ對シテ抗告セントセハ直近上  
 級裁判所ニ抗告狀ヲ差出スモノトス其手續ハ下ノ抗告ノ章ニ於テ詳説  
 スルニ依リ茲ニ省略ス故ニ下ニ就テ了解ス可シ

## 第八章 公判

## 第一節 公判ヲ受理スル手續ノ事

公判ハ裁判所ノ等級ニ依リテ受理スル手續ヲ異ニス尤トモ被告人及ヒ  
 其他訴訟關係人ニハ別ニ必要ナル事ニモアラサレトモ之ヲ知テスシテ  
 ハ如何ナル事件カ如何ニシテ區裁判所又ハ地方裁判所ニ來リタルヤ明  
 瞭ナラサレハ茲ニ一言説クヲ爲リタリ左ノ如シ  
 區裁判所ハ左ノ場合ニ於テ其管轄ニ屬スル違警罪及ヒ輕罪ノ公訴ヲ受  
 理セリ(一一二)



第一 検事ノ起訴アリタルトキ

第二 豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判アリタルモ  
地方裁判所ハ左ノ場合ニ於テ其管轄ニ屬スル輕罪重罪ノ公訴ヲ受理ス  
(三三五)

第一 豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判ニ因リ

第二 輕罪ニ付テハ検事ノ起訴ニ因リ

以上上級裁判所ノ言渡ニ依ルトハ區裁判所ハ地方裁判所以上ノ各裁判  
所ヨリ地方裁判所ハ控訴院大審院ヨリ其裁判所ニ移ストノ言渡アルニ  
依ルモノトス以下控訴上告ノ場合ニ於テ屢々アルヘシ

### 第二節 辯護人ヲ用ユル事

刑事事件ニ付テハ實ニ一身上ノ爲メ財産及ヒ名譽保護ノ爲メ事實上大  
ニ辯論ヲ要スルモノトス即チ事實ノ辯論ノ爲メ有罪無罪ヲ判決スルコ  
ト間々アルヲ以テ辯論ハ十分爲ササルヘカラス又裁判所ニ於テモ重罪

ノ如キハ公益ノ爲メ私益ノ爲メ官ヨリ辯護人ヲ撰定シ被告人ニ付屬セ  
シムルコトアルヘシ依テ刑事ニ付テハ辯護ヲ用ユ可シ

右ノ如クナレハ被告人ハ其罪ノ重罪輕罪違警罪ヲ論セス辯論ノ爲メ辯  
護人ヲ用ユル權利アリ故ニ之ヲ用ヒントセハ左ノ手續ヲ爲ス可シ(一七  
九)

辯護人トハ刑事事件ニ付被告人ニ代リ辯論スル役目ノ名ニシテ何人ト  
雖モ辯護人ト爲ルコトヲ得ヘシ然レトモ代言人中ヨリ撰ムト平人ヨリ  
出スト其手續ヲ異ニス代言人中ヨリ差出ストキハ附錄第二十六號ノ如  
ク裁判所へ届書ヲ差出スヘシ又平人中ヨリ差出ストキハ附錄第二十七  
號ノ如ク願書ヲ裁判所ニ差出シ許可ヲ受ク可シ右ノ區別アルハ代言人  
ハ法律ノ爲メ設ケラレタルモノニシテ職務上別ニ許可ノ必要ナシト雖  
モ平人ノ如キハ法律ニ熟練セス又或ハ惡徒輩ハ訴訟ヲ教唆シ事實ヲ捏  
造スルコトアルヲ以テ之レカ其人ニ依リ許可セサルコトアルカ故ナリト



ス  
 刑事訴訟法上ニテハ辯護人ハ辯護士中ヨリ選任スヘシトアリテ代言人  
 ノ文字ナシト雖モ未タ辯護士アラサルヲ以テ之ニ代ルニ代言人ヲ以テ  
 スルニアリトス  
 又附録第二十六號ノ届書ノ代言人ハ其裁判所所屬ノ代言人ナレハ可ナ  
 リ即チ和歌山地方裁判所ノ公判ナレハ和歌山組合ノ代言人中ヨリ出ス  
 ハ届書ノミコテ足レルモ若シ組合外ノ代言人例ヘハ大坂ノ人カ和歌山  
 地方裁判所ノ公判ノ爲メ大坂組合ノ代言人ヲ差出サントセハ矢張附録  
 第二十七號ノ如クニ願書ヲ差出ササルヘカラスト思考ス  
 以上何レノ辯護人コテモ相定マルトキハ一件訴訟記録ノ閲讀ヲ乞ヒ又  
 ハ之ヲ抄寫スルヲ乞フコトヲ得ヘシ其時ハ附録第二十八號ノ書面ヲ  
 差出ス可シ(一八〇)

### 第三節 補佐人ノ事

補佐人トハ被告人ヲ保護スルカ爲メニ被告人ト共ニ裁判所ニ出頭シ補  
 助スル人ヲ云フ元來刑事ニ在テハ辯護人ヲ用ユルヲ得ルカ故ニ別ニ  
 補佐人ヲ差出スノ要ナシト雖モ被告人ノ無能力者ナルトキハ法律上代  
 理人ヲ以テ補佐人トシ辯論ニ與カルヲ許シタルハ蓋シ無能力者ノ不  
 利益ハ法律上代理人ノ不利益ニシテ恰モ其利害ノ及フ点ニ於テハ彼此  
 同一ノ地位ニアル人ナリ故ニ之ヲ許ス可シ尤トモ無能力者タル被告人  
 ハ別ニ辯護人ヲ用ユルヲ得ルノミナラス其法律上代理人モ亦補佐人  
 トシテ出頭スル權アルカ故ニ結局被告人ニハ二人ノ辯論ヲ爲ス人ヲ得  
 テ大ニ力ヲ得ルニ至ル可シ而シテ法律上代理人ハ附録第二十九號ノ如  
 ク申立書ヲ差出シ置クヲ以テ便利トス又此法律上代理人ハ辯護人ニハ  
 アラサルヲ以テ訴訟記録ノ閲讀且ツ抄寫ヲ求ムル權ハナシ法律ハ只被  
 告人及ヒ其法律上代理人ノ爲メニ辯論ニ與カラシムルノミトス(一八一)

### 第四節 被告人及ヒ代人出頭ノ事

○補佐人ノ事 ○被告人及ヒ代人出頭ノ事



刑事ノ被告人ハ未成年者ト成年者トヲ問ハス皆本人ニ對シ呼出狀ヲ發セラル可キモノナリ而シテ其事件ニ依リ代人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得ヘキモノアルヲ以テ呼出狀中代人ヲ出頭セシムルコトヲ得ヘキ旨記載アルモノハ代人ヲ差出スコトヲ得其節ハ附錄第三十號ノ如ク代人出頭ノ書面ヲ裁判所ニ差出スヘシ(三一四ノ一)

呼出狀中被告事件例ヘハ故殺事件、竊盜事件、證券印稅違反事件ト云フカ如ク事件記載ナキトキハ被告人ニ於テ辯護準備ノ爲メ二日ノ猶豫ヲ求ムルコトヲ得ヘシ附錄第三十一號ノ如シ(二一四ノ二)

代人ヲ出頭セシムル時ハ其代人ハ本人ト同一ノ資格アルモノニ付本人ノ氏名年齢身分職業住所出生ノ地及ヒ事件一切ノ事實等詳細承知ノ上出頭スヘシ然ラサレハ判事ノ問ニ答ヘサルヘカラサルカ故ナリ若シモ代人ニ於テ逐一答ヘノ出來サルトキハ不利益ノ結果ヲ生スルモノト知ル可シ

被告人又ハ代人ト雖モ出頭シテ辯論スルコトヲ肯セサルトキハ對席トシテ裁判ヲ爲サルルモノナレハ注意ス可シ(二八二ノ一)

第五節 開廷中心得ノ事

開廷中秩序ノ維持ハ裁判長ニアリ(構一〇八)故ニ審問ヲ妨クル者又ハ不當ノ行狀ヲ爲ス者アルトキハ法廷ヨリ退カシメラルヘシ若シ其行狀ニ依リ不都合ナリト認メラルルトキハ勾引シ閉廷マテ勾留セラル其結局或ハ其儘ニテ釋放セラルルモノモアルヘク又場合ニ依リ五圓以下ノ罰金若クハ五日以内ノ拘留ニ處セラルヘク此言渡ニ對シテハ上告ヲ爲スコトヲ得ヘキモ控訴ヲ爲スコトヲ許サス又若シモ其行狀カ輕罪又ハ重罪ナルキハ刑事被告人トシテ公訴ヲ起シ處分ヲ受ケサルヘカラス(構一〇九)

右ノ事柄ハ普通ノ人々即チ傍聽人ノミナレトモ若シモ當事者即チ被告人、代理人、代人、補佐人、原告人、證人及ヒ鑑定人ナルトキハ左ノ規則ヲ適用サルルニアリ之レ本件ニ關係スル人々ナレハ平人トハ嚴重ナルコトヲ



知ルヘシ(構一一〇)

一、裁判所ハ閉廷ヲ待タスシテ違犯者ヲ即時ニ罰金若クハ拘留ニ處セラルヘシ

二、違犯者原告ナルトキハ處罰ノ上仍本人宥恕ヲ請フカ又ハ恭順ヲ表シテ不敬ノ罪ヲ謝スルマテ其取調ヲ中止セラル可シ

又辯護士ト雖モ不當ノ言語ヲ用ユルトキハ引續キ陳述スル權ヲ差止ム(構一一一)

被告人ニ於テ審問ヲ妨ケ又ハ不當ノ行狀ヲ爲シ爲メニ退廷又ハ勾留ヲ命セラルルトキハ出頭シテ對席シタルモノト爲シテ裁判セラルルモノトス尤トモ上辯論二日ニ涉ルトキハ次日ハ更ニ被告人ヲ出廷セシムモノタリ(一八二)

公判開廷中公廷ニアル間ハ假令被告人ト雖モ身体ノ勾束ヲ受クルナシ尤トモ取締ノ爲メ看守又ハ巡查ヲ置カルルモノトス(一七七)之レ未タ

刑ヲ受ケサル間ハ罪人視セサルモノナリ又辯護ヲ爲スニ付キ自由ナラシメテ十分權利ヲ伸張セシムルニアリトス

### 第六節 辯論ヲ停止セラルル事

公判廷ニ於テ辯論ヲ停止セラルル場合ハ左ノ如シ

第一 被告人ノ精神錯亂又ハ疾病ニ因リ出頭スルコト能ハサルトキニ瘥癒ニ至ルモノ但シ罰金以下ノ事件ニシテ代人ノ出頭シタルトキハ停止スルノ限ニアラス

若シモ辯論取掛リタル後被告人精神錯亂シタルトキハ其瘥癒ノ後新ニ辯論ヲ爲スヘシ其他ノ疾病ニ罹ルトキハ瘥癒ノ後前ニ停止シタル以後ノ手續ニ取掛ルモノトス尤トモ五日間辯論ヲ停止セラレタルキハ新ニ初メヨリ辯論ヲ爲スヘク又例令五日間ニアラサルモ請求シテ新タニ辯論ヲ爲スコトアルモノトス若シ被告事件及ヒ法律ノ適用ニ付已ニ辯論ヲ終リタルモノナレハ例令瘥癒ノ後五日ヲ過



キタルモ更ニ取調ヲ爲スヲナクシテ裁判セラルルモノトス(一八三)

第二 本案ノ事件ニ附帶ノ犯罪アリテ其事件ニ付キ豫審ヲ必要ナリトシテ公判ヨリ豫審ニ廻サレタルトキハ本案ノ事件ニ付テノ辯論ヲ停止セラルルコトアリ(一八四)○附帶ノ犯罪トハ左ノ如シ(一八五)

第一 同一ノ場所ニ於テ同時ニ一人又ハ數人ニテ數罪ヲ犯シタルトキ

第二 數人通謀シテ日時又ハ場所ヲ異コシ數罪ヲ犯シタルトキ

第三 自己又ハ他人ノ犯罪ヲ容易ニスル爲メ又ハ其罪ヲ免カスル爲メ他ノ罪ヲ犯シタルトキ

第三 検事及ヒ被告人ヨリ管轄違又ハ公訴受理ス可カラサル申立ヲナシタルニ裁判所ハ其申立ヲ却下シタルトキハ本案判決ヲ待タズ直チニ控訴又ハ上告ヲ爲スヲ得ヘキモノナリ其場合ニ於テハ本案ノ辯論ヲ停止セラル(一八六、一八七)

第四 證人又ハ鑑定人ノ供述不實ニシテ判事ヨリ豫審判事ニ送致シタルトキハ本案ノ辯論ヲ停止セラル但シ此場合ハ檢事其他訴訟關係人ヨリ請求アルカ又ハ職權ヲ以テ爲スモノトス(一九五)

### 第七節 訴訟關係人ニ於テ公判中申立又ハ請求シ得ヘキ件ノ事

訴訟關係人ニ於テ公判中申立又ハ請求スルヲ得ヘキ件々ハ多シ即チ左ノ如シ

第一 身体ノ拘束ヲ受ケアルトキハ被告人ハ之ニ對シ拘束ヲ解ク申立ヲ爲スヘシ

第二 五日以上辯論ヲ停止セラレタルトキハ新ニ辯論ヲ爲スヘシト請求スルヲ得

第三 被告人ハ本案ノ第一審ト第二審トヲ問ハス何時ユテモ管轄違又ハ公訴受理スヘカラサルノ申立ヲ爲スヲ得ヘシ

○訴訟關係人ニ於テ公判中申立又ハ請求シ得ヘキ件ノ事



第四 調書ヲ作リタル司法警察官ヲ證人トシテ呼出アラントテ求ムルヲ得ヘシ

第五 證人トシテ何人ニテモ呼出テ請求スルヲ得

第六 證人ニ對シ事實ヲ訊問セラレントテ請求スルヲ得

第七 證人又ハ鑑定人ノ供述不實ニシテ判事ヨリ豫審掛リヘ送致セシトキハ本案ノ辯論ヲ停止セントテ請求スルヲ得ヘシ

第八 證人又ハ鑑定人ニシテ其供述ニ不實アリトスルキハ判事ニ對シ豫審判事ニ送致セラレントテ請求スルヲ得ヘシ

第九 公判ノ手續上ニ付キ不服ノ件アルトハ異議ノ申立ヲ爲スヲ得ヘシ

以上大略ナリトス其他取調上ニ付テハ法律上禁セサル事柄ハ何時ニテモ申立ヲ爲シ又ハ請求ヲ爲ス事ヲ得ルモノトス

### 第八節 公判手續順序ノ事

公判開廷ノ順序ハ左ノ如シ

一、判事、檢事、裁判所書記出廷セハ被告入初メ一同廷内ノ者敬禮ヲ表スルヲ

二、裁判所書記ハ被告人民事原告人辯護人補佐人等ノ氏名ヲ呼上ル

三、判事ハ先ツ被告人ニ對シ氏名、年齢、身分、職業、住所、出生地及ヒ勳位恩給年金等ノ有無ヲ問フ

四 被告人ハ之ニ對シ一々答フ

五、檢事ハ被告人ノ被告事件ヲ陳述ス

六、判事ハ事件ニ付キ被告人ニ訊問ス

七、被告人ハ之ニ對シ一々答辯ス

八、證據書類ノ朗讀及ヒ物件ヲ示シテ辯解セシム

九、證人參考人鑑定人ヲ訊問ス



- 十、判事ハ前科ヲ問フ
  - 十一、被告人ハ之ニ答フ
  - 十二、検事ハ事實及ヒ法律適用ニ付キ意見ヲ述フ
  - 十三、被告人ハ答辯ス
  - 十四、辯護人ハ辯論ス
  - 十五、補佐人アルキハ辯論ス
  - 十六、検事ハ辯論ス
  - 十七、辯論ノ終ニハ被告人又ハ辯護人ヲシテ供述セシム
  - 十八、一件取調済ノ旨ヲ告ケ及ヒ裁判ヲ爲スヘキ時日ヲ達ス  
(民事原告人アルキハ左ノ如シ)
  - 十九、民事原告人ハ被害ノ事實ヲ證明シ且私訴ノ求ムル處ヲ陳述ス
  - 二十、被告人、辯護人及ヒ民事擔當人ハ答辯ス
- 以上ニテ順序一ト通りナリトス其言渡アルキハ左ノ如シ

- 二十一、裁判言渡ス旨ヲ告ケ判文ヲ朗讀ス
  - 二十二、終ニ上訴スルヲ得ヘキヲ及ヒ其期間ハ五日内ナルヲ且言渡ノ正本、謄本、抄本ヲ請求スルヲ得ヘキ旨ヲ告ク
  - 二十三、一同退廷
- 以上手續順序中或ハ犯則者アリ或ハ停止スヘキ事由出來或ハ傍聽禁止ヲ達スル等種々アレトモ之レ非常ノ場合ニアルヲ以テ豫メ茲ニ列記スルヲ難ケレハ除ク

**第九節 證人鑑定人ヲ請求スル事**

假令豫審ヲ經タル事件ト雖モ證人又ハ鑑定人ノ呼出ヲ請求スルヲ得ヘキモノトス(一八九)而シテ一旦豫審ニ於テ取調ヲ受ケタル證人ナルトキハ或ハ裁判官ニ於テ許可セサルコトアルヘシ然ルトキハ其調書ヲ朗讀セラレノヲ求ムヘシ之レ無益ノ手數ヲ爲スニアレハナリ

證人又ハ鑑定人ノ請求ハ口頭ヲ以テ爲スヲ得ヘク又書面ヲ以テ豫メ

○證人鑑定人ヲ請求スル事



請求シ置クイナモ爲シ得ヘシ即チ附録第三十二號ノ如シ  
證人ノ請求アルキハ裁判所書記ハ其氏名目錄書ヲ開廷ヨリ一日前ニ各  
相手方ニ送達セラルルヲ以テ之ニ應シテ答辯ノ準備ヲ爲スヘク又之ニ  
應シタル證人ヲモ請求スルコト得ヘシ(一九二)

第十節 証人ノ訊問セラルル事

證人ノ呼出、出頭、不參及ヒ訊問等ハ一ニ豫審ノ章第八節乃至第十一節ニ  
於テ説キタルカ如ク別ニ異ナル所ナシ(一九〇)只其異ナルハ合議裁判制  
ニ在テハ其部員一名カ所在ニ就キテ訊問シ(一九一)證人ハ互ニ言語ヲ接  
スヘカラス又供述前ニ辯論ニ立會フヘカラス已ニ供述セシ後ハ公廷ニ  
留マテシメ裁判長ヨリ允許ヲ得サル間ハ其所ヲ去ルヘカラス(一九三)裁  
判長ハ勿論陪席判事及ヒ檢事モ證人ヲ訊問シ被告人始メ訴訟關係人ハ  
訊問ヲ求ムルコト得ヘシ(一九四)  
證人供述中不實ニシテ故意ニ出テ禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ者ト思料セ

ラレタルトキハ裁判所ハ之ヲ取押ヘ勾引狀ヲ發シ豫審判事ニ送致セラ  
ルルモノトス之レ僞證罪ヲ犯シタルタノト嫌疑スルカ故ナリ(一九五)  
證人ニ於テ被告人ノ面前ニテ十分ノ供述ヲ爲スコト得サルヘシトスル  
トキハ供述中ハ被告人ヲ退廷セシム而シテ供述後ハ被告人ニ其供述ノ  
事項ヲ告知セラルヘシ(一九七)

證人ハ呼出狀ヲ發シテ呼出スヲ以テ正則トスルモノナレトモ若シモ證  
人カ裁判所ニ來合セタルキハ別ニ證人ニ於テ異議ナキトキハ其儘證人  
トシテ供述ヲ聽クヘシ故ニ被告人ハ申立ヲ爲スヘキモノトス(二一七)  
以上ノ外證人訊問ニ付テハ豫審章第八節ヲ反讀セヨ

第十一節 鑑定人ノ鑑定ヲ命セラルル事

鑑定人ノ事モ亦證人ト同シテ豫審ノ章第十二節乃至第十四節ニ於テ説  
キタルカ如シ別ニ説ク所ナシ(一九〇)ト雖モ假令豫審廷ニ於テ鑑定シタ  
ル事柄モ亦公判ニ於テ鑑定スルコト得ヘシ然レトモ裁判官ノ呼出サス

○證人ノ訊問セラルル事○鑑定人ノ鑑定ヲ命セラルル事



又呼出スモ出頭セサルハ豫審廷ニ於ケル鑑定書ノ朗讀ヲ求ムルヲ得ヘシ(一八九)

鑑定人供述ヲ爲スル不實ニシテ故意ニ出テ禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ者ト思料シタルハ裁判所ハ之ヲ取押ヘ勾引狀ヲ發シ豫審判事ニ送致スルモノトス(一九五)

以上ノ外ハ鑑定人訊問ニ付テノ豫審ノ章ト同一ナレハ反讀セヨ

### 第十二節 判決ヲ言渡ス事

判決ヲ言渡スハ事件ノ十分取調濟ノ上ニ爲スモノニシテ一件落着スル結果トス而シテ其言渡ニハ事實及ヒ法律ニ依リ其理由ヲ明示シ且犯罪ノ證據ヲ明示スルモノトス例ヘハ竊盜事件ナレハ明治何年何月何日何時何地何某方ニ到リテ何々ヲ竊取シタリ(事實)其證據ハ何々ニシテ刑法第三百六十六條(法律)ニ該ルト云フカ如シ又無罪、免訴ト雖モ其理由ヲ明示シ以テ言渡スモノトス(二〇三)其被告人カ有罪ナルトキハ公訴ノ費用

ハ全部又ハ一部ヲ負擔スヘキ旨ヲ言渡シ免訴又ハ無罪ノ言渡アルトキハ公訴費用ハ國庫ノ負擔トス(二〇一)又有罪ト否トヲ問ハス沒收ニ係ラサル差押物ハ所有者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還附スル言渡ヲ爲ス例ヘハ他人所有ノ梯子ヲ以テ竊盜ヲナシタルカ爲メ證據物トシテ差押タル其梯子ノ如シ(二〇二)

判決ノ言渡ハ辯論ノ終リタル後即日カ又ハ次ノ開廷日ニ之ヲ爲シ判決全文ハ必ラス朗讀シ其理由ハ朗讀シ又ハ口頭告知ヲ以テ爲スニアリトス(二〇四)判決全文トハ左ノ如シ

被告人何某ヲ二月ノ重禁錮ニ處ス

公訴費用ハ被告人之ヲ負擔スヘシ

ト又理由トハ事實ト法律トヲ記載シタルモノニシテ已ニ前ニ説キタルカ如シ

倍判決言渡ニ數種アリ一ハ管轄違ノ言渡シニハ刑ノ言渡シニハ無罪ノ



言渡シ四ハ免訴ノ言渡シトス其他ニ尙ホ一ノ決定アリ左ニ一々順序ニ説ク

一 管轄違ノ言渡ノ事

區裁判所地方裁判所ニ於テ被告事件ノ自己ノ管轄ニ屬セサルモノナルトキハ管轄違ノ言渡ヲ爲スヘキモノトス其時被告人カ勾留ヲ受ケタルトキハ放免ノ言渡ヲ爲シ若シ其事件ニ依リ勾留ヲ要スルモノナルトキハ前勾留狀ヲ存スルカ又ハ新ニ勾留狀ヲ發スルカ兩様ノ中ヲ爲ス(二二二)

地方裁判所ニ於テハ一ノ例外アリ即チ被告事件區裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト認メタルトキハ管轄違ノ言渡ヲ爲サスシテ第一審ノ判決ヲ爲スモノトス(二四〇)之レ地方裁判所ハ區裁判所ヲ管轄スルモノニシテ只分任シタニアレハ其實管轄内ニ屬スルヲ以テ判決スルヲ便益ナリトスルニアレハナリ

二 刑ノ言渡ノ事

刑ノ言渡ヲ爲スニハ二條件ヲ必要トス即チ其事件ノ管轄ニ屬スル(一)犯罪ノ證據十分ナル(二)トス(二二二)

刑ノ言渡トハ有罪ノ言渡ニシテ例ヘハ重懲役何年ニ處スト云フカ如シ

三 無罪ノ言渡ノ事

無罪ノ言渡ヲ爲スハ左ノ二個ノ場合ニアリトス(二二四ノ上段)

第一 犯罪ノ證據十分ナラサルトキ

第二 被告事件罪ト爲ラサルトキ

以上ノ場合ニ於テ勾留セラレアル人ナルキハ放免スルコト勿論ナリ管轄違ノ言渡ノ如ク別ニ放免ノ言渡ヲ爲スノ要ナシ蓋シ元來カ罪ナキモノナレハ勾留スルノ必要ナシト云フニ外ナラス

四 免訴ノ言渡ノ事



免訴ノ言渡ヲ爲ス場合ハ左ノ如シ(二二四ノ下段)

第一 公訴ノ時効ニ罹リタルトキ

第二 確定判決ヲ經タルトキ

第三 大赦アリタルトキ

第四 法律ニ於テ其罪ヲ全免スルトキ

以上ノ場合モ亦勾留ニ付テハ別ニ言渡スノ必要ナシ公訴ヲ免カレタルモノナレハ別ニ勾留シ置クノ必要ナケレハナリ而シテ無罪ト免訴トノ區別ハ一ハ罪トナル事實ナキヲ以テ無罪ト爲リ一ハ罪ト爲ルヘキ事實アルモ或ル事情ノ爲メニ罪ニ處セサルニアリトス

五 豫審判事ニ送付スルノ決定ノ事

此言渡ハ本案被告事件ヲ落着セシムルモノニアラスシテ元ト輕罪トシテ公判ニ受理シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキ又ハ初メ輕罪トシテ起訴シナカテ更ニ其事件ヲ重罪ナリトシテ訴追スルノ申立ヲ爲シタルト

キニ於テ其事件ヲ豫審スル爲メ豫審判事ニ送付スル決定ヲ爲スモノトス其時ハ被告人ヲ勾留スルモ勿論ナリ若シモ其事件カ豫審ヲ經タルモノナルトキハ更ニ重罪トシテ裁判スル旨ヲ告ケ一人ノ判事ヲシテ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルモノトス(二四一)

以上ノ判決中刑ノ言渡アリタルトキハ自己ノ費用ヲ以テ判決ノ正本謄本又ハ抄本ヲ求ムルヲ得ヘキヲ及ヒ判決ニ對シ上訴ヲ爲スヲ得ヘキヲ及ヒ其期間五日ナルヲ等ヲ告知セラルヘシ其告知ナキトキハ更ニ告知アルマテ上訴期間ヲ停止セラルルニアリトス(二〇六、二〇七)

第十三節 欠席判決ヲ爲スヘキノ事

欠席判決ヲ爲スハ呼出ヲ受ケタル被告人ノ公判ノ期日ニ出頭セサルトキ檢事ノ請求スル所ヲ聽キ爲スニアリトス而シテ罰金以下ノ刑ニ該ル事件ニ付テハ被告ノ代人出頭セサルトキニ斯ノ如ク爲スニアリトス(二二六)



而シテ禁錮ノ刑ニ該ル可キ事件ニ付キテハ假令被告人カ出頭セサルモ直ニ欠席ノ判決ヲ爲スコトヲ得ス必ラス豫審終結ノ言渡書ヲ本人ニ送達シタル證アルトキカ又ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達シタル證アルトキニ限ルモノタリ若シ豫審終結言渡書又ハ公判ノ呼出狀カ本人ノ手ニ送達シアラサルトキハ猶豫ノ期間ヲ定メ出頭セサルトキハ欠席判決ヲ爲ス旨ノ告知書ヲ其親屬又ハ其親屬ナキハ本籍若クハ最後ノ住所ノ地ノ市町區村長ニ送達ス又若シ本籍若クハ最終ノ住所ノ地不分明ナルトキハ同上ノ告知書ヲ少クトモ一个月間裁判所ノ揭示場ニ貼付シテ公示ス(二二七)以上本人ニ於テ公判ニ付セラレタルコト及ヒ公判ノアル期日ヲ知ラシムルニアリトス

又欠席判決ヲシテ本人ニ知ラシムル爲メ其判決ヲ欠席者ニ送達アラントテ請求スヘシ然ラサレハ何時マテモ確定トナラサルモノトス(二二八)

第十四節 欠席判決ノ故障ヲ爲ス事

欠席判決ヲ受ケタル者ハ其判決ニ對シ故障ヲ爲スコトヲ得ヘシ(二二八)其申立ヲ爲スハ欠席判決ヲ爲シタル裁判所ニ附録第三十三號ノ如ク申立書ヲ差出スモノトス(二三〇)

故障ヲ爲スニモ期間ヲ定メサレハ終ニ底止スル處ナク其裁判ノ確定スル期ナキニ至ル故ニ其申立ノ期間ハ三日ナリトス其期間ヲ起算スル方法ハ二個アリ左ノ如シ(二二九)

第一 罰金以下ノ刑ヲ言渡シタル判決ニ付テハ欠席判決ノ送達ヲ以テ始マル

第二 禁錮ノ刑ヲ言渡シタル判決ニ付テハ被告人自ラ其送達ヲ受ケ又ハ判決執行ニ因リ刑ノ言渡アリタルコトヲ知リタルニヨリ始マル

以上ノ區別アルハ身体ニ對スルモノト財産ニ對スルモノトノ差アルニ依レルモノニシテ身体ハ財産ヨリ大切ナルヲ以テ必ラス本人ノ知ラサ



ルヘカラサルカ故ナリトス  
 故障ヲ申立アルトキハ裁判所ヨリハ其相手方(被告人故障セハ其相手方  
 ハ檢事ナリ)ニ通知シ且其事件ヲ公判ニ付スヘキニ何月何日午前第何時  
 出頭スヘキ旨呼出ス依テ被告人及ヒ訴訟關係人ハ出頭シ普通ノ如ク公  
 判ノ審問ヲ受クルモノトス(二三二)  
 若シモ故障ヲ許スヘカラサルモノナルトキ(上訴スルヲ得ヘキ判決ノ  
 如シ)又ハ故障期間内ノ申立ニアラサルモノナルトキハ故障ノ申立ハ棄  
 却セラレ欠席判決ノ如ク確定スルニアリ左レハ此時ハ上訴スルヨリ途  
 ナキモノトス上訴ノ事ハ以下ニ之ヲ説ク(二三二)之ニ反シ故障ノ申立ハ  
 正當ナルトキハ更ニ通常ノ規則ノ如ク第一節ヨリ順次説キタル手續ニ  
 從ヒ裁判ヲ受クルモノトス之レ故障ノ申立カ正當ナルキハ欠席判決ハ  
 消滅セシテ以テ斯ノ如ク普通ノ手續ニ依リ裁判スルニアリトス又一旦  
 受理スル上若シモ尙ホ出頭セサルトキニ於テ裁判所ハ二度目ノ欠席判

決テ下スルハ再ヒ故障ノ申立ヲ爲スコトヲ許サス之レ故障ヲ名トシ事  
 件結局ノ滞ルヲ待ツモノナレハナリ(二三三)

**第十五節 故障期間ヲ回復スル手續ノ事**

故障ヲ爲スノ期間ハ前節ニ述ヘタルカ如ク罰金以下ノ刑ヲ言渡サレタ  
 ルキハ其判決ノ送達ヨリ禁錮ノ刑ヲ言渡サレタル判決ニ付テハ被告人  
 自ラ其送達ヲ受ケ又ハ判決執行ニ因リ刑ノ言渡アリタルヲ知リタル  
 日ヨリ三日ナリトス然レトモ天災(洪水、大風雨、地震等)ノ如シ其他避クヘ  
 カラサル事變(戦争、一揆、流行病等)ノ如シノ爲メ其三日ノ期間ヲ經過シタ  
 ルキハ如何之レ原則ニ在テハ訴訟即チ故障ヲ爲ス權ヲ失フ(一七)ヘキモ  
 ノナレトモ之レニ特別ヲ設ケ其經過シタルヲハ天災等ノ事實ノ爲メナ  
 ルヲテ説明スルニ於テハ故障ヲ爲スヲ得ル權利ヲ回復スルヲ得ヘ  
 シ尤トモ其障礙ノ止ミタル日(地震又ハ戦争ノ止ミタル日ナリ)ヨリ通常  
 ノ期間内即チ三日内ニ其説明方法ヲ申立書ニ記載シ以テ故障ヲ爲スニ

○故障期間ヲ回復スル手續ノ事



アリトス附録第三十四號ノ如シ(二三四、二四七)  
右ノ如ク申立ヲ爲ストキハ裁判所書記ハ其申立書ヲ相手方(檢事)ニ送達  
シ相手方ハ三日内ニ答辯書ヲ差出スコアルモノトス(二四八ノ一)  
裁判所ハ本案故障ノ申立ニ付テハ跡廻シトシ先ツ權利回復ノ申立ヲ許  
スヘキヤ否ヤニ付キ決定セラルルモノトス之レ先ツ緊要ナル点ナレハ  
ナリ(二四八ノ二)

第十六節 判決ノ正本等ヲ求ムル事

判決ノ正本謄本又ハ抄本ヲ求ムルコトヲ得ルハ刑ノ言渡アリタル者ノミ  
ナラス苟モ被告人トシテ判決ヲ言渡サレタル者ハ求ムルコトヲ得ヘキハ  
勿論トス而シテ其刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ別ニ裁判長ヨリ告知  
スルモノトス之レ注意ヲ爲スニアリ(二〇七)  
判決ノ正本謄本又ハ抄本ヲ求ムルハ自費ヲ以テスルモノトス但シ一枚  
五錢ヲ上納スルナリ若シモ請求者ニシテ資力ナキモノハ官費ヲ以テ下

付スルコトアルヘキモ其場合ハ上訴ヲ爲スモノニ對スルトキニ限ルヘ  
シ其他ハ必ラス自費ヲ以テ納メサレハ下付スルコトナシ(二〇六)  
上訴ノ爲メニ請求スルトキハ裁判所書記ハ二十四時内ニ下付スヘシ之  
レ此正本謄本抄本ニ依リテ上訴スル事由ヲ記載セサルヘカラサルヲ以  
テナリ(二〇六)若シ二十四時内ニ下付ナキトキハ其旨ヲ申立ツルコトヲ得  
ヘシ

第十七節 重罪事件ニ付テノ特別手續

重罪事件ニ付テハ左ノ特別ノ手續ヲ爲スモノトス之レ事件重大ナルヲ  
以テノ故ナリトス  
重罪事件ニ付テハ下調ヲ爲スニアリ此下調ハ開廷前裁判長自ラ之ヲ爲  
スカ又ハ受命判事之ヲ爲スカ何レニセヨ裁判所書記ノ立會ニテ被告人  
ヲ訊問ス即チ左ノ件々ナリ

第一 被告人ノ人違ヒナキヤ否ノ事

○判決ノ正本等ヲ求ムル事○重罪事件ニ付テノ特別手續



第二 豫審終結決定書ノ如ク事實アリシヤ否ヤノ事

第三 辯護人ヲ選任シタリシヤ否ヤノ事

以上訊問ノ上若シ第三ノ如キ選任セサルトキハ裁判所所屬ノ代言人中ヨリ之ヲ選任シテ被告人ニ告ク而シテ被告人數名アルキハ被告人及ヒ代言人ニ異議ナキトキハ被告人數名ニ付キ代言人一名ヲ付シテ辯護セシメラルモノトス(二三七)

### 第九章 違警罪即決例

#### 第一節 即決裁判所ノ事

第一編第一章第一節ニ於テ已ニ列記シタルカ如ク犯罪種類ノ管轄中違警罪ハ區裁判所ノ管轄スル所ニシテ蓋シ裁判所構成法第十六條ノ明記スル所ナリ然レトモ其施行條例第九條ニ於テ違警罪即決例ハ裁判所構成法ノ爲メニ變更ヲ受クルコトナシトアルヲ以テ見レハ違警罪ハ矢張區裁判所ニ於テハ管轄セサルコト、ナリス左レハ此手續ヲ本編ニ記載ス

ルノ必要ヲ生スルヲ以テ本章ヲ設ケ以テ説明スル所アラントス元來裁判ハ裁判所ニアラサレハ爲スコト得サルモノナレトモ違警罪ノ如キ微罪輕易ノモノニ付テハ裁判所ノ手續ヲ爲スノ繁ニシテ反テ被告人ノ不利益ト爲リ敢テ罪人視スヘキモノニハアラスシテ只取締上一時ノ懲戒法タレハ便宜法ヲ設ケ裁判所ニアラスシテ警察署ニ於テ即決セシムルモノトス故ニ之レヲ裁判ト云ハシメスシテ即決スト云ヒタルモノナリ又裁判スル人モ裁判官ニアラスシテ警察官吏之ヲ爲シ又原告官ナク巡查ノ告發書ヲ以テ之ニ代ユルモノタリ總テ即決ノ文字ノ如ク手續ヲ速ニシテ結局セシムル便利方法ニ外ナラス警察署及ヒ警察分署ニ於テハ其管轄地内ニ犯シタル違警罪ヲ管轄シ其署長及ヒ分署長タル警部又ハ其代理タル巡查之レカ即決ヲ言渡スモノトス而シテ其違警罪中ノ種類ハ之ヲ區別セズ如何ナルモノト雖モ苟モ違警罪タル以上ハ之ヲ即決ス即テ刑法上ノ違警罪ハ勿論印紙稅反則其



他總テノ税法反則ノ如シ例ヘハ所得稅高届ヲ怠ルモノ證券印紙不貼用者、出產死亡寄留届ヲ怠ルモノ等ナリトス(即一)  
斯ノ如ク公訴ニ付テハ即決スルコトヲ得ヘキモ私訴ニ付テハ即決スル權利ナシトス故ニ被害者ハ本法規定ニ從ヒ區裁判所ニ出訴セサルヘカラサルモノトス(即一)

### 第二節 即決言渡手續ノ事

即決言渡ヲ爲スニハ裁判ノ正式ヲ用ヒス被告人ニ對シテ氏名年齢身分職業生住地ヲ問ヒ事實ヲ問ヒ被告人ハ之ニ對シテ陳述ヲ爲シ證據ヲ取調ヘ一々辯解ヲ爲サシメタル上一件取調相濟ミタルハ直チニ言渡ヲ爲スニアリ故ニ公訴ノ事實ヲ陳述スルコトナク又辯論ヲ爲スコトナク刑ノ適用ヲ陳述スルコトナシ又場合ニ依レハ被告人ヲ呼出サス若シ呼出スモ出頭セサルトキハ其儘言渡書ヲ本人又ハ其住所ニ送達シ別ニ欠席判決ノ手續ヲ爲ササルモノトス(即二)

即決言渡ニ對シテハ上訴(控訴)上告抗告等ヲ云フスルコト許サス若シ不服アルモノハ其管轄ノ區裁判所ニ正式ノ裁判ヲ求ムルコトヲ得ヘシ(即三)故ニ即決言渡書ニハ其事ヲ記載アルヲ以テ期間ヲ計算ス可シ(即四)

### 第三節 即決裁判ヲ處分スル手續ノ事

即決言渡書ニ記シタル期間内ニ正式ノ裁判ヲ求メサルトキハ即決ノ言渡ハ確定ノモノトナルヘシ(即七)之ニ反シ未タ確定セサルモノト雖モ必要トスルルハ左ノ處分ヲ爲サルルナリ(即八)

科料ノ言渡ヲ爲シタル時、ハ其科料金額ヲ假納スヘシ若シ納メサルトキハ一圓ヲ一日ニ折算シテ之ヲ留置セララルナリ其一日ニ滿タサルモ仍ホ一日ニ計算セララルモノトス(即九)

勾留ノ言渡ヲ爲シタル時、ハ一日チ一圓ニ折算シ其刑期ニ相當ノ金額ヲ保證トシテ差出ス可シ若シ保證金ヲ差出ササルモノハ言渡アリタル日ヨリ三日間留置ス若シ被告人ノ出頭セサルルルハ五日間



ナリトス(即一〇)刑ノ言渡確定シタル後ハ直チニ出廷シテ本刑ノ勾留ヲ執行スヘシ然ラサルハ保證金ヲ没入セラレ本刑ニ換ヘラルルモノトス(即一一)

以上何レノ場合ニ於テモ留置ノ者正式ノ裁判ヲ求メ其呼出狀ノ送達アリタル時ハ直チニ留置ヲ解ク(即一二)留置セラレタル日數ハ一日チ一圓ニ折算シテ科料ノ金額ニ入レ又ハ勾留ノ刑期ニ算入セラルルモノトス蓋シ實地一日ト一圓ト及ヒ一圓ト一日トハ何レモ同一ノ効力アルモノト爲シタル所以ナリトス(即一三)

### 第四節 正式ノ裁判ヲ求ムル手續ノ事

正式ノ裁判ヲ請求セントセハ即決言渡書ニ記載シタル期日内ニ即決言渡シタル警察署又ハ分署ニ附録第三十五號ノ如ク申立書ヲ差出スヘシ(即五)但其期日ハ被告人ノ面前ニテ言渡シタル時ハ夫レヨリ三日内ニシテ言渡書ヲ本人又ハ其住所ニ送達シタルハ其送達アリタルヨリ五

日内トス

正式ノ裁判ヲ請求シタルモノハ申立書ヲ差出シタル後區裁判所ヨリ呼出アルハ出頭シテ普通刑事ノ手續ニ從ヒ裁判ヲ受クルモノトス故ニ警察署ハ申立アルハ二十四時内ニ一切ノ書類ヲ區裁判所ノ檢事ニ送致スルコアリ(即六)

## 第十章 上訴通則

### 第一節 上訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ人々ノ事

上訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ人々ハ左ノ如シ

- 一、 檢事
- 二、 被告人
- 三、 辯護人
- 四、 法律上代理人

トス檢事ノ上訴ハ公益上ノ利益ノ爲メノミナラス被告人ノ利益ノ爲メ

○正式ノ裁判ヲ求ムル手續ノ事○上訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ人々ノ事



ニモ亦上訴ヲ爲ス權利アリトス之レ其役目ナリ(二四二)被告人ハ自己ノ利益ノ爲メノミニ上訴ヲ爲スモノトス決シテ檢事ノ爲メニ爲スヲ許サス(二四二)ノ一)辯護人ハ被告人ニ代リ上訴ヲ爲スコトヲ得ヘキモノニシテ辯護人ノ自己ノ了簡ヲ以テ上訴ヲ爲スヲ許サス故ニ被告人ニ於テ明言シタル意思即チ服セリト云ヒタル事柄ニ付テハ決シテ上訴スルヲ許ササルモノトス(二四三)法律上代理人ハ獨立シテ上訴ヲ爲スヲ得ヘシ之レ法律上代理人ハ被告ノ爲メニ私益ヲ保護スル人ナレハ被告人ニ從フヘキモノニアラス又被告人ハ之レカ利益ナルヤ否ヤノ辨識ナキモノアレハナリ故ニ獨立シテ上訴ヲ爲サシムルモノトス(二四四)以上上訴トハ左ノ三箇ヲ包含スルモノトス

第一 控訴

第二 上告

第三 抗告

ナリ皆下ニ於テ分章シテ説クヘシ

第二節 上訴ヲ申立ル事

上訴ヲ申立ルハ其申立書ヲ裁判セシ裁判所ニ差出スヲ以テ順序トス其詳細ノ事ハ各上訴ノ手續ニ於テ一々區別シテ説明スヘキモ上訴ヲ爲シ得ヘキ人カ上訴ノ期間内ニ申立書ヲ裁判所ニ差出スニ外ナラス而シテ其勾留セラレタル被告人ナルトキハ裁判所ニ出頭差出スヲ得サルカ故ニ其中立書ヲ監獄署ノ長ニ差出シ其署長ヨリハ之ヲ裁判所ニ差出スヲ以テ順序トス蓋シ身ノ勾束ヲ受ケアルモノナレハ之ヲ以テ此手續ヲ爲スモノトス(二四五)

第三節 上訴取下ノ事

上訴ハ一旦爲セシ上ハ之ニ勾束セラレ中途ニテ止ムヲ許ササルモノナルトキハ上訴ヲ許シテ上訴ヲ禁スルニ外ナラサルニ至ルヘシ何ントナレハ上訴セント欲スルモ上訴セハ必ス善惡トモ仕遂ケサルヲ得サル

○上訴ヲ申立ル事○上訴取下ノ事



モノニ至リ中途如何ナル故障アルモ如何前審ノ正當ナルヲ悟リタルモ取下クルヲ得サルヲ慮カリ上訴ヲ爲スチ躊躇スルニ至レハナリ故ニ上訴ヲ爲シタルモノハ判決アルマテハ何時ニテモ之ヲ取下クルヲ得ヘキモノト定メタル所以トス(二四六)而シテ判決ノ後ハ取下ヲ許ササルハ一旦判決セハ之ヲ取戻スヲ得サルカ故ナリ判決アルニ係ラス取下ルコトヲ許スニ於テハ判決ノ効力ヲシテ不信用ナラシムルニ至レハナリ

注意セシニ假令取下クルト雖モ他人ニ加ヘタル損害及ヒ官ニ費シタル費用ハ之ヲ償フヘキハ勿論ナリ此事ハ私訴ノ部ニ於テ説明スル所アラントス

上訴取下ノ書面ハ附録第三十六號ノ如シトス

**第四節 權利回復ヲ爲ス事**

法律上ニ於テ訴訟ヲ爲スヘキ期間例ヘハ控訴ハ判決言渡アリタルヨリ

五日内ナルキハ其五日カ經過セハ決シテ控訴ヲ爲スヲ許サス所謂期間ノ經過ハ失權ノ表示トナルモノナリ然レトモ其經過ヤ自己ノ過失アリ懈怠アリ天災アリ又ハ自己以外ノ人ヨリ生スルコトアリテ一概ニ自己ノ過失トシ權利ヲ失ハシムルヲ欲セス故ニ法律ハ之ニ例外ヲ設ケ失ヒタル權利ヲ回復スルノ手續ヲ定メタリ(二四七)

右ノ場合ナルトキハ附録第三十七號ノ如ク疏明シテ上訴ヲ申立ツルモノトス

以上失權回復申立アルトキハ裁判所書記ヨリ其中立書ヲ相手方(檢事又ハ被告人)ニ送達アルヲ以テ之ニ對シ三日内ニ答辯書ヲ差出スヲ得ヘキモノトス(二四八)

**第十一章 控訴**

**第一節 控訴ヲ爲シ得ヘキ事件ノ事**

控訴ヲ爲シ得ヘキ事件ハ左ノ如シ(二五〇)

○權利回復ヲ爲ス事○控訴ヲ爲シ得ヘキ事件ノ事



一、本案ノ判決

二、管轄違又ハ公訴受理ス可カラサル申立ヲ却下セラレタルキニ爲  
ス本案前ノ判決

以上二個ノ判決ニ對シテ控訴ヲ爲スコトヲ得ヘシ而シテ其二個ノ判決  
カ區裁判所ナルトキハ地方裁判所ニ控訴ヲ爲シ地方裁判所ナルトキハ  
控訴院ニ控訴ヲ爲スニアリトス  
元來控訴ハ判決ノ全体即チ全部ニ對シテ爲スモノナレハ別ニ明ラカニ  
之ヲ限ラサルトキハ全部ト看做ス(二五一)例ヘハ重禁錮ト罰金ト監視ト  
ノ刑ヲ言渡サレタルモノ控訴スルトキハ刑ノ總テニ對シテ不服アルモ  
ノトシテ控訴ノ裁判所ハ裁判スルモノトス然レトモ罰金ニ對シテノミ  
控訴スルトキハ之レ判決ノ一分ニ限リタルモノニシテ其時ハ之レカ一  
分タルヲ明ラニ爲ササルヘカラス又竊盜ヲ爲シタリシカ兇器ヲ携帯  
セスト控訴スルカ如キ之レ竊盜罪ノ一分ニ付キ不服ヲ唱フルニ外ナラ

サルモノト知ルヘシ

第二節 控訴申立ノ事

控訴ヲ爲スニハ附錄第三十八號ノ如ク申立書ヲ原裁判所即チ不服ノ判  
決ヲナシタル裁判所ニ差出スモノトス(二五三)

右控訴ノ申立ヲ爲スヘキ期間ハ控訴スヘキ判決言渡アリタル日ヨリ五  
日トス若シ欠席判決ヲ受ケタル者ニシテ故障ヲ爲サス直チニ控訴スル  
トキハ故障ノ期間内即チ罰金以下ノ刑ヲ言渡シタル判決ナレハ其送達  
ヨリ三日又禁錮ノ刑ヲ言渡シタル判決ナレハ被告人自ラ其送達ヲ受ケ  
又ハ判決執行ニ因リ刑ノ言渡アリタルコトヲ知リタル日ヨリ三日トス  
(三五二、三五九)

若シモ右ノ期間ヲ經過シタル控訴ノ申立ハ之ヲ棄却セラル故ニ不服ナ  
レハ抗告ヲ爲ス可シ附錄第三十九號ノ如ク(二五五)

第三節 控訴審判手續ノ事

○控訴申立ノ事 ○控訴審判手續ノ事



控訴ニ付テノ審判手續ハ地方裁判所ニ於ケル第一審ノ審判手續ト同一ニシテ之ヲ適用スルモノトス(二五八ノ一)  
只控訴ノ裁判所ニ於テハ訴訟關係人ニ對シ呼出狀ヲ發シタル後其裁判ニ取掛ルヘク又呼出狀ハ出頭ノ日ト送達ノ日トノ間少ナクモ二日ノ猶豫ヲ與ヘテ準備セシム(二五七)

審理中第一審ニ於テ訊問セシ證人又ハ鑑定ナシタル鑑定人ハ控訴ニ於テモ亦呼出ヲ請求スルヲ得ヘキモノナレトモ控訴ノ裁判所ニ於テハ之ヲ必要ナラスト認ムルルキハ之ヲ呼出ササルヲアルヘシ(二五八ノ二)

#### 第四節 附帶控訴ヲ爲ス事

附帶控訴トハ相手方ノ控訴セシモノニ對シテ自己モ亦控訴ヲ爲スモノニシテ例ヘハ檢事ヨリ事實ノ認定ヲ誤リタル判決ナリトシテ控訴ヲナシタルニ之レニ對スル相手方ナル被告人ハ法律ノ適用ヲ誤リタルモノニシテ事實ハ相違ナシ依テ改正ヲ求ムト控訴ニ隨從シテ控訴ヲナスモ

ノチ云フ而シテ附帶控訴ハ本控訴ニ付從スルモノナレハ必ラス其本控訴ノ判決アルマテニ申立ツルヲ注意ス可シ茲ニ於テ附帶控訴ノ利益ハ控訴期間ヲ經過スルモノト雖モ控訴シ得ヘキコト是レナリ之レ前ニ本件ニ付キ控訴ヲ爲シテ繫屬セシモノアルカ故ナリトス(二五九)

#### 第五節 控訴ノ判決ノ事

控訴裁判所ニ於テ判決スルハ左ノ二個ニ大別セリ

##### 第一 棄却判決

##### 第二 原判決ヲ取消ス判決

右第一ハ棄却判決ハ左ノ場合ニ爲スニアリ

- 一、控訴ノ申立カ期間經過ノ後ニ係ルトキ(二六〇)
  - 二、控訴ヲ理由ナシトスルトキ(二六一ノ一)
- 又第二ハ原判決ヲ取消ス判決ハ左ノ場合ニ爲スニアリ
- 一、控訴ヲ理由アリトスルトキ但此時ハ更ニ控訴裁判所ニ於テ判決



スルモノト知ルヘシ(二六一ノ二)

二、原裁判所ノ管轄違ナルコトヲ認メタルトキ但此時ハ檢事ニ交付セラルルモノト知ルヘシ(二六二ノ一)

三、原裁判所ニ於テハ其管轄ナルニモ係ハラス管轄ニアラスト言渡シタルトキ但此時ハ其裁判所ニ差戻シ更ニ審判セシムルモノト知ルヘシ(二六二ノ二)

以上第二ノ場合ニ於テ區裁判所ノ判決ヲ地方裁判所ニ於テ控訴ノ判決ヲ爲シタルトキ其事件カ自己ノ管轄ナルトキハ別ニ檢事ニ交付スルヲナクシテ更ニ其事件ニ付キ第一審ノ判決ヲ爲スヘク又其重罪事件ニシテ未タ豫審ヲ經サルモノナルキハ豫審判事ニ送付シ若シ已ニ豫審ヲ經タル事件ナルキハ更ニ重罪事件トシテ裁判スヘキ旨ノ決定ヲナシ受命判事ヲシテ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スニアリトス(二六三、二四一)

之ニ反シ控訴院ニ於テ地方裁判所カ輕罪ナリト判決シタル事件ヲ重罪ナリトスルキ又ハ其事件ヲ重罪ナリトシテ主タル控訴又ハ附帶控訴アリタルトキハ其公判ヲ止メ更ニ重罪事件トシテ裁判スル旨ノ決定ヲナシ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシムヘク其受命判事ハ豫審判事ト同一ノ職務ヲ爲スヘキモノト知ルヘシ斯ノ如ク重罪事件トスルコ依リ被告人ハ辯護人ヲ選任セサルヘカラス若シモ之カ選任セサルトキハ下調ヲナシテ裁判長ノ職權ヲ以テ辯護人ヲ選任セラルルニアリ(二六四)

元來控訴ヲ爲スハ第一審ノ判決カ自己ニ不利益ナル結果ヲ生スルカ故ニ之レカ改正シテ第一審ヨリ輕キ刑又ハ無罪ヲ言渡サレゾチ希望スルニアリテ決シテ重ク不利益ノ結果ヲ得ントスルニアラサルナリ故ニ被告人辯護人又ハ法律上代理人ノミ控訴ヲナシタルキハ原判決ヲ變更シテ被告人ノ不利益ト爲スヲ許ササルモノトス然レトモ檢事ノ控訴



ヲ爲スニ於テハ之ニ反スルコトアリ即チ檢事ハ公益ノ爲メニシテ之レカ維持スル爲メニアレハ被告人ノ地位ト正反對トナルニアレハ檢事ノ控訴ノ正當ナルトキハ被告人ノ不利益ナル地位ニ陥ルコト勿論ナリ尤トモ檢事ハ已ニ説キシカ如ク公益ヲ維持スルノミナラス併セテ被告人ヲ保護スル任ナレハ或ハ被告人ニ於テ控訴セサルトキハ被告人ノ利益ノ爲メ控訴ヲ爲スコトアルヘシ然ルトキハ被告人辯護人法律上代理人カ控訴ヲ爲シタルト同シク被告人ノ不利益ナル判決ヲ爲スコト許ササルモノトス以上何レモ被告人ノ利益トナルニ外ナラサルモノトス(二六五)

### 第六節 欠席判決ノ事

欠席判決ヲ爲スニ付テハ第一審ト大ニ其趣キヲ異ニス即チ第一審ニ於テハ第八章第十三節ニ於テ示セルカ如ク數多ノ手續ヲ要スト雖モ控訴ニ付テハ只申立人ノ出頭セサルトキト否トニ付テ區別ヲ立テタルノミ故ニ控訴申立人出頭セサルトキハ欠席判決ヲ以テ棄却スルモノトス之

レ出頭セサルハ控訴權ヲ拋棄シタルモノト看做シタルヲ以テナリ又相手方出頭セサルトキハ申立人ノ意見ヲ聽キ相當ノ欠席判決ヲ爲スニアリ而シテ茲ニ記臆スヘキコトハ申立人ト相手方ト是レナリ此二語ハ皆被告人ヲ指示スルモノトス何ントナレハ檢事カ欠席スルコトナシ蓋シ檢事ハ各裁判所檢事局ニ日々出勤スルモノナレハ出頭セサルト云フコトナシ故ニ申立人出頭セサルトハ被告人カ控訴ヲ申立タルキニ其被告人カ出頭セサルキヲ云フニアリ又相手方出頭セサルトキトハ檢事カ控訴ヲ申立テ被告人カ相手方ト爲リタル場合ヲ示スニアリ即チ相手方タル被告人カ出頭セサルトキハ裁判所ハ申立人タル檢事ノ意見ヲ聽キ欠席判決ヲナシ申立人タル被告人ノ出頭セサルトキハ裁判所ハ相手方タル檢事ノ意見ヲ聽クコトナクシテ棄却ノ欠席判決ヲ爲スニアリトス(二六六)

### 第七節 輕罪控訴ニ付キ保證金ノ事

輕罪事件ニ付キ控訴ヲ申立テントセハ裁判費用ノ保證トシテ金十圓ヲ



豫約セサルヘカラス(明治十八年一月六日第二號布告三)故ニ保證金ハ控訴ヲ爲スノ一要件ナレハ假令申立ヲ爲スモ保證金ヲ豫納セサレハ控訴ハ成立セサルニアリ

裁判費用トハ公訴ニ關スル費用ニシテ彼ノ證人鑑定人等ノ日當、旅費及ヒ報酬金立替金等ヲ云フ斯ノ如ク保證金ヲ豫納セシムルハ蓋シ控訴ヲ爲シテ費用ヲ要スルニ當リテ之ヲ償フヲ得サルモノアリ然レハ官ニ於テ負擔セサルヘカラサルノ結果ト爲ル且名ヲ控訴ニ借リテ處刑ノ遲滯ヲ謀リ又ハ逃亡ヲ爲シ證據湮滅ヲ爲ス徒アルヲ以テナリ

證人鑑定人ノ呼出ヲ請求スルキハ前ノ保證金ヲ以テ之レニ充ツルモノナレハ若シモ十圓ニテ不足ト認ムルキハ別段呼出費用ヲ豫納スヘシ(同上四)

保證金ハ裁判ノ費用ヲ保證スル性質ヲ有スルモノナルヲ以テ控訴判決後ハ之ヲ取戻スモノトス故ニ附錄第四十號ノ如ク請求書ヲ差出ス可シ

第八節 重罪控訴ニ付キ保證金ノ事

重罪控訴ニ付テモ亦輕罪控訴ト同シク裁判費用ノ保證トシテ金二十圓ヲ豫納スヘシ(明治二十三年二月八日法律第七號二)而シテ輕罪ト其額ヲ異ニスル罪ノ重キニ之レ依ルモノト知ル可シ左レハ保證金ハ控訴ヲ爲スニ付テノ一條件ナレハ此金ナクテハ控訴スルモ其効ナシトス尤トモ保證金ノ免除ヲ得タル人ハ格別タリ(同上六)

重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者貧困ニシテ保證金ヲ豫納スル能ハサルトキハ控訴ノ申立ト同時ニ附錄第四十一號ノ如ク保證金ノ免除ヲ請求スヘシ(同上二)其請求ヲ爲シタル日ヨリ十四日內ニ控訴ノ趣意書ト共ニ裁判費用支辨ノ資力ナキコトヲ證スヘキ附錄第四十二號ノ如キ證明書ヲ差出スヘシ尤トモ十四日內トハ海陸三里未滿ノ住所ヨリ云フモノニシテ三里以上八里未滿ハ一日ノ猶豫ヲ加ヘテ十五日內トシ以上ハ里毎ニ一日ノ猶豫ヲ加ヘテ差出日限ヲ延長ス之レ往復ニ日子ヲ費ヤスカ爲メ



ナリ(同上三)

少シク注意ヲ要スルモノアリ元來控訴ニハ申立ノミニシテ別ニ其他書面ヲ要スルコトナシ然ルニ茲ニハ趣意書ヲ差出スノ明文アリ蓋シ例外タリ何ントナレハ保證金二十圓ヲ差出スニ於テハ其控訴申立カ不當ナルト正當ナルトヲ問フノ要ナケレトモ保證金ノ免除ヲ爲スニ於テハ果シテ控訴カ正當ナルヤ否ヤヲ勘査セラルヘカラス然ラサレハ徒ラニ控訴ヲ許スモ不當ナルトキハ免除ヲ許シタルノ効ナクシテ手數ヲ煩スニ過キス故ニ免除ヲ爲スト否トハ控訴ノ事由ノ當否ニ之レ依ルモノトス左レハ例外トシテ控訴ノ趣意ヲ申立サシメ控訴院ハ之レカ當否ヲ決定シテ控訴ノ事由ナキカ又ハ事由アルモ實地利益ナキトキノ如キハ別ニ免除ヲ與ヘサルモノトス(同上五)

保證金ヲ差出シタルモノニシテ證人鑑定人ノ呼出ヲ請求シタルモ保證金ニテ不足ト認ムルトキハ別段其費用ヲ豫納スヘキハ輕罪控訴ノ場合

ト同一ナリトス(同上七)

### 第十二章 上告

#### 第一節 上告ヲ爲シ得ヘキ事件ノ事

上告ヲ爲シ得ヘキ事件ハ左ノ如シ(二六七、一八七)

- 第一 地方裁判所又ハ控訴院ノ第二審ニ於テ爲シタル本案ノ判決
- 第二 地方裁判所又ハ控訴院ノ第二審ニ於テ管轄違又ハ公訴受理ス可カラサル申立ヲ却下シタルトキ即チ本案前ノ却下判決

ナリトス而シテ上告ハ總テ第二審ニ對スルヲ以テ主トセルハ即チ法律ノ改正ヲ求ムルニアリテ第三審タリ故ニ地方裁判所ノ第二審ノ判決ハ控訴院ニ上告ヲナシ控訴院ノ第二審ノ判決ハ大審院ニ爲スニアリトス以上ノ事ハ已ニ第一編管轄ノ部ニ於テ詳記セシヲ以テ今亦更ニ説明セ

#### 第二節 上告ヲ爲スヘキ裁判ノ事

○上告ヲ爲シ得ヘキ事件ノ事○上告ヲ爲スヘキ裁判ノ事



上告ハ控訴ノ如ク事實及ヒ法律ニ付テ覆審ヲ爲スモノニアラス只法律ニ違背シタル裁判ナルコトヲ理由トスルキニ限り之ヲ爲スコトヲ得ヘキモノトス蓋シ事實ノ如キハ際限ナキヲ以テ第二審ニ止メ法律ハ之ヲ第三審マテ及ホシ統一ヲ計ルコアリトス而シテ只法律ニ違背シタルモノニ限り之ヲ爲スト云ヘハ如何ナルモノカ法律ニ違背セシヤ未タ知ルヘカラス故ニ法律ハ之ヲ明記シテ法則ヲ適用セス(一)不當ニ適用シタル(二)ノ二個ヲ認メタリ(二六八)然レトモ尙ホ之レカ小區別ヲ立テサレハ如何ナルモノカ法則ヲ適用セサルニ該ルカ又ハ法則ヲ不當ニ適用シタルモノニ該ルカ知ルヘカラサルヲ以テ左ノ數種ノ裁判ハ常ニ法律ニ違背シタルモノト法律ハ認メタリ(二六九)

第一 規定ニ從ヒ判決裁判所ヲ構成セサリシトキ(例ヘハ三人合議裁判ナルニ二人ヨリ出廷セス又ハ職務ヲ停止セラレタル判事出廷スルキノ如シ)

第二 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラレタル判事裁判ニ參與シタルトキ但忌避ノ申請又ハ上訴ヲ以テ除斥ノ理由ヲ主張シタルモ其効ナカリシトキハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス(例ヘハ被告人ノ兄カ判事ナルキ又ハ列席ノ判事カ被害者ナルキノ如シ)

第三 判事忌避セラレ其忌避ノ申請ヲ理由アリト認メタルニ拘ハラズ裁判ニ參與シタルトキ

第四 裁判所ニ於テ其管轄又ハ管轄違テ不當ニ認メタルトキ(例ヘハ管轄ニアラサルモノヲ管轄ナリトシテ裁判シ管轄ナルコト管轄ニアラストシテ棄却スルカ如シ)

第五 法律ニ背キ公訴ヲ受理シ又ハ受理セサルトキ(豫審判事ニ於テ現行犯コアラサルモノヲ檢事ノ起訴ナキニ豫審ニ取掛リ又ハ告訴ノ拋棄ナキニ親告罪ニ付テ公訴ヲ受理セスト云フカ如シ)

第六 法律ニ定メタル場合ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽カサルトキ(豫審判



事ノ終結ニ付キ檢事へ廻サス公判判事ノ手續上ニ付キ異議ノ申立  
アルニ檢事ノ意見ヲ聽カス裁判シタルカ如シ)

第七 裁判所ニ於テ請求ヲ受ケタル事件ニ付キ判決ヲ爲サス又ハ職  
權ヲ以テ判決スルコトヲ得ヘキ場合ヲ除ク外請求ヲ受ケサル事件  
ニ付キ判決ヲ爲シタルトキ(例へハ竊盜ノ公訴アリタルニ竊盜ニ付  
テハ何等ノ判決ヲ爲サス又附帶犯罪ニアラサル事件ニシテ公訴外  
ノ判決ヲナシタルトキノ如シ)

第八 判決ヲ公行セス又ハ公開ヲ禁スル言渡ナクシテ辯論ヲ公ニセ  
サルトキ

第九 裁判ニ理由ヲ付セス又ハ其理由ノ齟齬アルトキ(例へハ竊盜罪  
アルニ付キ重禁錮一年ニ處スト云ヒテ事實及ヒ法律ノ理由ヲ付セ  
サルトキ又ハ事實ノ理由ハ詐欺取財ニシテ法律ノ理由ハ委託金費  
消ノ如キトキノ如シ)

第十 擬律ノ錯誤アルトキ(例へハ刑法上明文ニ竊盜ハ二月以上四年  
以下ノ重禁錮ナルニ判決主文ニ於テ六年ノ重禁錮ニ言渡シタルカ  
如ク又附加刑ナキ罪ニ附加刑ヲ付シタルカ如シ)

以上上告シ得ヘキ裁判ナレトモ免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於  
テ左ノ二個アル時ハ之レ或ハ法則ニ違背セルカ如シト雖モ上告ヲ爲ス  
トテ許サス

第一 被告人ノ利益ノ爲メ設ケタル規定ニ背キタルコト(例へハ公判  
ノ最終ニ發言セシメス又ハ重罪事件ニ付キ辯護人ナキトノ如シ)

第二 土地ノ管轄違アルトキ

以上ハ何レモ被告人ニ於テ結果上不利利益ナルトナシ殊ニ公益ヲ害スル  
トナケレハ上告シテ反テ不利利益トナルヲ以テ初メヨリ上告ヲ許ササル  
ニアリトス(二七〇)

### 第三節 上告申立ノ事



上告ノ申立ハ判決言渡アリタル日ヨリ三日内ニ申立書ヲ原裁判所ニ差出スヘキモノトス附録第四十三號ノ如シ此申立アルトキハ判決ノ執行ヲ停止セラル、コハ勿論タリ(二七一、二七二、二七三ノ一)

上告ハ控訴ト異ナリ只申立書ノミヲ以テ爲スニアラス其上告申立ヲ爲シタル日ヨリ五日内ニ上告スヘキ趣意書ヲ差出スヘシ附録第四十四號ノ如シ而シテ裁判所ハ上告申立書及ヒ趣意書ヲ一方ヨリ受取リタルヨリ二十四時内ニ之ヲ相手方(檢事上告セハ被告人ニ被告人上告セハ檢事ニ)送達シ次節ノ答辯書ヲ差出サシムルニアリトス(二七三ノ一及ヒ二)以上期間ヲ經過シタル上告ハ之ヲ棄却セラルルモノト知ルヘシ尤トモ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得ヘシ附録第四十五號ノ如シ(二七六)

第四節 上告ノ答辯書ノ事

上告ハ申立人ヨリ趣意書ヲ差出シテ以テ上告ノ主旨ヲ明瞭ナラシムルニアリ之ニ對シテ被上告人タル相手方ノモノハ趣意書ヲ受取リタル日

ヨリ五日内ニ答辯書ヲ原裁判所ニ差出スコトヲ得ヘキモノトス(二七四ノ一)尤トモ答辯書ハ趣意書ノ如ク必ラス差出スヘシト云フ命令ニハアラス差出スト否トハ本人ノ自由タリ附録第四十六號ノ如シ答辯書ハ裁判所ヨリ上告申立人ニ送達アルヘシ(二七四ノ二)

第五節 附帶上告ヲ爲ス事

上告ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶上告ヲ爲スコトヲ得ヘシ之レ控訴ノ附帶ト同一ノ理由トス(二七八)

第六節 上告審理手續ノ事

上告申立人及ヒ相手方ハ辯護士ヲ差出スコトヲ得ヘシ之レ輕罪事件ニ付テ辯護士ヲ差出スト同一ノ手續ナリ其場合ハ附録第四十七號ノ如ク届書ヲ差出スヲ以テ足ル其重罪事件ナルトキニ於テ本人ヨリ辯護士ヲ選任セサルトキハ控訴院長(大審院長)ハ其所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任シテ付ス之レ普通ノ重罪事件ニ於テ下調ヲ爲スルノ手續ノ如シ(二七九)辯



護士トハ現今代言人ヲ云フ

上告ニ付テハ代言人ニアラサルモノヲ以テ辯護セシムルヲ許サス蓋シ法律上ノ見解ナルヲ以テ法律ヲ知ラサルモノハ之ヲ行フコトヲ得サルヲ以テナリ

上告申立人及ヒ相手方ハ先キニ上告趣意書又ハ答辯書ヲ差出アリト雖モ開廷マテハ何時ニテモ其趣意ヲ擴張スル爲メ辯明書ヲ差出スヲ得ヘシ此時ハ原裁判所ニアラスシテ上告ノ裁判所ニ差出スニアリトス(二八一)

開廷前三日ニ裁判所書記ヨリ期日ヲ辯護士ニ報知スルモノナリ故ニ上告ハ本人ノ出頭ヲ要セス若シモ辯護士ヲ差出ササルトキハ其儘ニテ判決セララルモノトス(二八二、二八四)

審判手續ハ開廷ノ日ニハ受命判事先ツ報告書ヲ朗讀ス(二八三)

檢事及ヒ辯護士ハ各其趣意ヲ辯明ス

其他ノ手續ハ別段異ナルヲナシト知ルヘシ彼ノ事實審判ノ如ク被告人カ事實ヲ陳述スルカ如キ證人鑑定人ヲ要スルカ如キ檢事カ辯論スルカ如キトハ一切ナシ只其認メタル事實ニ對シ法律ノ適用ノ正否ヲ鑑査スルニ外ナラサルヲ以テ事實上ノ事ニ付テハ決シテ搜索セサルモノト知ルヘシ

### 第七節 上告判決ノ事

上告ノ判決ニハ左ノ區別アリトス

第一 棄却ノ判決

第二 破毀ノ判決

第二ノ判決ヲ區別シテ

- 一、單ニ破毀スルノミノ判決
- 二、破毀シテ他ノ裁判所ニ移スノ判決
- 三、破毀シテ直チニ爲ス判決



以上第一ノ判決ハ左ノ事由ニ依ルルニ爲スニアリ(二八五)

イ、上告ノ理由ナキトキ

ロ、法律上ノ方式及ヒ期間内ニ於テ起ササルトキ

第二ノ判決ハ一ノ判決ハ左ノ事由ニ依ルトキニ爲スナリ

イ、公判ノ手續規定ニ背キタルコトアリト雖モ其後ノ手續ニ利害ヲ

及ホササルトキ(此場合ニ於テハ止タ其手續ヲ破毀スルノミ)(二八

八)

第二ノ判決ハ二ノ判決ハ左ノ事由ニ依ルトキニ爲スモノトス(二八六)

イ、上告ヲ理由アリトスルトキ(此時ハ原裁判所ニ接近シタル同等ノ

裁判所ヲ指定セラルルモノトス)(二九〇)

第二ノ判決ハ三ノ判決ハ左ノ事由ニ依ルトキニ爲スモノトス(二八七)

イ、擬律ノ錯誤アリシトキ

ロ、法律ニ背キ公訴ヲ受理セシトキ

以上ノ場合ハ判決ヲ破毀シ他ノ裁判所ニ移スヲナク上告ノ裁判所ニ於テ直チニ判決ヲ爲スニアリトス

以上何レノ判決ニ於テモ一分ノ上告アリシト雖モ他ノ部分ニ關係アルトキハ其部分ヲモ破毀ス又擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因リ被告人ノ利益ノ爲メニ判決ヲ破毀シタルトキハ其利益ハ上告ヲ爲ササル共同被告人ニモ及ホスヘシ例ヘハ甲乙丙ノ三人竊盜ヲ爲シ公訴ヲ受ケタルニ其中一人甲ノミ上告ヲナシタルニ上告裁判所ハ已ニ時効ニ罹リタルヲ以テ公訴受理スヘカラサルモノナリト判決セリ元來ハ判決ハ甲ノミニ効アルモノナレトモ此時ハ乙丙モ亦放免セラルルモノトス之レ利益ノ爲メノ破毀ニシテ一件皆公訴ヲ受理セラレサルモノナルカ故ナリトス(二八九)

又假令上告ヲ爲スモ原判決ヲ變更シテ被告人ノ不利益ト爲スヲナシ然レトモ檢事ノ上告ニ係ルルハ此ニ限ラサルモ其檢事ニ於テモ亦被告人



ノ爲メニ爲ス上告ナレハ被告人ノ不利益トナルヲナシトス(二九一、二六五)  
上告判決ニハ欠席ノ判決ナシト知ルヘシ元來上告ハ被告本人ノ出頭ヲ必要トセサルモノナレハ欠席ノ有無ハ判決ヲ爲スニ付テ少シモ影響ヲ及ホササルニアリトス

### 第八節 非常上告ノ事

非常上告ヲ爲ス事件ハ左ノ如シ

第一 法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シタルキ

第二 相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタルトキ

而シテ非常上告ハ第一審裁判所ト第二審裁判所トヲ問ハス常ニ上訴期間内ニ上訴スルヲナクシテ其判決ノ確定シタルモノニアラサレハ爲スヲ許サズ又之レカ上告ヲ爲スハ被告人、辯護士、法律上代理人及ヒ第一審又ハ第二審ノ裁判所ノ檢事等ニハアラス必ラス上告ヲ受クル權アル

裁判所ノ檢事ナリトス何ントナレハ被告人等及ヒ右ノ檢事ハ第一審又ハ第二審ノ判決ヲ甘受シ敢テ不滿ノ點ナキヲ以テ後日前述ノ第一第二ノ事實發覺スルモ如何トモスルヲ得ス只檢事ハ上告ヲ受クル裁判所ノ檢事又ハ司法大臣ニ上申スルニ過キサルモノト知ルヘシ左レハ被告人等ヨリハ一切非常上告ヲ爲ス權ナシト知ルヘシ  
上告裁判所ハ非常上告ヲ理由アリトスルキハ原判決ヲ破毀シ直チニ判決ヲ爲スモノトス(二九二)

### 第十三章 抗告

#### 第一節 抗告ヲ爲ス事件ノ事

抗告ヲ爲スヲ得ヘキ事件ハ法律ニ於テ特ニ許サレタル場合ニ限レルモノトス即チ左ノ如シ(二九三)

第一 判事裁判所書記ヲ忌避シタル申請ニ對シ不當ナリト決定セラレタルキ(四二、民訴三八)



- 第二 證人ニ於テ正當ノ事由ナクシテ不參シタルニ依リ費用ノ賠償及ヒ罰金ヲ言渡サレタルキ(一一八)
- 第三 證人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ供述ヲ肯セサルニ依リ刑法第百八十條ニ從ヒ罰金ヲ言渡サレタルキ(一二六)
- 第四 證人ノ供述ヲ確實ナラシムル爲メ犯所又ハ其他ノ場所ニ同行ヲ肯セサルニ依リ費用ノ賠償及ヒ罰金ヲ言渡サレタルキ(一二八)
- 第五 鑑定人ニ於テ正當ノ事由ナクシテ不參シタルニ依リ費用ノ賠償及ヒ罰金ヲ言渡サレタルトキ(一三六)
- 第六 鑑定人宣誓ヲ旨セス又ハ宣誓シテ鑑定ヲ肯セサルニ依リ刑法第百七十九條ニ從ヒ罰金ヲ言渡サレタルトキ(一三八)
- 第七 鑑定人ノ供述ヲ確實ナラシムル爲メ犯所又ハ其他ノ場所ニ同行ヲ肯セサルニ依リ費用及ヒ罰金ヲ言渡サレタルトキ(一三六)
- 第八 豫審終結ノ決定ニ依リ重罪公判ニ付スル言渡アリタルトキ(一

七二

- 第九 控訴ノ申立ヲ爲シタルニ原裁判所ニ於テ期間ノ經過セシ故ヲ以テ其申立ヲ棄却セラレタルトキ(二五五)
- 第十 上告ノ申立ヲ爲シタルハ原裁判所ニ於テ期間ノ經過セシ故ヲ以テ其中立ヲ棄却セラレタルトキ(二七六)
- 第十一 刑ノ言渡ヲ受ケタル者其言渡ニ付疑義ノ申立又ハ其執行ニ付異議ノ申立ヲ爲シタルニ依リ不服ナル決定セラレタルトキ(三二二)

第二節 抗告ヲ申立ル事

以上刑事訴訟法中散見セシ抗告ヲ爲スコトヲ得ヘキ場合ヲ列記シタリ其他ハ一切抗告ヲ爲スコトヲ許ササルニアリ

抗告ハ裁判ノ送達アリタル日ヨリ三日トシ(二九五)其期間内ニ直近ノ上級裁判所宛(二九四)ヲ以テ原裁判ヲ爲シタル裁判所又ハ豫審判事ニ抗告



申立書ヲ差出スモノトス尤トモ右申立書ヲ差出シタル後原裁判所又ハ豫審判事ニ於テ抗告ヲ正當ナリトセハ不服ノ點ヲ更止スヘケレトモ若シ抗告ノ理由ナキモノトセハ意見書ヲ付シテ抗告裁判所ニ差廻スヲ以テ成規トス(二九六)

抗告裁判所ノ裁判ニ對シテハ抗告ノ申立人ヨリハ更ニ抗告スルヲ得サルモノトス(二九四ノ二)此抗告裁判所トハ即チ直近ノ上級裁判所ニシテ區裁判所ヨリハ地方裁判所ヲ云ヒ地方裁判所ヨリハ控訴院ヲ云ヒ控訴院ヨリハ大審院ヲ云フ

### 第三節 抗告ヲ裁判スル事

抗告ノ裁判ハ抗告裁判所ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽キ書類ニ依リテ爲スチ原則トス(二九七)

豫審終結ノ決定ニ對スル抗告アルキ必要ナリトスルキハ抗告裁判所ハ受命判事ヲシテ事件ノ取調ヲナシ報告ヲ爲サシムルヲアルヘク其受命

判事ハ豫審ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得ヘキモノトス(二九八)

抗告ノ裁判ハ二種アリテ左ノ如シ

#### 第一 抗告ヲ棄却スル裁判

#### 第二 原裁判ヲ取消シテ更ニ裁判スル裁判

第一ハ場合ハ左ノ種々ノ理由ニ依ルモノトス(二九九、三〇〇)

- 一、抗告ヲ詐スヘキモノニアラサルトキ
  - 二、抗告ノ期間内ニ申立ヲ爲ササルトキ
  - 三、抗告ノ理由ナキトキ
- 第二ハ場合ハ只左ノ一アルキニ爲スナリ(三〇〇)
- 一、抗告ノ理由アリタルトキ

### 第十四章 再審

#### 第一節 再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ事件ノ事

再審ノ訴トハ不當ナル裁判ヲ確定後更正スル爲メ上告裁判所ニ訴フル

○抗告ヲ裁判スル事○再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ事件ノ事



モノヲ云フ故ニ再審ノ訴ニハ左ノ四個ノ條件ヲ必要トス(三〇一)

第一 重罪、輕罪ノ刑ノ言渡ニ對スルコト但違警罪ハ輕微ニシテ取テ他ノ罪ノ如ク大ナル名譽ヲ毀損シ自由ヲ害セラレタルニアラサレハ之ヲ許ササルコアリ

第二 被告人ノ利益ノ爲メナルコト

第三 判決ヲ確定シタルモノナルコト但シ未確定ナレハ上訴ノ途アレハナリ

第四 法律上定メタル裁判錯誤ニ限ルコト但明文ナキモノハ如何ナル理由アルモ再審ヲ許ササルモノトス

以上四個ノ中第四ノ場合ハ左ノ六個ニ外ナラス

其一 人ヲ殺シタル罪ニ付キ刑ノ言渡アリタルモ其殺サレタリト認メラレシ者犯罪ノ後生存シ又ハ犯罪前己ニ死去シタル確證アリタルトキ

其二 同一ノ事件ニ付キ共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ

其三 犯罪アル以前ニ作リタル公正證書ヲ以テ當時其場所ニ在ラサルコトヲ證明シタルトキ(公正證書トハ相當官吏ノ作リシ調書又ハ其面前ニ於テ署名捺印セシ證書又ハ記録等ヲ云フ)

其四 被告人ヲ陷害シタル罪ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ

其五 公正證書ヲ以テ訴訟記録ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ證明シタルトキ

其六 判決ノ憑據ト爲リタル民事上ノ判決他ノ確定ト爲リタル判決ヲ以テ廢棄若クハ破毀セラレタルトキ(例ハ姦婦ハ有夫ノ婦タルコト民事上ノ判決ニ因リテ證明セラレ爲メニ姦通罪ヲ以テ刑ヲ言渡サレタリ其後他ノ判決ニ因リ姦婦ハ未婚ノ婦タルコトヲ證明シ



其判決確定シタルキハ前ノ有夫ノ婦タル民事上ノ裁判ハ廢棄若クハ破毀セラレ全ク無効ノ判決トナルヘシ此場合ニ於テハ姦通罪ヲ以テ罰セシ證據タル民事上ノ判決ハ無効ナレハ即チ原因ナキ刑事ノ判決トナルヲ以テ其刑ノ言渡ハ錯誤ナリト云ハサルヘカラス故ニ再審ヲ許スヘシ

### 第二節 再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ人々ノ事

再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ人々ハ先ツ檢事ナレトモ之レ別ニ説クノ要ナシト雖モ民間ニ在テハ左ノ人々ナリトス(三〇二)

第一 刑ノ言渡ヲ受ケタル者

第二 刑ノ言渡ヲ受ケタル者死去シタルトキハ其親屬

以上再審ノ訴ヲ爲スハ元來被告人ノ利益ノ爲メナレハ被告人及ヒ之レニ關係ノ多キ親屬ニ於テ爲スヘキヲ以テ正當ナリトス

### 第三節 再審ノ訴ヲ爲ス手續ノ事

再審ノ訴ハ刑ノ消滅シタルト否トヲ問ハス何時ニテモ爲スコトヲ得ヘシ(三〇三)之レ他ノ訴ト異ナル處タリ

再審ノ訴ヲ爲サントスル者ハ附錄第四十八號ノ如ク趣意書ニ原判決文ノ謄本及ヒ證據書類ヲ添ヘ之ヲ原裁判所ニ差出スヘキモノトス(三〇四)

### 第四節 再審ノ判決ノ事

上告裁判所(控訴院又ハ大審院)ニ於テハ受命判事ノ報告及ヒ檢事ノ意見ヲ聽キ判決スルモノナリ而シテ其判決ニ二種アリ(三〇六)

第一 原判決ヲ破毀シテ再審セシメタル言渡

第二 原判決ヲ破毀スルノミノ言渡

第三 棄却ノ言渡

以上第一ハ言渡ハ再審ノ原由アルコトヲ認メタルキニシテ原判決ヲ破毀シテ訴ニ付キ再審ヲ爲スヘキコトヲ言渡シ其事件ヲ原裁判所ト同等ノ他ノ裁判所ニ移スニアリ此時其移サレタル裁判所ハ通常ノ如ク審判スル

○再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ人々ノ事 ○再審ノ訴ヲ爲ス手續ノ事 ○再審ノ判決ノ事



モノトス(三〇七)  
 第二、言渡ハ死者ノ親屬ヨリ訴テ爲シタルモシテ再審ノ原由アルト  
 キハ他ノ裁判所ニ移サスシテ原判決ヲ破毀スルノミ之レ被告人トシテ  
 立ツモノナケレハナリ(三〇八)  
 第三、言渡ハ再審ノ原由ナキモノト認メタルニ於テ言渡スモノトス  
 右判決ニ於テ無罪ノ言渡ヲ受ケタルモ又ハ破毀ノ言渡ヲ受ケタルモハ  
 刑ノ言渡ヲ受ケタル名譽ヲ回復セシメサルヘカラス其方法ハ裁判所ノ  
 門前又ハ四通八達ノ揭示場ニ揭示シテ以テ名譽ヲ復サシムルニアリト  
 ス(三〇九)

第十五章 裁判執行

第一節 刑ノ執行ヲ受クル事

刑ノ執行ハ判決ノ確定後ニアラサレハ爲スコトヲ得サルモノトス(三一  
 七)而シテ確定セハ直チニ之ヲ執行ス但シ死刑ハ此限ニアラスシテ別ニ

下ニ説クヘシ(三一九)

又刑ノ執行ハ確定セハ直チニ監獄ニ於テ爲スコトヲ許サス必ラス刑ヲ  
 言渡シタル裁判所ノ檢事又ハ上告裁判所ヨリ命ヲ受ケタル裁判所ノ檢  
 事ノ指揮ニ因リ監獄吏執行スルニアリ(三二〇)  
 執行トハ未決勾留所ヨリ既決所ニ入レ衣服ヲ改メ事業ニ取掛リ即チ苦  
 役ニ就クヲ云フ總テ言渡サレタル刑ニ相當スル力役ヲナシ又ハ入獄ス  
 ルヲ云フ  
 刑ノ中罰金、科料ノ如キハ檢事ノ命令ニ依リ裁判所書記ヨリ徴收スルモ  
 ノトス其追徴金ト雖モ同一タリ(三二〇)  
 判決ハ確定トハ左ノ種々ニ別テリ

- 第一 控訴セサルトキハ第一審判決言渡ヨリ五日ノ後
- 第二 控訴シテ上告セサルトキハ第二審判決言渡ヨリ三日ノ後
- 第三 上告シタル時ハ第三審判決言渡ヨリノ後



ヨリシテ確定トナルヲ以テ通例タリ  
死刑ハ判決確定スルモ直チニ執行セズ司法大臣ヨリ死刑ヲ執行スヘシ  
トノ命令アリタルヨリ三日内ニ其執行ヲ爲スニアリ之レ死刑ナレハ一  
ニ鄭重ヲ要スルニ依ル(三一八)

死刑ノ執行ハ檢事、裁判所書記及ヒ監獄官吏立會ノ上爲シ裁判所書記ハ  
其始末書ヲ作り立會人ト共ニ署名捺印スルモノトス(三二一、刑一二)

### 第二節 刑ノ言渡及ヒ執行ニ付テノ異議申立ノ事

刑ノ言渡ニ付キ疑義ノ件アルキ又ハ刑ノ執行上ニ付キ異議アルトキハ  
何時ニテモ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ附録第四十九號ノ如ク申立ツ  
ルヲ得ヘシ而シテ其決定ニ對シテ尙ホ不服アルモノハ抗告ヲ爲ス  
ヲ得ヘキモノトス此事ハ已ニ抗告ノ部ニ於テ説キシニ依リ之ニ略ス(三  
二二)

## 第十六章 復権願ヲ爲ス事

復権ノ願ヲ爲サントセハ左ノ條件ヲ具ヘサルヘカラス

第一 公權ヲ剝奪セラレタル者即チ重罪ノ言渡ヲ受ケ執行ヲ爲シタ  
ルモノ

第二 主刑ノ終リタル日ヨリ五年ヲ經過セシコト

第三 刑ノ言渡ヲ受ケタル者生存スルコト

以上三條件ノ備ハリタルトキハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヨリ附録第五十  
號ノ如ク復権願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ司法大臣ニ宛テ現住ノ地ノ地方裁  
判所檢事ニ差出スヘキモノトス(三二四、三二五)

第一 判決ノ正本

第二 主刑ノ満期、特赦ト爲リ又ハ時効ノ成就シタルヲ證明スル書  
類

第三 假出獄及ヒ假ニ監視ヲ免セラレタル證書

第四 賠償及ヒ訴訟費用ヲ辨濟シ又ハ其義務ヲ免カレタル證書

○刑ノ言渡及ヒ執行ニ付テノ異議申立ノ事○復権願ヲ爲ス事



第五 過去、現在ノ住所及ヒ生計ヲ記載スル書類

トス而シテ如斯ナルヲ以テ假令以前ノ三條件ヲ具フルモ品行其他必要ノ取調即チ右ノ第四第五ノ事實有無取調ヘラレ之ニ反對スルキハ許可セラレサルコトアルヘキモノトス(三二六)

復権願ヲ却下セラレタルトキハ二年半ヲ尙ホ經過セサル以上ハ更ニ願出ツルヲ許サス(三二九)

復権願ノ裁可アリタルキハ裁可狀ノ謄本ヲ下付セラルルモノト知ル可シ(三三〇)

第十七章 特赦ヲ受クル事

特赦ハ犯人ヨリ願出ツヘキモノニアラス必ラス刑ノ言渡アリタル裁判所ノ檢事又ハ監獄署長ヨリ情狀ヲ具シ司法大臣ニ申立テラルルモノトス(三三一)

特赦ハ一ノ恩典ナリ故ニ必ラス犯人ノ行狀ニ依リテ得ルト否トアルヲ

以テ之レヲ得ントスルモノハ眞心悔悟シ他人ノ龜鑑トモナルヘキ様服役セサルヘカラサルコト勿論ナリトス

特赦ノ裁可アルトキハ其裁可狀ノ謄本ヲ犯人ニ下付セラルルモノト知ルヘシ(三三四)

第十八節 裁判費用ノ事

刑法ニ依レハ刑事ノ裁判費用ハ其全部又ハ幾分ヲ刑ノ言渡ヲ受ケタルモノニ於テ負擔セサルヘカラス依テ常ニ言渡サルルモノトス(刑四五) 其費用ノ計算方法ハ左ノ如シ(刑法附則四九)

第一 證人ノ日當ハ出頭一度ニ付金五十錢但止宿料ヲ給スルルキハ此日當ヲ給セス

第二 醫師鑑定人通辨人翻譯人ノ日當ハ出頭一度ニ付金五十錢乃至金五圓ノ内ニ於テ裁判所定ムノ所ニ依ル

第三 證人醫師鑑定人通辨人翻譯人ノ旅費ハ海陸滿一里ニ付キ金十



錢トス其通路兩線以上アルキハ最近ノ通路ニ依ル

第四 右ノモノ止宿料ヲ得ルニハ滿八里以外ノ地ヨリ來ルキニシテ  
一日金五十錢トス

第五 解剖舍密等ノ費用其他鑑定上必要ノ立替金

以上ノ裁判費用ハ犯人數名アルキハ之レカ連帶シテ辨償スヘキモノナ  
リ又犯人死亡スルトキハ其相續人ニ於テ辨償セサルヘカラサルモノト  
知ルヘシ(刑四七、刑法附則五三)何レニモセヨ辨償セサルトキハ民事ノ費  
用ト同シク強制執行ヲ命セラレ尙ホ辨償スルヲ能ハサルキハ家資分散  
ヲモ宣告セラレルモノトス

### 第三編 私訴

#### 第一章 私訴ノ性質

私訴トハ公訴ニ對スル詞ニシテ一私人ニ於テ自己ノ利益ノ爲メニ起ス  
所ノ訴ヲ云フ故ニ私訴ハ民事上ノ訴訟ニシテ其原因ノ犯罪ヨリ生スル

ヨリシテ私訴ノ名ヲ付シ公訴ニ附帶シテ刑事裁判所ニ訴フコトヲ許シ  
タルモノトス然レハ刑事訴訟法第二條ニ於テモ其意義ヲ示シ

私訴ハ犯罪ニ因リ生シタル損害ノ賠償、贓物ノ返還ヲ目的トスルモノ  
ニシテ民法ニ從ヒ被害者ニ屬ス

ト之ヲ分析セシニ私訴ノ原因ハ犯罪ニアリ犯罪アラサレハ私訴ナシ又  
私訴ノ目的ハ二個アリ曰ク損害ノ賠償曰ク贓物ノ返還是レナリ左ニ區  
別シテ説カン

損害ハ賠償、身分名譽及ヒ財産ニ關スル權利ヲ毀損セラレタルトキハ  
之ヲ償ハシメサルヘカラス其損害ニ種々アリ全部又ハ一分ノ毀損アリ  
又權利ニ種々アリ金錢ヲ以テ定メ得ヘキモノト否ラサルモノトアリ又  
物ニ種々アリ財産ノミニ係ルコトアリ又ハ否ラサルコトアリ例ヘハ放  
火セラレ建物一個所ヲ全燒ス之レ全部ノ損害タリ且財産ニ係ルモノナ  
リ又竊盜者カ牆壁ヲ切抜キ踰越セリ之レ一部ノ損害タリ又創傷セラレ